# BULLETIN

第 24 号

2006

日仏経済学会

# 巻　頭　言

日仏経済学会会長　西　川　　潤

今日、ヨーロッパはEUの憲法条約案が、フランスとオランダでの国民の「ノン」に会って、政治統合の進展もしばし休眠の状況にある。

他方で、昨年 11 月に大都市近郊で広汎に発生し、非常事態法の発動を導いた移民系青年たちの暴動に続き、今年 2 月には全国数十万の学生青年層を中心とした初採用契約（CPE）反対の大きなデモの波がドビルパン内閣の同法案撤回を導いた。まことに、フランスの社会情勢はグローバリゼーション下に決して安定していないように見える。CPE は、２６歳以下の青年を対象として、雇用の際の「見習い期間」を二年間とし、この期間内であれば企業の都合により解雇が自由にできること、また、企業側には採用者の社会保険負担分を三年間免除される特典を与えるもので、この法律は、グローバリゼーションに対して企業のコスト調整度を高めることにより、企業の国際競争力を高めることを意図したものであった。だが、若者たちには青年層をモノ同然に切り捨てる法律と映ったようだ。実際、昨年夏に実施された小企業対蕭の新雇用契約（CNE）で採用された人々の過半数が期間六カ月以下の短期不安定雇用であり、他方で、25 歳以下の青年の失業率は 23%、義務教育を終えただけの若者の場合は 40%という厳しい労働市場の状況には変わりがない。この CNE を従業員 20 人以上の中大企業に拡げようとしたのが CPE だが、青年層を中心とした世論と街頭デモは、この法案を廃案に追い込んだ。これは、フランスの「世論が物申す」直接民主主義の伝統が機能している例と言えよう。

また、この 7 月 1 日からは昨年 9 月のミレニアム開発目標フォローアップ国連特別首脳サミットでシラク大統領が提案した航空券に対する課税を国際協力に向ける国際連帯税がイギリス、ノルウェー等 10 数国の賛同を得て、実施される。国際連帯税は、20 年間でおよそ 100 億ユーロ（約 13 兆円）の新たな開発資金を調達する見込みを立てており、HIV・エイズ、結核、マラリアといった世界的な感染症対策に充てられるものだ。フランスは航空券税を導入するにあたって、ODA の対 GNI 比 0.7%目標を 2012 年に達成するというコミット トメントをしたうえで、各国にこの目標の達成をよびかけ、補助的な開発資金の財源として、航空券税の導入を提起したのだが、このような「革新的な開発財源の調達」（2 月にパリで開かれたフランス政府主催の国際会議名）がトービン税など、ここ数年フランスの経済学界で進行している「連帯経済」の理論に基いていることはよく知られている。

このように見ると、フランスは新聞面からしばしば誤解されるような「社会不安」に悩む国ではなく、むしろグローバリゼーション下に絶えず新たな革新を民衆の声に根ざして追求している国だということがわかる。日仏経済学会もこのようなフランスの動向に目を配りつつ、フランス経済及び経済理論の新しい動きと連携しながら、この動きを日本に伝えていくように努力したい。

# 日仏経済学会　BULLETIN　第24号
## 2006年

目　　次


巻頭言……西　川　　潤

●エセー

ポーで過ごした一年……今　井　正　幸……1

「アフリカ政策市民白書」……大　林　　稔……2

１９６８年を考えてみる……勝　俣　　誠……3

私とフランス……鈴　木　宏　昌……4

「失われた１０年」が日本経済にもたらしたもの……セバスチャン・ルシュヴァリエ……5

●論文

「東アジア共同体」と市民社会……西　川　　潤……6

香港の経済発展再考……ジャン＝ルイ・オーギュスタン……19
—都市計画の見地からみた「自由主義政策」言説の批判—……井　上　みゆき訳

現代世俗化社会とキリスト教政治倫理
—ヨーロッパ統合の軌跡を辿る—……坂　本　　進……33

●書評

イヴ・レオナール／編『文化と社会
—現代フランスの文化政策と文化経済』……井　上　みゆき……46

ポール・ギショネ著『フランス・スイス国境の政治経済史
—越境、中立、フリー・ゾーン— 』……喜多見　　洋……49

坂本進著『ヨーロッパ統合とキリスト教
—平和と自由の果てしなき道程』……古　賀　勝次郎……51

Evelyne Dourille-Feer et Jun Nishikawa (sous la direction de),
LA FINANCE ET LA MONNAIE A L’AGE DR LA MONDIALISATION.
EXAMEN COMPARATIF DE L’ASIE ET DE L’EUROPE……西　川　　潤……54

●学会報告

活動報告……57
会　　則……58
会員名簿……59
役員名簿……64

# ポーで過ごした一年

日本福祉大学　今井正幸

「今、なぜフランスにいるのですか」(その年で？) 高校の同級生の女性が素朴な疑問をメールしてきました。大学の制度を活用したサバティカル留学で、2000年7月から翌年8月末までスペインとの国境に近いポーで久々にフランス語漬けの学生生活を送りました。

中世のナバール王国の首都であり、ブルボン王朝の創始者アンリ4世の生まれた城のある丘の上に造られたこの閑静な都市は、詩人シマルティーヌが「海上はナポリ、地上はポーが世界一の景観だ」と褒め称えた美しい街です。

キャンパスは町の中心からバスで15分、広々とした緑地に囲まれていました。博士コースは昔と変わらず老若男女、国籍も様々で,講義は早く興味深い、中でも地域経済統合の専門家 Le Casheux 教授の博識とその明哲な講義には惚れ惚れしました。苦手なパソコンも、自宅のバルコンの向こうにピレネー山脈の雪を眺めながら毎日コトコトと作業していました。また、多くの学会に参加できたことは大きな収穫でした。ポー大学で数回、他にツールーズ、パリ、ラバト（モロッコ）など機会を見ては参加しました(帰国後も病みつきとなって毎年2～3回渡欧しています)。学会では必ず開催都市主催のレセプションが行われるのが印象的でした。そして何時しか学会「第三世界」のコミティ・メンバーに選ばれていました。

旅行もしました。中欧、スペイン、ポルトガル、コルシカ島、シシリー島、果ては中米のコスタリカ、エルサルバドル、グアテマラへ。そしてポーに近いバスク地方の町々、バイヨンヌ、ビアリッツ、サン・セバスティアンへも。30数年前、パリ大学留学時代に、仲間から「大いなる旅行者」と呼ばれたことを思い出しました。

ポー市の郊外にはヨーロッパ大陸で一番古いゴルフ場があり、年会費10万円で毎週通いました。顔なじみもでき、時には市民コンペにも参加しました。帰国のころ大変上手いスコットランド人に「ここを造ったのは英国人ではない。スコットランド人だ。」とたしなめられたことがあります。英国とスコットランドは今でも同じではないと言いたいのですね。

ここでの生活は、喧騒・闘争・効率などは鳴りを潜め、空間・時間等すべてが余裕と静謐に満ちているように思われました。私は何時、このような真にゆとりのある生活を得ることができるでしょうか？

# 「アフリカ政策市民白書」

大林　稔

「アフリカ政策市民白書」[1]は，アドボカシーNGOであるTICAD市民社会フォーラム（TCSF）[2]が，今年から刊行を開始した出版物です。TICAD市民社会フォーラムは，日本の対アフリカ政策を，アフリカの民衆により役立つものにしようと，2004年に設立されました。日本は大口援助国としてアフリカ民衆の生活に大きな影響力を及ぼしていますが，日本のアフリカ政策は，アフリカ人の参加なく策定・実施され，日本の市民の参加もほとんどありません。「アフリカ政策市民白書」は，こうした現状を打破するために作成されました。

アフリカ政策市民白書の特徴は，アフリカ人主体の評価を目指すこと，アフリカの貧困者の利益を基準とすることの二点です。アフリカ政策の評価はアフリカ人が，政策提言は日本側が中心となることが望まれます。日本の対アフリカ開発協力は、誤った政策が採られても、修正される制度的環境を欠いているからです。通常，政策の受益者は日本の納税者，有権者であるため，政策を矯正する手段と力を持っています。他方，アフリカ政策の受益者は，本来アフリカの貧困者ですが，かれらは日本政府への影響力を持たないため，誤った政策が正されないことがしばしばです。このため，「アフリカ政策市民白書」はアフリカの貧困者による評価を目指しています。さらに，アフリカと日本双方の協力による政策改善のための働きかけが不可欠となります。

「アフリカ政策市民白書」は，アフリカ政策評価の基準から，日本の国益，アフリカの経済成長，プロジェクトの効率などをはずし，貧困者の利益におきます。白書は，国益をアフリカ協力に持ち込むべきではないと考えますが，経済成長や援助プロジェクトが，貧困者の人間開発に貢献できることは否定しません。しかし，評価は，それらが貧困者のエンパワーメントにどの程度寄与したかを計測するものでなければなりません。

「アフリカ政策市民白書」の第一号は2006年3月に発行され，関係者の間で反響を呼んでいます。また，すでに英語版をネット上に掲載，仏語版の作成も進行中で，さらに第一号作成の教訓を踏まえて，現在第二号の準備が進んでいます。白書の発行は，多数の市民の参加と貢献に拠っており，さらに多くの実務者，研究者，学生の参加によって，国際協力を越えた民際協力が，アフリカと日本を結ぶことを期待しています。

註

（1）大林　稔・石田洋子（編著）2006「アフリカ政策市民白書2005―貧困と不平等を超えて―」晃洋書房

（2）TICADは日本が国連（UNDP, OSSA）、アフリカのためのグローバル連合（GCA）および世界銀行との共催で開催する、アフリカ開発をテーマとする国際会議。TCSFは，第三回TICADをきっかけにアフリカ，アジア，日本のNGOにより結成された。構成メンバーはODA実務者，NGO，研究者，学生など。http://www.ticad-csf.net/





# １９６８年を考えてみる

勝俣　誠

この6月末、東京の日仏会館で「日仏戦後60年の社会変容－1968年と1989年で何がどう変わったか?」という日本とフランスの研究者によるシンポジウムがあった。1968年といえば、フランスの五月革命や日本や米国などでの学生の叛乱が起きた世界同時多発事件の年であった。1989年の方は、ベルリンの壁が崩壊し、これからの世界は市場のグローバル化と一国議会民主主義しかないというリベラリズムの勝利が決定的とされた年であった。テーマにひかれて、一日目だけ出席することが出来たが、会場は立っている聴衆がいるほど満員であった．68年を単に日仏という「北」の社会内の討論に限定してしまうことに夜や違和感を覚えた私は、68年の「五月革命」に無視できない影響力を与えた当時中国で最盛期を迎えていた文化大革命を今日、どう評価するのかたずねてみた。フランスの中国研究者はあれはひどかったとしたが、もう一人の研究者は、ソ連の官僚的社会主義批判、第三世界との連帯、知識人の自らの社会的地位の見なおしの三つが主要課題であったとした。

その後、議論は、この五月革命と労働運動との連帯の有無、日本とフランスの人口ピラミットや失業率の比較など現代史の中の位置づけをめぐる問題へと移っていった。

しかし、本当に68年を歴史の中に位置づけることが出来る時代になったのだろうか。

私にとっては68年をあたかも終わってしまった出来事として論評するにはやや抵抗感を感じざるを得なかった。ましてや私と一緒に出席した中国の同僚は、1989年は天安門事件の年で、今もその評価は定まっていないと強調した．彼によれば、あの事件は決して当局の決め付けたような暴徒の仕業でなく、複数の民主主義を平和裡求める運動であった。学生達のこの要求は余りに整然と行われたので北京のドロボーでさえ感嘆し、騒乱に乗じた盗みを控えたくらいとのことであった。

私としては、68年に関し、今だあの時文化大革命の報道で先進工業国日本において触発された問題提起は今も基本的に有効であると思っている。

第一の既存の政党批判については、まさに民主主義の内容が問われる続けている。人民民主制なるものが時代錯誤であるとしても、現行の議会民主主義は未完のプロセスにあり、参加民主主義との緊張関係において常に問われつづけるべきである。

第2の第三世界の連帯の課題も残りつづけている。グローバル化が富の極端な偏在と「テロとの戦争」と同時進行している今日、世界の底辺を形成している人々の求める「より人間的な世界」の実現に向ける思考と行動における連帯は今ほど必要とされていることはない。

そして、第3の知識人とは何を意味するかは、大学人として、ともすると政治権力と市場の過剰が市民的自由を危うくする今日ほど、大学の使命を絶えず心に刻むことが求められている時代はないような気がする。この使命を守れきれないとき、大学は単なる就職先になるのであろう。

こうしてみると、68年はまだまだ一時代のページとしてめくってしまうには、私に時期尚早に思えるのだが・・・

# 私とフランス

早稲田大学商学学術院教授　鈴木宏昌

このたび、はからずもフランス教育功労賞シュバリエを授与する栄に浴しました。これは　これからさらに日仏学術・教育交流のために努力せよという励ましと受けとめています。

正直なところ、私とフランスを自分について 語ることは難しく、むしろここ半世紀近く二つの国と文化の中に生きてきたというのが実感です。フランスとの出会いは大学一年のときにふっとしたきっかけから、フランス語が“生きた言葉”になり、フランス語の勉強が楽しくなりました。その後、1965年にフランス政府給費生としてルーアン大学に留学、1970年にパリで結婚、そしてILOジュネーブ本部に就職、1986年に早稲田大学に来るまで20年以上フランスとスイスに生活したことになります。帰ってからもフランスやEUの労働問題について書くことが多い毎日です。

フランスとの接点ということでは、やはり個人的には留学の最初の年の記憶が鮮明です。ルーアン大学は旧市街から4-5キロ離れた丘の上のニュータウンの一角にありました。大学はカン大学から独立したばかりで、大学の施設と学生寮があるだけでした。学生が集まるところは無く、周辺にカフェすらありません。バスは9時以降運行なしで、映画すら見に行く機会も無い環境でした。学生寮は土・日になると大部分の学生は実家に帰るので空になり、ひとけの少ない学生食堂で食べる毎回のスパゲティやフリットがまずいこと！もちろん、日本人は私ひとりでした。寒くしかも重い雲におおわれるルーアンでの最初の冬は想像していたフランスとは異なりました。

転機になったのは、翌年の復活祭の春休みにプロバンス地方を歩いた時だと思います。輝かしい太陽を久しぶりにいっぱいに浴び、古代ローマの遺跡などを巡りながら、フランスの中に自分の居場所を見つけたように感じました。その後は、何人もの友達も得ることができ、留学生活が楽しくなりました。

今でも留学した直後の6ヶ月を思い起こすと複雑な気持ちになります。1968年に学生ストがナンテールの大学で始まったのも理解できました（このときは私はパリに住んでいたので、身近に経験した）。また最近では、1998年に6ヶ月ほどパリに滞在したが、フランスの大学の環境はあまり変わっていないと感じました。日本と同様にあるいはそれ以上に、フランスではエリート校とマスプロの大学の格差は大きくなっている印象があり、心配している昨今です。





# 「失われた10年」が日本経済にもたらしたもの

ＥＨＥＳＳ研究員／日仏会館研究員　セバスチャン・ルシュヴァリエ

私が日本経済に関心を持ったのは、CEPREMAP（昨年から略字の内容は、Centre pour la recherche economique et ses applications" に変わった）時代にロベール・ボワイエの指導下にレギュラシオン理論の観点から日本の労働市場、金融市場を調べて以来のことだった。この研究は博士論文『1990年代以降日本労働市場における再編成―雇用保障の不均等、企業間の異質性、金融要因』に実った。その後、兵役の代替として、東京の日本大使館文化部でフランスの社会科学書を日本に紹介する仕事に携わったり、日本労働研究機構で在外研究の時を過ごした。

昨年からは社会科学高等研究学院（EHESS）の日本研究所で、クリスチャン・ソテール教授の後任として、日本経済を担当している。今年1月から東京の日仏会館で2年間の研究員(pensionnaire)として、日本経済の「失われた10年」、特にその時期における日本企業相互の「異質性」の形成、発展をテーマとして、研究に専念するようになった。

1980年代の「日本ＮＯ．１」的見解がもてはやされた時代には、日本企業はみな同一の経営、行動パターンをとっているかのような見解が学界でも支配的だったが、じつは企業規模や産業分野によって、日本企業は人的管理、金融方式、革新や国際化戦略など、その経営方式やパーフォーマンスはむしろ異質的なのである。ところが、1980年代以降を仔細に検討すると、この「異質性」もけっして安定的なものではなく、むしろ、同一規模の企業間でも、また同一産業部門内部でも、次第に増大してきていることが知られる。このことは、Ｃｈ．ユルランとの共著論文 "The Heterogeneity of Employment Adjustment across Japanese Firms. A Study Using Panel Data"（Industrial Relations に掲載）で論証した。このような企業間の異質性の増大が、今日本で騒がれている格差増大の一因となっていると言うこともできよう。

高度成長時代には、有名な二重構造に示されるように異質性が経済成長の動因となった。しかし、1980年代半ば以降は、系列関係の衰退、春闘方式の形骸化、規制緩和等により、異質性はかえって経済にはマイナスの要因となって働いているように見える。

この日本経済の異質性研究に発して、現在では、企業内革新の様式、企業の多国籍化戦略、ミクロレベルの生産性異質化の増大がマクロレベルでの生産性停滞に結び付いている事情、などを個別研究のテーマとしている。

日仏会館に在籍中、私は日本経済について毎月1度の「ランチ・セミナー」を主催している。日仏経済学会の会員はもちろん大歓迎である。プログラムは、http://www.mfj.gr.jp/lunch_seminar/lunch_seminar.html.をごらん頂きたい。お問い合わせは、

lechevalier@mfj.gr.jp までどうぞ。なお、ＥＨＥＳＳのホームページにも私の研究紹介があるので、関心ある方はどうぞごらんになってください。http://www.crj.ehess.fr/

# 「東アジア共同体」と市民社会

早稲田大学　西　川　　潤

## はじめに—グローバリゼーション下の東アジア国際関係の変容

2005年12月始めに、初の東アジア・サミットがマレーシアのクアラルンプールで開催された。従来、日本はＩＭＦ／ＧＡＴＴ・ＷＴＯのグローバリズム体制の下で経済発展を遂げてきた経緯もあり、地域主義にはきわめて慎重であった。

1990年代の初め、マレーシアのマハティール・ビン・モハマド首相（当時）が、東アジア経済協力会議（East Asian Economic Caucus~EAEC）の創設を呼びかけたときにも、日本はきわめて慎重で、政界の大勢はこれを無視した。

変化が起こったのは、1997－98年のアジア通貨金融危機の頃からである。このとき、タイから始まり、マレーシア、インドネシアを襲い、次いで東アジアの韓国に飛び火した通貨金融危機のときに、これらの国からは膨大な外資が（そして民族資本も）海外に流出し、各国が通貨危機に見舞われることになったが、その際、黒字国の日本はこれらアジア諸国に計800億ドルに上る外貨を融資し、これらの国の通貨価値を下支えし、アジア諸国が立ち直るきっかけを提供した[1]。

この時期に、日本の国内からも、また、アジア側からも、グローバリゼーション下に必ずしも安定しない資本の突発的移動に備え、アジア通貨基金（ＡＭＦ）のような共通の外貨準備ファンドを設立してはどうか、という声が上がった。しかしながら、この案は、ＡＭＦによって、自らの権益が侵されることを憂慮したアメリカとＩＭＦの強い反対に会い、すぐに潰えることになった。中国はこのとき、日本がアジア地域の新秩序形成のリーダーの位置を占めることを警戒し、本提案には冷たい反応しか示さなかった。

東アジア協力の構想が再燃、再燃してきたのは、ここ数年のことである。

これは、グローバリゼーションの進展と関連している。

1990年代末以降、グローバリゼーションは2つの形で展開することになった。

第1は、経済面の理由である。1990年代以降のグローバリゼーション進展のなかで、世界的に社会問題、環境問題が悪化し、グローバルレベルでの市場経済化、ボーダレス化、自由化に歯止めがかかったことである。つまり、ＷＴＯの場での貿易自由化などグローバリゼーションに世界の市民社会や南の国が反対を明言した結果、1999年のシアトル、2003年のカンクンなど、貿易自由化交渉が行き詰まることになった。ここから、これまで各国の成長を牽引してきた自由貿易を一層推進するためには、地域レベルでの自由貿易協定（ＦＴＡ）が手っ取り早いという見方が広がり、2000年ころからＦＴＡ交渉が世界的に増えてきた。ＦＴＡは基本的には2国間交渉だが、ＦＴＡが締結されると、それは第3国に対しては排他的に働くため、第3国もまた、何らかの形で、ＦＴＡ交渉を始めざるを得ない。こうして、近年のＦＴＡブームが説明されることになる[2]。

第2は、政治面の理由である。近年のＩＭＦ－ＷＴＯを車の両輪とする自由化の急速な波は、多くの国に対して、警戒心を喚起することになった。とりわけ、アジア太平洋の場では、アジア太平洋経済協力閣僚会議（ＡＰＥＣ）が、アメリカの自由化戦略推進の場として、認識されるようになった。ここから、特にＡＳＥＡＮ諸国の間では、ＡＰＥＣと違った地域協力の場を必要とするとの意見が強まるようになった。ここにＥＡＥＣ構想が復活してきた理由がある。

こうして、グローバリゼーションの時代に東アジア・サミット、東アジア経済協力会議、東アジア共同体など、一連のＡＳＥＡＮ＋3を柱とする東アジア協力構想が浮上してきた理由がある[3]。



本論では、先ず、グローバリゼーションと地域主義の関係を眺め、次いで、東アジアにおける地域主義がどのような形をとっているかを検討し、この地域協力がしかしながら、これもグローバリゼーションによって生じているナショナリズムの相克によって困難に逢着している状況を分析する。ここから、グローバリゼーション時代に国境を越える市民社会同士の協力、提携関係がカベに逢着している東アジア協力の前進にとって有効であることを示すことにしたい。

注（1）この時期に、日本がアジア諸国に供与した資金の総額については、外務省経済協力局（2002）を参照。

（2）西川　潤（2004Ｂ）第1章。

（3）これら地域協力機構の詳細については、外務省のホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia_kyoryoku.html の「各国・地域情勢」「アジア」「地域協力・地域間協力」を見られたい。

## 1　グローバリゼーションと地域主義

グローバリゼーションは通常、地域主義と矛盾するものと考えられている。経済学では貿易や投資の自由化が資源の最適配分を達成する手段と考えられているので、地域協力、地域統合は「次善の策」と考えられてきた。

ヨーロッパ共同体（EC）からヨーロッパ連合（EU）への進展のなかで、地域主義自体のメリットも注目されるようになったものの、大勢としては、グローバリゼーションの下での自由化がベストであり、地域主義はその障害とみなされるのが普通だった。第二次世界大戦後の復興、経済成長をグローバリズムの下で遂行してきた日本でも、この観念は強い。

しかし、地域主義はたんにグローバリゼーションの障害となるものではない。EUの例を見ても、EUは東西冷戦の谷間にあって、アメリカ型の市場万能主義でもなければ、ソ連の中央集権型の計画経済でもない、混合経済の第3の道を追求してきた。また、他方でそれはヨーロッパという数億人の強大な市場を形成することによって、米ソに対抗する独自の地域経済を組織する道でもあった。このような地域協力体は、第3国に対しては排他的にはたらくので、グローバル統合体からすれば「障害」と映る。

だが、他方で、地域協力の進展のなかで、国境のカベが低くなり、グローバリズムの側にとっては好都合な市場形成が行われることがある。1957年のローマ条約によりヨーロッパ経済共同体が発足したあと、1960年代にアメリカの多国籍企業のヨーロッパ投資が激増し、1980年代の米欧双方の企業の相互乗り入れ、M&Aによる世界戦略形成を準備することになったのはその例である。また、反対に、グローバリゼーションが進むと同時に、世界的に規制緩和、民営化、小さい政府等、国境のカベが低くなり、情報通信革命も促進されて、地域主義もまた促進されることも当然考えられる。今日、東南アジアと東アジアを結ぶ巨大な「東アジア」協力が提起されてきている背景には、この2つのサブ地域内で、日本とNIESを一方の核として、生産力が増大し、それと共に経済の相互関連が増し、それがこんどはASEANと東アジア間の経済連携協定などの地域的協定を導いて、東アジア協力の経済的土台を形作ってきた事情がある。つまり、地域レベルでの経済連携実体が先ず形成され、その上部構造としいての政治的協力が云々されるに至った経緯がある。

このように、グローバリゼーションと地域協力は一見対立するように見えるが、じつはお互いにあい補う関係もまた成立することを最初に指摘しておこう。　だが、この地域主義がグローバリゼーションとの緊張関係のなかで、またしばしばそれとあい対立しながら進められてきたこともまた事実である[1]。

1990年代以降、ヨーロッパにおける統合の加速化も、このころから強まるグローバリゼーションの下で企業のM&Aが加速化し、それが失業の増大と相伴ってきた事実と無縁にはこれを論じることができない。

アジアにおいてＡＳＥＡＮが、1990年代に東アジアへの接近を強めたことも、1997－98年の通貨・金融危機、またＡＰＥＣを通じて強まる自由化圧力への警戒の念と密接に関連している。

次に、じっさい東アジアにおいて地域主義がいかなる形をとって現れてきたかを見よう。

注（1）Hughes(2004), Hetne(2001)はここで見たような

グローバリゼーションと地域主義の相関関係を議論している。

## 2　東アジア地域主義の進展

アジアにおける地域主義はいくつかの形をとっている。

1960年代の早い時期に東南アジア諸国連合（ＡＳＥＡＮ）が1967年に成立し、それ以来、当初の5国が今日では当時は相互に敵対していたインドシナの社会主義諸国をも含めて10国に成長してきたことは知られている。近年ではＡＳＥＡＮ諸国は元来2008年達成予定のＡＳＥＡＮ自由貿易協定（ＡＦＴＡ）を2002～07年におおむね繰り上げ達成した。また、2010年完成予定だったＡＳＥＡＮ投資地域（ASEAN Investment Area）協定も2003年には投資者の内国民待遇を繰り上げ実現した。それと並んで、2000年には「ＡＳＥＡＮ統合イニシアチブ」(ASEAN Initiative for Economic Integration~AIEI) を発表し、域内格差を縮小して、国際競争力を強める方針を打ち出した。この域内格差の縮小により統合を実現するという考え方はＥＵにならうもので、ここで初めてＡＳＥＡＮは、従来の地域協力体から、地域統合体への道を歩みだしたと言ってよい。

2003年には、バリ島で開かれた首脳会議でＡＳＥＡＮの憲章としての協和宣言の新訂版（Concord Ⅱ）を採択し、同時にここ数年暖めていた「ASEAN2020年ビジョン（ASEAN Vision　2020)」に沿って2020年には「ＡＳＥＡＮ安全保障共同体(ASEAN Security Community)」「ＡＳＥＡＮ経済共同体(ASEAN Economic Community)」「ＡＳＥＡＮ社会・文化共同体(ASEAN Social and Cultural Community)」の3面共同体化から成る「ＡＳＥＡＮ共同体」を成立させるという壮大なビジョンを打ち出した[1]。

ＡＳＥＡＮ諸国は現在、3面統合を進めるべく、第1次（1999～2004年）のハノイ行動計画、第2次（2004～2010年）のビエンチャン行動計画に沿って、統合の道を具体的にたどっている。

このＡＳＥＡＮの地域主義進展の過程で、2つの対外関係における大きな変化が起こった。

第一は、アジア太平洋地域の場で、1989年来存在するＡＰＥＣとの間に微妙な懸隔が生じたことである。

ＡＰＥＣはもともと、ＥＣ〈当時〉の進展に対して、英連邦の枠組みが揺らぐことを恐れたオーストラリアから、太平洋の場での自由貿易、経済統合を推進する場として提案された地域機関で、今日ではASEAN7国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)、日本、韓国、中国、台湾（チャイニーズ台北と呼ばれる)、中国香港の東アジア5国・地域、メキシコ、ペルー、チリのラテンアメリカ諸国、、そして、豪、ニュージーランド、アメリカ、カナダの太平洋先進国、パプアニューギニア、そしてロシアの計21国・地域が参加している。しかし、1997年のベトナム、ロシア、ペルーの参加以来、新規加入は凍結され、先進国がリーダーシップをとるクラブの印象を排除することはできない。

これらのメンバーによるAPEC地域の人口は世界の4割、またＧＤＰは6割を占める一大地域主義勢力であることは事実である。ＡＰＥＣは、1994年、インドネシアのボゴールで開かれた首脳会議で「ボゴール目標」を採択し、先進国メンバーは2010年までに、途上国メンバーは2020年までに貿易投資の自由化を達成することを申し合わせている。

しかしながら、特に1997～98年のアジア通貨・金融危機以来、ＡＳＥＡＮの内部ではＡＰＥＣの自由化一辺倒主義に対する批判が強まってきた。

そこで、ＡＳＥＡＮではＡＰＥＣ型の自由貿易協定（Ｆｒｅｅ　Ｔｒａｄｅ　Ａｇｒｅｅｍｅｎｔ）に代わり、経済連携協定（Economic Partnership Agreement）の考え方を打ち出し、ＡＳＥＡＮの場ではＥＰＡを主軸として、地域主義を進める方向を示している。

ＦＴＡとＥＰＡの違いは、前者がもっぱら貿易自由化を軸とするのに対し、後者は貿易のみならず、投資、技術移転、労働力の移動など、全般的な経済関係の深化をめざすことにより、経済パートナー双方の公正な発展をめざすもので、域内格差の是正をめざすＡＳＥＡＮ統合イニシアチブの延長線上の考え方にほかならない[2]。

そこで第二に、このころからＡＳＥＡＮは第3国との関係をＦＴＡではなく、ＥＰＡを通じて深める方向ｊを



打ち出すに至った。

2003年には中国、インドが相次いでＡＳＥＡＮ友好協力条約（Treaty of Amity and Cooperation）に署名し、同時にＥＰＡの交渉に入り、翌04年にはＥＰＡ締結で合意する。

中国がＡＳＥＡＮと始めて首脳会議を開くのは1997年のことだが、それから6～7年の間に両地域の接近はめざましいものがある。

インドは、1995年からＡＳＥＡＮとの政府間対話を始めるが、02年には初めて首脳会議を開き、今見たように03－04年にＴＡＣ加入、ＥＰＡ締結と、これも接近は顕著である。

日本とＡＳＥＡＮの関係はもともと深かったが（1977年来、首脳会議)、ＡＰＥＣ－ＦＴＡの地域枠組みに固執していたため、この動きには大きく出遅れた。

1997年、アジア経済危機の真っ只中で開かれたＡＳＥＡＮ30周年記念の非公式首脳会議で初めて、日本、韓国、中国の東アジア3国首脳が招待され、翌98年からＡＳＥＡＮ＋3の首脳会議が定例化されたのは、グローバリゼーションに振り回されたＡＳＥＡＮが新たな地域協力のフレームワークを求めたからにほかならず、実際、日本がこの時期に巨額の外貨を融資して、ＡＳＥＡＮ及び韓国の経済悪化を下支えしたことは冒頭に述べた。

だが、日本が主導権を握る形でのＡＳＥＡＮ＋３のフレームワークをこの時期に前進させることには、アメリカ、中国の警戒から実現しなかったことについても先に見た。

しかしこの間、日本のアジア諸国との貿易は着実に進展し、今日では日本の対アジア輸出は輸出の40％以上を占め、対米貿易は30％を割るようになり、戦後一貫して日本の輸出の40％以上を占めた対米貿易の比率が低下するようになっている。つまり、戦前の日本の対世界貿易ではアジアが一貫して第一位を占めていたが、その状態が復活してきたのである。

1970年時にアジアは日本輸出の28％、輸入の18％を占めたが、2003年には各46％、45％を占めるようになり、同じ期間に一貫して日本貿易の約3割以上を占めていた北アメリカの比重は輸出は34％から26％へ、輸入は34％から17％へとそれぞれ大きく減少した（経済産業省対外経済政策サイト)。これは戦前の比率をアジアは上回り、北アメリカは顕著に下回るものである。

これらアジア貿易の進展が、日本の対アジア投資の増大に支えられていることにも注意を払っておこう[3]。日本の対アジア投資残高は、1997－98年のアジア通貨金融危機の結果、99年末には451億ドルと3年間に半分近くに減少したが、それ以降、再び増加の一途をたどり、2004年末には764億ドルと97年水準を回復している。2004年の投資フローを見ると、アジア諸国には106億ドルで、対外投資総額309億ドルの3分の1を占め（内中国が59億ドルで56％、ＮＩＥＳが18％、ＡＳＥＡＮが24％）ており、対北米の76億ドル、対ＥＵの71億ドルを大きく凌いでいる。投資残高全体は3718億ドルにのぼり、北米1470億ドル、ＥＵ1019億ドルには及んでいないが、今の伸びからすると、やがて北米、ＥＵに拮抗する投資地域となることは疑いを入れない。

このような投資の増加が、企業内取引やＯＥＭ，その他の商業コネクションを牽引し、貿易量を大きく増加されているのである。

これらのデータからも日本経済にとって、投資と貿易の両面でアジアのウエートが高まり、地域主義の基盤が形成されてきていることが伺える。

こうして、日本もまた、ＡＳＥＡＮの側からするＡＳＥＡＮ＋3の呼びかけに応じるようになり、2003年には「アジア債券基金」のように、域内通貨で債券を発行し、域内余剰資金でこれを購入する地域主義機関も発足するようになった。これは、一面から見れば「ドル離れ構想」とも見られるだろう。現在、日本が総裁を出しているアジア開発銀行が「アジア共同体」構想を準備しているとも伝えられるが、このような構想は日本の地域主義支持派に支えられていると考えられる。

このような動きを通じて、2003年12月に東京で開かれた日本ＡＳＥＡＮ特別首脳会議で、小泉首相は「東アジアコミュニテイ」の形成を呼びかけ、これが同会議の宣言に盛り込まれた[4]。

また、これと前後して日本は2002年来、ＡＳＥＡＮ＋3の枠組みで「東アジア開発イニシアチブ（Ｉｎｉｔｉａｔｉｖｅ for Development of East Asia　IDEA)と称す

る外務大臣レベルの定例協議の場を設け、ＡＳＥＡＮ＋３のレベルで官民の開発協力打ち合わせを始めている。

これら東アジアレベルでの地域協力協議を踏まえて、2005 年 12 月、クアラルンプールで初めての「東アジアサミット」が開かれることになった。

しかし、この東アジアサミットは、当初ＡＳＥＡＮが考えていたようなＡＳＥＡＮ＋3 の地域協議体ではなくなっていた。ここに、今日の東アジア協力のかかえる大きな問題点がある。

本節では、東アジア協力がＡＰＥＣの場を通じて現れるグローバリゼーションと緊張関係を保ちつつ展開してきたことを見たが、次にこの東アジア協力がかかえる内部矛盾について検討することにしよう。

注（１）　Conference on ASEAN (1997)

（２）西川　潤（2004Ｂ）第１章。

（３）　データはＪＥＴＲＯ「貿易・投資・国際収支統計」（http://www.jetro.go.jp/jpn/stats/fdi/）

また、Ｌｉｎｃｏｌｎ（2004）は、こうした地域内経済関係の活発化と地域主義を関連付けている。

（４）東アジア共同体の要を得た歴史については、谷口　誠（2004）を参照されたい。

## 3　東アジア協力のかかえる矛盾

政府レベルで「東アジア共同体」など、地域協力の必要性が叫ばれる一方で、しかしながらこれら政府間の外交関係は必ずしも円滑に進行しておらず、日中、日韓など首脳会談もここ数年開けないのが実情である。

東アジアにおける政府間関係が悪化した原因としてはいくつかの理由が考えられる。

先ず考えられるのは、グローバル化時代の東アジアにミニ覇権主義が出てきていることである。

これは、経済大国としての日本と、人口大国としての中国の双方について言える。

日本に関しては大国志向が外交の場で目だってきている。

日中間の紛争ですぐ挙げられるのは、(1) 小泉首相の靖国神社参拝、(2) 教科書を考える会が編纂した歴史教科書（扶桑社版）が検定で採択されて、いくつかの学校で教科書として採択されるに至ったこと、(3) 2005 年秋、日本が国連の場で「国連改革」案として常任理事会の拡大提案を、インド、ブラジル、ドイツと共に提出し（G4 案）、常任理事国入りをめざしたこと、(4) 改憲の動きが自民党と一部言論誌紙により高まり、それが自衛隊の海外派遣を正当化する憲法 9 条の改定案として現れていること、等がある。

第 1 の小泉首相の靖国参拝は、本人は個人の心の問題と述べているが、A 級戦犯を戦死者と合祀している靖国神社に「日本国首相」として毎年参拝し、多くの閣僚がそれに従っていることは、日本が戦争犯罪を否定していると受け取られる結果を生んでいる。つまり、大戦の惨禍を生んだ責任をうやむやにしてアジア諸国と交際するということを言明していることに他ならないととられるため、中国や韓国は強くこの行為に反発している。しかし、小泉首相は政治家として、靖国神社参拝という行為によって、グローバル化時代に今までの一国福祉体制（終身雇用制や年功賃金制等）が解体してきたことに不安を高めている日本人のナショナリズムを吸い上げて、自分の政治的資産としているわけである。

第 2 の歴史教科書の問題も、今見た、日本に近年高まっているナショナリズムと関連している。つまり、日本史の再解釈において、戦後の過去の戦争を日本の犯した過誤とみなす民主主義的史観を否定し、日本の行動を自国の生存のために必然であったとする視点をとり、そのために日本人が献身した姿を美談としてとらえる。植民地支配も日本が近代化に貢献した面を強調している。また、近隣諸国との領土問題も排外主義的視点から説明している。とりわけ、2006 年の教科書検定では、「近隣諸国との間に領土問題が存在する」といった中立的な叙述が一様に、「日本固有の領土である竹島（または尖閣列島）に対して、韓国（または中国）が領有権を主張している」といった、日本の領有権を既定の事実であるかのような修正意見が付され、実際、各教科書会社はこの修正意見に従って、歴史叙述を訂正したとの報道がなされている。これは、歴史の一面的な解釈であり、周辺諸国が、過去の侵略を正当化する特殊な歴史解釈であるとして、警戒感を高める原因を形作っている[1]。



第 3 の国連改革案は、かねてから日本の外務省内に、アメリカに次ぐ第 2 の国連分担金拠出国として、日本がもっと政治的に重要な役割を果たすべきであるとする議論があり、そこから、近年のグローバル問題の高まりのなかで国連改革を必要とする議論の高まりのなかで、日本とドイツなど大国が常任理事国入りすべきであるとする議論として、日本独自の改革案が作られた。これに南のなかの大国であるインドとブラジルを乗せて、途上国票をも獲得することをめざして、2005 年秋の国連総会に G4 案として提出されたのである。しかしながら、この大国のみが国連運営の責任を持つべきだとするＧ４案は総会の席上、4 分の 1 の票をも獲得することができず、惨敗に終わった。これは、アジアを始めとする途上国が大国の国際政治の引き回しに強い懸念と反発をもたことに由来すると考えられる。つまり、中小国の意向が日本外交には計算に入っていないのである。

第 4 に、改憲論議は、1990 年代の経済不況とグローバル化進展を通じて世論誘導が強まってきた。主たる論点は天皇の地位と軍隊放棄を定めた 9 条の改正である。2004 年 6 月、自民党の政務調査会に設けられた憲法調査会の憲法改正プロジェクト・チームがまとめた「論点整理」（案）」が政府・自民党の憲法改正案の土台となっている[2]。この「論点整理（案）」によれば、国民に「愛国心」を持たせるような国家像の提示、権利・自由と表裏一体をなすべき「義務・責任」の明示、環境権など新しい人権規定の導入、家族や社会連帯などの強調などを重視するとしている。具体的には、(1) 天皇の象徴的地位は変わらないが、天皇の行う祭祀等の行為を「公的行為」と位置づける、(2) 安全保障に関しては、自衛権規定を盛り込み、自衛のための戦力の保持を明記する（9 条の改正）、(3) 新しい人権に関しては、「環境権」等とともに「環境保全義務」に関する規定を設ける、(4)「公共的な責務」に関する規定を設けると共に、家族を扶助する義務、また、国の家族を保護する義務を設ける、(5) 国の防衛及び非常事態における国民の協力義務を設ける、等が挙げられている。議論の中には、婚姻・家族における両性平等の規定(現憲法 24 条)は、家族や共同体の価値を重視する観点から見直すべきである、とする意見も示され、ここから、政府・自民党は公の用語から「ジェンダー」という外来用語を追放する方向に動いている。全体として、かつての大日本帝国憲法のような有機的国家観を復活させ、国民の権利ばかりでなく義務を強調し、国策（海外出兵等）への協力を定める、という方向が読み取れる。

有機的国家観とは、個人の意思を超越した力が国家理性を形作っており、個人は「国益」とか「国策」とかいった、誰か（権力者）が定めた方針に従うべきであるとする考え方で、両大戦間に興隆した全体主義の論理となった。自民党主導の改憲論議が、基本的には「押し付け」憲法を排して、第一に愛国心を人びとに植えつけるような、第二には、個人に対して家族や天皇の役割を重視するような、そして第三には自衛権の名の下に海外派兵を承認するような、方向の憲法改正を提示していることが、上の「論点整理」からも理解されるだろう。

以上、4 点にわたり、日本と中国、また韓国との間で問題となっているような日本の大国主義志向ととられる表現を検討したが、これらの点はいずれもグローバリゼーション下に日本で強まっているナショナリズムを一段と強化するような動きであるといってよい。

だが、中国においても同様の現象が出てきていることに注意をはらっておきたい。

改革開放体制の進展のなかで、中国は多国籍投資を積極的に呼び込み、1980 年代以来、年率 7－8％の高い経済成長を達成している。中国の一人当たり国民所得は最近 25 年間に 6 倍（1980 年の 200 ドルから 2004 年の 1200 ドルへ）に増大した。しかしながら、これは平均の数字であり、高い経済成長を謳歌する沿岸部と、これを資源と労働力の両面で支える内陸部の経済格差、いわゆる東西問題はきわめて深刻で、またこの格差が拡大している。これは都市部と農村部の間の巨大な格差でもあり、ここから「3 農問題」と言われるように、農業、農村、農民の遅れが目立ち、近年では農村反乱が相次いでいる現状である[3]。このような情況のなかで、北京当局が、ナショナリズムのかき立てによって、国論統一をはかると同時に、国民の眼を国内問題から海外に向けることによって、政権維持をはかることも、また十分考えられる行動である。

ナショナリズム、大国意識の強調は、近年中国経済が

必要としている資源確保の努力とあいまって、軍事・安全保障面での政策展開となって現れている。その最たるものは先ず、近年の年率二桁にのぼる軍事費の増加であり、中国戦力の近代化、技術集約化はＥＵとの武器購入交渉となっても現れているし、台湾海峡へのミサイル配備としても現れている。近年の台湾海峡をめぐる緊張は、中国のこのような軍事化努力、それを正当化する「反国家分裂法」の採択等によるものである。また、中国の原子力潜水艦が2004年11月、日本海、尖閣列島海域を潜水航行し、領海侵犯事件として日本の国会で問題となったが、これも日本の軍事的反応の測定行動と解釈されており、両国間の緊張を高める一因となっている。また、中国側では、2005年2月、日米安全保障協議委員会（外務、防衛閣僚による2プラス2会議）の会議で、初めて「台湾」が議題として取り上げられ、日米安保協議の場で台湾海峡を含めるに至ったことを「挑発行為」として神経をとがらせ、非難している。

第二に、近年中国で強まっている反日運動もたんに日本側のナショナリズムへの対応にとどまらず、中国の国内事情によるところが大きい。中国の歴史教科書はもともと抗日時代の日本認識を受け継ぎ、日本を鬼畜として描写する、きわめてイデオロギー性の強いものだが[4]（ついでに言うと、台湾民主化以前の、国民党政権による歴史教科書の日本認識もまったく同様であり、このような日本認識は台湾の民主化と共に是正されることになった[5]）、近年では反日感情が政府公認の下に強められている気配がある[6]。2004年3月、尖閣諸島の魚釣島（中国側では釣魚島）に中国「ＮＧＯ」7名が上陸し、沖縄県警に逮捕されたが、こうした領海侵犯行為は政府の公認がなければ社会主義国中国ではありえないことだろう。同年8月には北京で開催されたサッカー・アジアカップの決勝戦で、日本が勝ったのに怒った中国人サッカーファンが、日本公使の車を焼打ちしたり、日本国旗を燃やすという植民地時代を思い起こさせるような暴動が起こった。さらに、2005年3−4月には、北京、深圳、広州などの大都市で反日暴動が起こり、北京の日本大使館が投石などで襲撃されるという事態が勃発した。これらは、土台として上述の国内格差の拡大、近代化と経済成長のなかでの汚職腐敗の頻発、労働災害や公害、開発に伴う一方的立ち退きなど人権無視、そしてグローバル化のなかでの学生層の失業問題の現われ等によるものと解釈される。政府当局はマッチポンプ的に事態を誘導しようとしたが、最後の反日暴動は、当局の予想を超えて拡大したため、急遽締め付けに転じざるを得なかった。

こうして、中国側でもナショナリズムを強調する空気が強まってきた。江沢民氏（当時主席）の反日政策は、小泉首相の靖国参拝と対をなしている政治的行動と解釈できる。このように、両国の国民の間に拡がっている不安感を土台として、両国でナショナリズムが強まっている。ここから、尖閣列島付近での日本領海側に広がる天然ガス・油田の共同開発という中国提案、また、日本の安保理事会常任理事国入りを中国が（アメリカと共に）阻止する行動、そして東アジア共同体が中国に操作されることを恐れた日本による東アジア・サミットへのインド、大洋州2先進国の招待、また、日本による2008年以降円借款の対中供与停止といった、両者虚々実々の外交戦が拡げられており、それが空前の日中関係の悪化として現れているのである。

付言しておきたいのは、韓国、台湾もじつは同様の歴史、領土問題を日本との間に有していることである。韓国の場合にはそれは、竹島問題、教科書問題、従軍慰安婦等の戦争責任の清算問題、そして靖国参拝問題等として現れている[7]。台湾の場合は台湾海峡情勢の緊迫によりあまり目立たないが、やはり領土、戦争被害者補償、日本軍従軍者の靖国合祀問題等が存在する。しかし、両国の場合には、国内民主化に力を入れているため、それが外交面でクローズアップされるに至っていないのである。今日東アジアでっ強いナショナリズムが、かなりの程度、国内問題と関連していることが、ここからも知られる。

いずれにしても、政府レベルで東アジア共同体が語られながらも、各国で強まっているナショナリズムにより、その実体化は当面困難であることを見た。

それでは、東アジアでの新しい秩序形成は無理ということになるだろうか。この点で、各国で強まっている民主化と市民社会の役割を最後に見ておきたい。

注（1）教科書を考える会の歴史教科書（扶桑社版）に対する国内歴史家たちからする批判については、上杉　聡他（2005）、及び子どもと教科書全国ネットのホームページ http://www.ne.jp/asahi/kyokasho/net21/参照。また、東北アジアで歴史的経緯から地域協力が困難になっていることの指摘としては、Rozman(2004)がある。

（2）http://www.kenpoukaigi.gr.jp/seitoutou/20040610jiminkaikenPTronten2.htm

（3）陳桂棣（2005）、李昌平（2004）、清水美和（2005）、Ｉ・ジョンソン（2005）、村山　宏（2002）等、この点に関する報告は多い。

（4）この点に関する紹介としては、勝岡寛次（2001）がこれらの国の教科書を読む際の導入としては参考になる。

（5）西川（2005Ｂ）を見られたい。

（6）水谷尚子（2005）、横山宏章（2005）。なお、馬立誠（2006）『謝罪を越えて−新しい中日関係に向けて』文春文庫、は、中国ジャーナリストの目から見た中日関係の現状、問題点で、新鮮な視角を与える。

（7）韓国政府が、民主化の努力のなかで、歴史的過去の清算・和解問題に真剣に取り組んでいることは注目に値する。朝日新聞は次のように報道している。（2006年2月23日付）

「韓国政府は、日本の植民地統治下（1910〜45年）で日本企業や軍隊に徴用された韓国人のうち、死亡・負傷した人やその遺族に対して実質的な個人補償 をする方針を固めた。最高で約10万人が対象になるとみられ、無事に生還した人は除外される。また、徴用者に対する日本企業からの未払い賃金が計2億3000万円に上ると推定。これについても政府レベルでは日本側に要求せず、韓国の国費で肩代わりする方向だ。・・・韓国政府は今後、日本政府に対し、企業からの未払い賃金供託金名簿など被害者特定のための資料提示で協力を求める。・・・盧政権は昨年、日韓交渉文書を全面公開し、徴用問題などを“韓国自身で解決する”と宣言していた。」しかし、人道的犯罪、即ち強制連行の被害者、従軍慰安婦、ハンセン病患者等については、引き続き、日韓交渉の議題としていく方針であると伝えられる。

## 4　市民社会の役割

市民社会とはここでは、国家の運営に責任観念を持つ人びとから構成され、政府や営利企業の運営を監視し、国家の民主主義的運営を進めていく動因となるセクターであると定義しておこう。市民社会セクターは非営利セクター、社会セクターとも呼ばれ、一方では政府部門に対して提言を行い、説明責任を要求し、国家運営の透明性を保障する主体となっている。他方では、営利企業に対して、これも社会（人権）配慮や環境配慮など運営の透明性を要求し、雇用や生産技術、また生産物の品質等について社会的責任を追及する主体として現れている。

かつては市場経済の失敗と呼ばれる投機、破産、失業、公害、経済集中などの現象に対しては政府の干渉により、これらの失敗を是正するのが当然だったが、その後、政府の肥大化と共に、政府もまた、赤字財政、汚職腐敗や、技術革新の遅れなど失敗を積み重ねることが知られるに及んで、これら政府・市場の失敗を是正するアクターとして市民社会の役割が重視されるようになったのである。

市民社会の特徴としては次の4点が挙げられる[1]。

第1に、非営利、自発性を特徴としており、権力の座にある政府やそれと結び付きやすい営利企業、特に大企業を監視する可能性を持つ。

第2に、主権者意識を持っている人びとが非営利団体や（ＮＰＯ）やコミュニティ団体（ＣＢＯ）を通じて社会に発言していくために、政府が赤字財政や汚職腐敗により停滞したり、また、企業が多国籍化を通じて海外に投資し、国内経済を沈滞させているときに、国内民主化、経済活性化の動因となる。

第3に、それゆえ人権や環境保全運動の担い手となり、国境にとらわれない人間としての地球社会形成のエージェントとなることができる。

第4に、経済のグローバリゼーションが進む今日、グローバル社会では必ずしも、超国家権力が存在しないために、市場の失敗もグローバル化する（通貨金融への投機、環境破壊に由来する災害、公害、ＡＩＤＳ／ＨＩＶなど新感染症等）気配があるが、市民社会は一方では国連や国際機関等のＮＧＯとして、これらグローバル問題への対応を積極的に呼びかけている。また、他方では、

自らが主体となって砂漠の緑化、コミュニティ保健やリサイクル等の環境保全、移住労働者の人権保障等に取り組んでいる。つまり、グローバルや地域レベルでの市場の失敗の是正者として立ち現れているのである。

東アジアでは、韓国や台湾の例を見ると、このような市民社会の国家民主化及びグローバル問題への対応がよく理解できる。

韓国も台湾もＮＩＣｓとして、開発独裁的国家体制をとり、国内での人権や民主主義を抑圧してきた[2]。

韓国の場合には、1987年、全斗煥の「改憲タナ上げ」に対する「国民平和大行進」に始まる市民デモが、「6・29宣言」による第六共和国憲法と大統領直接選挙への道を開いた。盧泰愚政権の下での南北基本合意（91年）、朝鮮半島の非核化宣言（同）を経て、92年の大統領選挙でようやく文民政権が誕生し、韓国は軍事政権時代の遺産の清算、民主化の時代に入る。つまり、為政者の不正蓄財の追及、光州事件（1980年）の真相究明、文民統制の徹底、政治家・高級官僚の資産公開等である。それ以降は、金泳三、金大中、盧武弦と歴代の大統領はすべて文民が就くのが当然のこととなった。この韓国の民主化には市民社会の運動が大きな役割を果たした[3]。

台湾の場合には、やはり1987年、40年にわたり続いた戒厳令が廃止され、96年には総統が始めて直接選挙で選ばれ、2000年には本省人たちを基盤とする民主進歩党が政権を掌握するに至った。外省人たち（人口の15%）を基盤とする国民党の台湾支配期に、少数派の外省人と多数派の本省人（福建出身のミン南語をはなすミン南人と客家人、また人口2%の原住民）との省籍矛盾が強まり、民進党が人心をつかむことになったのだが、この政治民主化の過程でも、反公害運動や女性たちの消費者運動、白色テロに反対する人権運動、原住民の権利回復運動等、市民社会の運動が大きな役割を演じた。この民主化運動の過程で、台湾人たちの自己アイデンティティ獲得の運動も強まり、国民党期の「一つの中国」というフィクションが崩れ、自治独立を希求する台湾人意識が高まってきた。大陸中国とあい対峙するという冷戦意識は崩壊し、「両岸両国」というアジアの中での地域平和を求める意識が強まってきたのである。民主化、自治、人権、そして平和が相互に関連した動きであることを台湾の例は示している。

日本の場合には、もともと民主体制をとっていたことがあり、韓国や台湾のようにドラマチックな形で民主化が進行するという情況は見られないが、それでも1990年代における変化はめざましいものがある。

高度成長期を通じて、日本の政治は「55年体制」と呼ばれる、自民党が政権を担い、労働組合を基盤とする社会党がこれを補完する大連合的な政治形態をとってきた。この政治システムは1955年、高度成長の初期に成立し、1993年に至るまで存続した。55年体制の根幹は、「政官業体制」と呼ばれる、政治家と官僚と業界が手を組んで政治経済の運営を行い、それを労働組合が賃金の定期昇給（春闘という儀式を通じる）のアメにあずかりつつ支えるところにある。これも、見ようによっては軍事政権ではないが、国内諸階層の大連合による「開発独裁体制」だと言ってよいだろう[4]。

しかし、55年体制は、1993年、細川連合政権の成立により崩壊し、それ以降、日本は連合政権時代に入っていく。その前後から、政官業体制の汚職腐敗が次々と明らかになり、政治改革が課題になってきたことを指摘しておこう。橋本内閣時にまとめられた6大改革（政治行政、経済、財政、金融、社会保障、教育）はいずれも、高度成長時代に確立した「追いつき追い越せ」を目標とする国家主導型の開発体制の構造改革にほかならなかった[5]。

日本の市民社会はこの国家主導型開発独裁体制の改革にどの程度かかわってきたか、を考えることは興味深い。

市民社会は一つには、選挙において投票権を行使することにより、政官業体制をチェックする役割を果たした。72年ロッキード事件後、自民党が三木武夫「ハト派」政権により、存命をはかったことや、90年代の長期不況期に、小泉純一郎「構造改革」路線を掲げて、政権奪回をはかったのはその一例である。

第二には、新聞等のメディア、世論を通じて、政治の透明性、金融機関の不透明な貸し出しの告発、談合等の政官業癒着、ライフドア事件に見られるような極端な営利追求のチェック等が行われた。これらは、グローバル化時代に海外から要求された面もあるが、市民自身の関心も一時代前に比べると一段と増してきたということが



言えよう。

第三は、市民社会自身が非営利ビジネス、社会的企業、ＮＰＯ，ＮＧＯ等色々な経済社会活動を自前で展開するようになり、政官業・労働組合体制への依存度を減らしてきた。政府や地方自治体の予算赤字化が恒常化して、政府がかつてのように特に地方にカネをばらまくことが難しくなったこともある。市民たちの価値観が多様化し、大企業ばかりが寄るべき大樹と考える人が相対的に減少したきた。グローバル化を通じる起業ブームもそれに輪をかける働きをした。つまり、日本の市民社会は、高度成長時代と比べると、ずっと自立性を強め、開発独裁体制への寄生度を低めるようになってきたのである。これが、政治や経済のあり方をより客観的に見る視点を養うことになった。

これらの動きを通じて、1998年にはＮＰＯ法が通過して、市民社会から成る非営利団体の社会活動が公認されるようになった。この7年間のあいだに、日本のＮＰＯの数は2万7450余（2006年2月末）に増えている（内閣府ホームページ http://www.npo-homepage.go.jp/data/pref.html）。

これらＮＰＯは、地域興し、国際協力、福祉、環境、教育、社会発展等、さまざまな分野で活動を展開している。地域通貨など独自の経済社会活動に取り組んでいるＮＰＯの数も300を上回っている。

ＮＰＯ，ＮＧＯが政府や自治体と対話したり、連携したりする例も増えてきた。つまり、市民社会が開発独裁体制からの構造改革にとって、政府にも企業にとっても、重要な社会的パートナーとして認められるようになってきたのである。この意味で、日本における市民社会も、韓国、台湾、またタイやフィリピン、インドネシア等東南アジアにおける市民社会と同様の動きを見せていると言ってよい。

これら、市民社会は一方では政府と各種の対話を始めている。かつては高級官僚ＯＢと大企業の代表、そして少数の学識者、労働団体や女性団体の代表から成っていた省庁の審議会にもＮＰＯ，ＮＧＯの代表が入ってくるようになった。外務省、財務省、環境庁、内閣府など、ＮＧＯ，ＮＰＯが定例協議を持つようになっている省庁も増えている。

また、ＮＧＯ，ＮＰＯは、国際的にグローバル問題について積極的に発言し、提言を行っている。生物化学兵器の廃止、対人地雷廃止条約の締結、地球温暖化防止条約など環境関連の条約締結、さらには重債務貧困国の債務キャンセル、社会問題を無視した貿易自由化批判等、その影響力も増大している。

2000年来、経済グローバル化を推進する立場の人びとが開催する世界経済フォーラム（通称ダヴォス・フォーラム）に対抗して世界社会フォーラムが、ブラジルのポルト・アレグレやインドのムンバイで開かれてきたが、2006年には初めて同時に世界の3地域（ベネズエラのカラカス、マリのバマコ、パキスタンのカラチ）で開催された。市民社会の情報交換、連携が、グローバル・レベルから地域レベルに進んでいることが判る[6]。

また、市民社会はアジアでの植林、緑化、公害防止活動等についても積極的に取り組んでいる。そのなかで地元ＮＧＯとの連携も進んでいる。市民同士の交流も盛んである[7]。ＮＧＯやＮＰＯが地元自治体と組んで、途上国で経済社会の開発プロジェクト、環境保全プロジェクトに携わっている例もある。

歴史問題について政府レベルとは違った視点で、市民・専門家同士の意見を交換し、共通の歴史認識を形成しようとしている例も見られる[8]。

また、グローバル化の進展に対応して国内で著しく増加している移住労働者たちの人権、福祉、教育に取り組むＮＧＯも増えてきた[9]。

これらの努力は未だ始まって間もないが、グローバル化の進展、それに見合ったアジアでの地域協力に関するさまざまな提案が具体化するなかで、市民社会の活動、交流実績を踏まえ、市民社会の側からする交流提案、協力提言も次第に現れてくることになろう。さしあたって東北アジア、環日本海地域ではこのような提言が既にかなりの程度現れていることを付言しておきたい[10]。

今日、東アジアの場で、各国において市民社会の活動はきわめて活発であり、そのなかで、グローバル、また地域レベルで活動するＮＧＯの数も増えてきている。これらＮＧＯ，ＮＰＯの活動を通じて、東アジアでの市民社会の連携が進展していくことになろう。その場合に注意しておきたいのは、これら市民社会の活動は本質的に

多様であり、けっして「東アジア共同体」といった単一の協力体をめざすものではないことである。つまり、市民社会はその多様な協力活動を通じて、東アジアの場での公共空間の構築、、拡大に貢献し、その事実によって、地域レベルでの政府、市場の失敗に対応しつつ、独自の社会セクターの国境を越える協力関係を構築、拡大していくことになろう。

注（1）非営利セクターの調査としては、1990年代前半に行われたジョンズ・ホプキンズ大学の国際比較プロジェクトが著名だが（その概論部分の抄訳として、L・S・サラモン/H・K・..アンハイアー（1996）がある。）、この調査は、いわゆるNPO・業界及び職業団体を対象としており、政党、宗教団体、信用協同組合、相互会社等を含まず、また、社会運動体を無視しているために、市民社会調査としては、せまい憾みがある。この欠陥を補った市民社会運動の年鑑として、LSE（2000～）がある。西川　潤（2004A）を参照。

（2）韓国民主化についてはさし当たって、文京洙（2005）、また、台湾のそれについては、陳建仁（2004）、石田　浩（2005）、土屋光芳（2005）、をそれぞれ参照されたい。

（3）韓国の民主化過程では、メディアの民主化に、市民自身が自らのインターネットメディアを創造することによって、大きな役割を果たした。玄武岩（2004）、呉連鎬（2005）を参照。日本でも市民のインターネット・メディアとして、日刊ベリタ（www.nikkanberita.com）、JANJAN（http://www.janjan.jp/）がある。

（4）55年体制の分析については、西川　潤（2004B）第11章、仲衛（1993）、日本政治学会（1996）、K・ヴァンウォルフレン（1993）、等がある。

（5）政府の構造改革に対する公式見解は、経済企画庁（1999）、通商産業省産業政策局（1997）で知られる。また、グローバル・スタンダードの見地からの日本経済の構造改革に対する要求は、OECD（1997）で判る。これらの資料はやや古いので、アップデート版の解説としては、西川　潤（2004B）第11章、佐和隆光（2003）を見られたい。金融改革については、元大蔵省銀行局長の博士論文である、西村吉正（2003）があるが、本書の公的立場に満足しない読者は、山田弘史・野田正保（1997）を読むとよい。構造改革の政府評価は、内閣府（2004）の4巻が、企業再生・雇用、財政、金融等についての報告を行っている。辛口の外側からの構造改革評価としては、E・リンカーン（2004）を読むと面白い。佐々木信夫（2004）は地方分権改革について、興味深い問題提起を行っている。大学改革の現場からの報告としては、奥島孝康（2002）、同（2004）が私自身も多少携わった改革の報告として筆者には思い入れがある。

（6）世界社会フォーラムの報告は多いが、さし当たって、ジャイセン他（2005）、W・F・フィッシャー他（2003）が初期のそれの報告集としてある。また、http://www.forumsocialmundial.org.br/eng　などウェッブサイトを見ると、各年の開催情況の報告が知られる。

（7）そのような草の根交流の一例として、日本ネグロスキャンペーン委員会（1998）を挙げておく。この分野での報告は、アジア太平洋資料センター刊の月刊誌『オルタ』に定期的に掲載されている。

（8）その事例として、中韓3国共通歴史教材委員会（2005）がある。また、谷川彰英（2005）は、日韓共通の教材作成の上で、実際に両国の高校で授業を行った貴重な記録である。

（9）西川　潤（2005A）。また、岡本雅孝（2005）をも参照すると、日本の国内社会開放の課題が浮かび上がってくる。

（10）日本をベースにした環日本海学会はこのような市民間交流の見地から、韓国の東北亜経済学会等と連携し、北東アジアアカデミックフォーラム等の国際学会を開催し、東北アジア地域協力についての提言を行っている。同学会ホームページ（http://www.mirec.org/jsrs/）及び学会誌『環日本海研究』参照。なお、同学会は現在、「環日本海」という名称を「北東アジア」等より普遍性を持つ名称に変更すべきかどうか、検討を始めている。



## 結びに

日本やアジアNICsのポスト経済成長期は同時にグローバリゼーションの時代である。この時期に、日本、台湾、韓国、香港等の資本も、東南アジア諸国や中国に活発な投資、資本の展開を行った。地域レベルのミニ・グローバル化と言える。

21世紀に入ってグローバリゼーション時代に強まった地域主義の潮流は従って、内発的な経済土台をも有する。

経済面でのグローバル化、また意識の面でのグローバル化が進展する中で、それと密接に相関しつつ地域主義が世界的に展開するが、東アジアでも同様に地域主義の流れが高まり、以前はASEAN，APEC等を数えるのみだった地域協力機構も、新たにASEAN+3という枠組みが登場し、これが、東アジア開発イニシアチブ、東アジアコミュニティ、東アジアサミットといった一連のASEAN+3を土台とした地域協力の提案の土台を形成している。

しかしながら、同じグローバリゼーションの流れのなかで、各国、特に「追いつき追い越せ」をめざして、国家主導型の経済発展路線をとった東アジア諸国においては、旧来の発展システムの動揺のなかから、どこの国でもナショナリズムが新たに高まっており、これが国家間の緊張関係を生み出している。

このような国家間の対立、緊張を克服する要因としては、意識のグローバル化に根ざしつつ、国家主導型の開発独裁体制の修正に乗り出している市民社会の役割がある。

これら市民社会は一方では、各国で民主化の動因となっており、国家レベルでの政府の失敗を是正する役割を果たしている。また、これら市民社会は、国内民主化を通じてグローバリズムと各国社会を結びつける役割をも果たしている。他方で、これら市民社会は、グローバル・レベルで諸種の提言を行い、グローバル・レベルでの市場の失敗を是正する任務に当たっている。これら市民社会は、グローバル及び地域レベルで、市場優先主義に対して提言をおこないつつ、国内社会を開放していく役割を担っている。従って、これら市民社会の展開のなかで、グローバル、地域、そして各国レベルで、市民が自由に参入し、発言していくような公共空間が拡大していけば、それがナショナリズムの抗争から袋小路に入り込んでいる東アジア共同体構想に対して、新たなオールタナティブを提起するだろうことは、容易に考えられることである。このようなオールタナティブは、あるいは東アジア共同体（ASEAN+3であれ、+6であれ、または更にその拡大体であれ）の外側から、またあるいは、その内側で、またあるいは、その内外にわたって、提起されていくなかで、東アジア共同体の民主化を保障するようなオールタナティブとなる性質のものだろう。それは地域主義を「国益の砦」とするのではなく、世界に開いていくなかで、市場経済の弊害をも是正しながら、世界を「開かれた地域主義」の連鎖体として再構築していくような動きと考えられるにちがいない。、

## （参考文献）


石田　浩（2005）『台湾民主化と中台経済関係―政治の内向化と経済の外向化』関西大学出版部

上杉　聡他（2005）『使ったら危険「つくる会」歴史・公民教科書―子どもを戦争に導く教科書はいらない』明石書店OECD（1997）『日本の構造改革は成功するか―OECD対日経済審査報告書』東洋経済新報社

奥島孝康（2002）『グローカル・ユニヴァーシティー早稲田大学の改革』2巻、早稲田大学出版部

同（2004）『志立大学早稲田の実現』早稲田大学出版部

K・ヴァンウォルフレン（1993）『日本―権力構造の謎』上下、ハヤカワ文庫

岡本雅孝（2005）『日本の民族差別―人種差別撤廃条約から見た課題』明石書店

外務省経済協力局（2002）『ODA－政府開発援助白書』大蔵省印刷局

勝岡寛次（2001）『韓国・中国「歴史教科書」を徹底批判

する―歪曲された対日関係史』小学館文庫
経済企画庁(1999)『経済審議会報告書―構造改革に挑戦、経済社会にダイナミズムを』大蔵省印刷局
玄武岩 (2005)『韓国のデジタル・デモクラシー』集英社新書
呉連鎬 (2005)『" オーマイニュース "の挑戦』太田出版
佐々木信夫 (2004)『地方は変われるか 』ちくま新書
L・S・サラモン/H・K・..アンハイアー (1996)『台頭する非営利セクター』ダイヤモンド社
佐和隆光 (2003)『日本の「構造改革」 -いま、どう変えるべきか』岩波新書
清水美和(2005)『中国農民の反乱―隠された反日の温床』講談社文庫
ジャイセン他 (2005)『世界社会フォーラム―帝国への挑戦』作品社
I・ジョンソン (2005)『ワイルドグラス―中国を揺さぶる庶民の闘い』日本放送出版協会、
谷川彰英 (2005)『日韓交流授業と社会科教育』明石書店
谷口　誠 (2004)『東アジア共同体』岩波新書
陳桂棣 (2005)『中国農民調査』文芸春秋
陳建仁 (2004)『台湾自由民主化史論』御茶の水書房
通商産業省産業政策局 (1997)『日本経済の構造改革―産業構造審議会総合部会基本問題小委員会中間とりまとめ』東洋経済新報社、
土屋光芳 (2005)『中国と台湾の「民主化の試み」』人間の科学社
内閣府 (2004)『構造改革評価報告書』4巻、財務省印刷局
仲衛 (1993)『政治の何を変えるのか―ポスト55年体制への道』中公新書
西川　潤 (2004A)「21 世紀の市民社会」(『軍縮問題資料』2004年2−3月号、所収)
西川　潤 (2004B)『世界経済入門』岩波書店
西川　潤 (2005A)『グローバル化時代の外国人・少数者の人権―日本をどう開くか』編著、明石書店
西川　潤 (2005B)「日本の台湾認識・台湾の日本認識」(亜東関係協会編『日本乃台湾研究国際学術研討会論文集』所収)
西村吉正 (2003)『日本の金融制度改革』東洋経済新報社
日中韓3国共通歴史教材委員会 (2005)『未来をひらく歴史―日本・中国・韓国＝共同編集・東アジア3国の近現代史』高文研
日本政治学会 (1996)『55年体制の崩壊』岩波書店
日本ネグロスキャンペーン委員会 (1998)『草の根から経済システムをつくる―ネグロスからケララへ・出会いの記録』緑風出版
馬立誠(2006)『謝罪を越えて―新しい中日関係に向けて』文春文庫
W・F・フィッシャー他 (2003)『もうひとつの世界は可能だ―世界社会フォーラムとグローバル化への民衆のオルタナティブ』日本経済評論社、
文京洙 (2005)『現代韓国史』岩波新書
水谷尚子 (2005)『「反日」解剖―歪んだ中国の「愛国」』文芸春秋
村山　宏 (2002)『中国・繁栄の裏側―内陸から見た「中華世界」の真実―』日経ビジネス文庫
山田弘史・野田正保 (1997)『現代日本の金融―破綻の構造と改革の方向』新日本出版社
横山宏章 (2005)『反日と反中』集英社新書
李昌平 (2004)『中国農村崩壊』NHK出版
E・リンカーン (2004)『それでも日本は変われない―構造改革・規制緩和の掛け声の裏で』日本評論社
Conference on ASEAN (1997)[]Asean Towards 2020: Strategic Goals & Future Directions, ed. by S. Leong, Kuala Lumpur, Malaysia, ASEAN Academic Press,
Hetne, B.(2001)Comparing Regionalisms: Implilcations for Global Development, Palgrave MacMillan
Hughes, C.W.(2002) New Regionalism in the Global Political Economy: Theories and Cases, Routledge
Lincoln, E.J.(2004) East Asian Economic Regionalism, Brookings Institution
London School of Economics (2001- )Center on Civil Society (ed.), Global Civil Society, Oxford University Press
Rozman, G.,(2004) Northeast Asia's Stunted Regionalism: Bilateral Distrust in the Shadow of Globalization, Cambridge University Press





# 香港の経済発展再考

## ―都市計画の見地からみた「自由主義政策」言説の批判―(1)

ルイ・オーギュスタン＝ジャン
井上みゆき訳（早稲田大学アジア太平洋研究科修士課程2年）

### 概要

香港の経済発展は、従来政府の自由主義的な政策によるものとしばしば解釈されてきた。しかし本論はこの問題を、1950年代以降の都市計画政策の観点から分析しようとするものである。まず我々は、(政府が採用してきた)自由主義を定義し、その上で政府が住宅政策に介入してきたことを示そう。つまり、政府は香港の住宅全体の約半数へ間接的な補助金を支出することによって、不動産政策に大きく介入してきたのだった。この政策のもとに輸出奨励政策が導かれ、消費社会の成長を促すこととなったのである。逆説的に言うと、こうした干渉主義政策は、香港の自由主義神話を否定するものではない。なぜなら、政府により定義された自由主義は、現在一般的に用いられている自由主義の定義に当てはまるものではないからである。結局、1997年以降の都市計画政策の変更により、香港は深刻な経済危機に見舞われることとなったのであった。

香港は、国際社会において台湾・シンガポール・韓国と共に、過去半世紀間に急成長を遂げた四小龍の一つとして知られている。今や香港の一人当たりGNPは、旧宗主国であるイギリスを上回る数値である。この急成長の理由を探ろうと、数々の研究が行われてきた。今日、この成功は政府による輸出奨励政策及び輸入代替政策に負うものであるとの見方が一般的である。しかしながら香港に関する限りは、(1950−1970年代の人口も今より少なく、購買力も低かった時代にかけて)、国内市場の脆弱さが輸入代替促進の障害となり、ダイナミックな輸出促進策が徐々に浸透していった。香港は四小龍の中でも最も早く、1950年代には離陸を始めたのだった。

この香港の"サクセス・ストーリー"あるいは"奇跡"と賞された現象は、共産主義の影響力から逃れた上海の実業家たちが大量に移動した事実によって説明されよう。彼らは中国本土に市場を見出すことができなかったので、海外市場の開拓を模索したのだ。輸出が促進されたのは、この事実と大いに関係するものであり、また同時に、植民支配地の経済発展を支えた宗主国の不干渉主義によるものであった。

しかしながら、ここで果たして市場の力が過去50年間の急成長を説明するに足りるものであったか、また香港政府が発展のための干渉を行わなかったかどうか（どのような手段であろうと肯定的に)、ということを問い直してみる必要があるだろう。山がちで手狭な領土(1092㎢)という特殊な条件を鑑みると、都市計画政策が経済発展において決定的な役割を担ったという仮説は合理的である。この仮説を証明するために、1842年から1898年にかけて香港領土の経済活動に常に影響を与え続けた植民地化の過程に目を向けよう。それは、この地を徐々に植民地として組み込んでいくという独特な手法によるものであった。1842年時、香港におけるイギリスの領土は小さな香港島のみであった。第二次アヘン戦争後の1861年には、九龍島が追加された。99年の期限で租借された新界を追加し、最終的な領土が形成されたのは、1898年になってからのことであった（ただしその後、数回の境界修正が行われている。最後の修正は1997年であった)。新界とは、九龍島の北部を構成する旧市街と、九龍と新九龍（九龍に隣接する部分で、元は新界の一部)、またその他の新界等の地域に分けられる（地図参照)。これらを正確に把握することは、都市開発に多大な影響を与え、

結果的に政府の政策にも影響を及ぼすことになったという点から重要である。

本論では、近年に至るまで香港が記録した急成長は、政府が都市計画という手法で干渉を行った市場の力によるものであったことを明らかにする。その起源を植民地時代初めにまで遡ることができる、こうした上からの開発の政策は、成功と失敗を経験しながら多分に多様化されていったが、本論では1950年代から徐々に行われた住宅政策に焦点を絞って検討したい。

従って、以下三部に分け、順を追いながら議論を展開していく。第一部では、香港政府は干渉主義ではなかったという主張を取り上げる。そこで、この説を支持する北米の有力な二つの研究所による、経済における自由主義の定義を示す。有力な二つの研究所とは、フレーザー研究所とヘリテージ財団のことである。両者は、経済における自由主義の度合いを一定の評価基準で格付けした一覧表を作成し、共に、香港を世界で最も自由主義的な経済であるとして示した。こうした評価を扱う際の我々の関心は、これらの研究所が名声を馳せているという点に向けられるのではなく、この分析によりイデオロギー的に正当化された香港政府の政策が事実であったかどうかを見ることにある。この議論は、後半の第二部の中で展開される我々の住宅政策の前提となる。この住宅政策の分析は、政府の干渉度合いが少なからぬものであったことを示す。我々は、イデオロギー上は不干渉主義の政府が、どのようにして徐々に住宅政策に、そしてついに経済にまで影響を与えたのかということを理解するために、歴史的な観点からこの過程を説明しよう。従って、第二部においては、1950年代から領土返還に至るまで、いかにして香港の発展が政府の都市計画政策によって、とりわけ住宅政策によって方向付けられたのかを、明らかにする。そして最後に、第三部においては、現在の経済的な困難は、それらがアジア危機により際立ったとしても、根本的には1997年以来の政府の住宅政策によるものであったことを示す。

## イデオロギーと自由主義

1842年から1997年にかけて植民地として香港は、イギリス商人の利益を確保するため、第一次アヘン戦争の後に建設された。植民地において商人が抱える困難を支援し、アヘン貿易を継続させるため、イギリスは1839年から軍事的介入を始めた。1842年には、不平等条約である南京条約により、香港島が清朝より割譲された。逆説的に、香港の植民地支配の根底にあったのは、イデオロギー上の自由主義であったということができる。この自由主義により、香港は直ちに自由貿易港と宣言されたのだ。このことが、経済活動における香港政府の干渉主義の根底となるものであったことについては、後に議論を深めたい。さしあたりここでは、1842年から現在に至るまで、イデオロギー上の自由主義が、全ての政策を正当化してきたという事実のみを示すことにする。この方針は、共産主義である中国本土との再統合後も変更されることはないだろう。なぜなら香港は、2047年まで「一国二制度」により自治権を維持するからだ。

この「一国二制度」の実現により、香港の指導者たちは1997年以降も市場経済に立ち戻ることとなった。ヘリテージ財団とフレーザー研究所による世界自由主義諸国の格付けの中で、香港は最も自由主義であるとされ、かつ経済的かつ政治的な成功例として紹介されている。香港政府によりインターネット上のサイトに掲載された次の一節は、この点を非常に明確に示している。

「1842年には《不毛の島》と呼ばれた香港であったが、今日では中国の特別行政区として、世界でも有数のダイナミックな経済を展開している。この変化について説明しうるのは、法により補強された自由主義的経済の伝統であり、それは今日においても、かつてない程強力なものとして存在している。香港はフレーザー研究所やヘリテージ財団のような定評ある国際的機関によって、世界で最も自由な経済であると一貫して評価されている。香港とその人民は、このことを誇りに思っている。しかしそこには、常に改良の余地を追求する厳しい意識があり、決して自己満足に甘んじるものではない。」



（ http://www.freeconomy.org/freeconomy/eng/main.htm 香港政府管理サイト）

この種の解釈は、新聞雑誌や学術論文等で頻繁に見受けられる。例えば、アジア太平洋地域のダイナミックな経済活動について、香港大学の二人の研究者、Chiu氏とLui氏は以下のような点を主張している。

「香港とシンガポールは自由主義経済の完璧な事例であったとしても、同じことは日本、台湾および韓国には当てはまらない。」(Chiu et Lui, 1998 : 141).

彼らによる議論は、更に続く。

「香港は新古典主義のユートピアでもなく、開発途上国でもありえない。公共部門は、経済における適度なシェアのみを占め、生産的事業に入り込むことはほとんどない。政府は極力干渉を差し控えている。それは産業にターゲットを設けず、雇用条件は労働者と経営者の交渉によって「任意に」決定されるよう促すものである。官僚は自由放任思想に基づいて、経済における不干渉主義を正当化している。」(ibid. : 148).

これらの議論は、香港の発展は政府の不干渉主義の賜物であったと主張するものである。しかし、政府が不干渉主義でなかったことを指摘するものもある。すなわち、1970年代における公的支出は、香港全体の需要の22%に相当するものであったというものだ(Islam et Chowdhury, 1997 : 192)。従って、香港は世界で最も自由な経済であるという見解を正当化する評価基準について、もう少し系統的に検討しなおす必要があるだろう。そこで以下、明らかに香港政府が参考とした、二つの機関によち提示された議論をまとめることとする。一つはヘリテージ財団によるものであり、もう一つは、ノーベル賞学者ミルトン・フリードマンが2002年度版報告書の序文を寄稿したフレーザー研究所[2]によるものである[3]。この二つの機関を取り上げる理由は何点かある。第一に、これらの機関は（一覧表のお陰で）使いやすい自由主義の定義を提案している点だ。そして、この考え方は経済学者によって直接引用されているものである。第二に、これらの機関は、非常に影響力がある点である。そして第三に、これらの機関は香港から完全に独立しており、長年にわたり香港を一覧表のトップに据えなければならない理由がないので、公平であるという点だ。

フレーザー研究所の報告書作成者によると、経済的な自由（« economic freedom »ミルトン・フリードマンによると、個人の選択、任意による交換、競争の原則、個人の保護、そして、私有財産の認識に基づくものである。「この二つの機関と公共政策の経済における自由主義の概念は、交換の自由と個人の保護、そして個人の財産の保護を実現するための社会基盤をもたらすという意味において、一致している。[4]」この意味において、「政府は個人の選択、交換の自由、参入の自由、そして市場の競争を妨げるような措置を講じることは避けなければならない。経済的な自由は、税や公共支出、また規制が個人の選択を狭めるようなとき、減少する[5]」。しかしながら、このような大きな定義の中で、客観的活計量的で、科学的に証明可能な評価基準を確立することは難しい。実際、一覧表による格付けが始まって以来、その評価基準はいくぶんか変更されている。もっとも、香港が常に一位に位置づけられてきたことに変わりはないが、先進国における調査法がいくぶんか変更されてきたのだ。フレーザー研究所による格付け一覧表では、総体的に五つの主な評価基準が用いられている：基準1…政府の規模（公共支出、税、パブリック・セクターの規模）、基準2…法的保障と所有権、基準3…健全な通貨制度、基準4…海外との通称取引の自由、基準5…信用取引や事業に関する規制、である。報告書の著者によると、一部指標化が困難なもの（例えば法的構造など）もあるものの、これら5つの評価基準は極めて客観的なものであるとのことだ。

興味深いのは、この評価基準による格付けでは、フランスが全体123か国中38位に位置づけられていることだ。フランスはパナマやコスタリカ、サルバドルより低く（それぞれ第19位、第24位、第30位）、ボツワナ、韓国、フィリピンと同等に位置づけられているのである[6]。フランスは、政府の規模（基準1）に関する評価

からこのような後方に位置づけられている。対照的に、香港は基準１，４，５において、第一位に格付けられている。

こうした評価基準の客観性と一覧表の正当性について再検討するまでもなく、我々はこの評価法では政府の干渉度を正確に測定することはできないことに気がつくことができる。本論では、香港政府はその長きに渡って、規制を追加することも、公共財政の深刻な影響を呈することもなく、経済に対し非常に強力な影響を与えてきたことを明らかにする。この意味で、一覧表における香港の位置は、この地域が経済的な自由を重視していることを示すと同時に、指標だけでは政府の干渉度をうまく表せない事実を反映しているといえる。また基準１（政府の規模）の評価に含まれない形で、経済に干渉してきたのである。同様に、Gwatney と Lawson の報告によると、基準１の評価基準の中で、香港の住宅政策に関しての疑問が残る。この評価法では、住宅政策における独特な（会計上は独立している）管理方法や、間接的な補助金が無視されているのだ。もっとも、全体の人口に対する公営住宅の数を考えれば、基準１において香港が一位に据えられることには深い疑問が生じる（第二部参照）。

実際、ヘリテージ財団による評価基準の方には、この暗黙の住宅政策が反映されている(O' Driscoll, Feulner et O' Grady, 2003)。ヘリテージ財団が用いているパラメーターはフレーザー研究所とほぼ同じものだが、異なる10個の分類に再編集されている。それらの分類は、比較は困難なものだ。すなわちその10個の分類とは：商業政策、税金負担、経済における政府の干渉度、金融政策、フローの資本と対外投資、銀行と金融制度、物価と給与、所有権、規制、闇市場（７）である。ここで興味深いのは、香港は政府の干渉度に関して、フレーザー研究所による格付けよりも低く据えられており（ヘリテージ財団によると「控えめ」と評され、スコアは３、これはマダガスカルやカンボジアよりも低い[8]）、税金負担に関してもより後方に格付けされていることである（「少ない」、スコア２）。一方、所有権の保護に関しては、香港はフレーザー研究所による格付けよりも上位に据えられている（「非常に高い」、スコア１）。

これらの評価基準における客観性が何であれ、この二つの格付けの比較から明らかに分かることは、問題となっている政府の干渉度や経済における自由度は極めて不完全な形でしか示されていないという事実だ。また、こうした格付けにおける国家間比較における問題はより深刻である。いずれにせよ、国家における自由主義の分析には、単純な評価基準よりもっと沢山の事項を考慮する必要があるということだ。こうした格付けは、香港政府によってプロパガンダとして利用され、政策を正当化するための道具にしかならなかったのだ。実際、香港政府の開発政策が、評価基準において考慮されていなかったことは明らかである。特に、政府が唯一の不動産管理者であり[9]、そのことが経済に多大な影響を及ぼしてきたという事実は、1842年以降ずっと存在し、住宅政策が採択された1953年からより強力なものとして存在してきたのだが、こうした評価基準においては全く考慮されていなかった。

香港の発展　―住宅政策の観点から（1950－1997年）

## 歴史的背景

香港は、イギリスにおける本国商人の利益を確保するために作られた植民地であったが、いくつかの矛盾を抱えていた。香港領土は自由貿易港として宣言されたため、イギリスの納税者が植民地財政を負担することはなくなってしまったのである。結果として、香港は関税権や消費税に代表される潜在的資源を奪われることとなり、また同時に自己資金で賄わなければならなくなった。軍事負担はロンドンにより引き受けられていたにせよ、香港は自己資金で賄うべき数々の問題を抱えていた。そして、公共事業のための資金源泉をもつことはなかった。この矛盾の中で、政府が所有権を確保しつつ、一定期間土地を賃貸しする制度(leasehold system)が生まれたのだった[10]。最初の賃貸は999年間にわたるもので、その後は99年間と75年間のみのそれである。この制度は今も効力を有する[11]。しかし今日における政府による不動産所有の条件は、特に1930年代から厳しい傾向にある。例えば、当時は技術的な制約上、建物の高さは五階までに制限されていた。戦後は建物の高さを上げることが可能となり、「再開発」も可能となった。建物の条件変更は政府を相手として交渉されたため、政府はこの建物の増加分を独占することができた。



しかし、本当の住宅政策が始まったのは、1950年代になってからのことである。それには、人口の増加という条件が必要であった。（表１参照）

表１：香港の人口、1935-1957（居住者数、千人）

| 年 | 1931 | 1941 | 1945 | 1948 | 1952 | 1954 | 1957 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人口 | 850 | 1 615 | 900 | 2 000 | 2 250 | 2 500 | 2 677 |

出所：Endacott, op. cit., p. 289 ; Zhang, « High Rise and High Density Compact Uban Form : the Development of Hong Kong », in Jenk et Burgess, 2000 p. 246 ;

1931年の国勢調査では、人口は84万9,751人であった。1941年には、日本が中国に侵攻したため、人口は約二倍になった。日本人が香港を襲ったとき、住民の大部分は領域を去り、1945年には、人口は1931年時の水準に戻った。しかし、共産革命と中国大陸の情勢は、多数の難民の移住を引き起こした。1949年の少し前から人口は200万に達し、1957年には270万に達した。この人口増加は、ある側面において香港にとっては幸運なことだった。戦争前は、経済的・文化的水準において上海に大差をつけられていたが、1949年共産主義者が北京に到着したことで、香港の工業化が始まったのだった。実際、香港に移住したのは貧しい難民だけではなかった。中国の情勢を案じた多くの上海の実業家たちも香港にやってきたのだ(Johnson, 2003 ; Wong, 1988)。実業家たちが香港への投資を決定したのは、戦時中に彼らの事業が大部分破壊されたという事実に影響されたものだった。1945年以降、彼らはイギリスに対し、これにかわる新しい設備財を注文したが、その引渡しは戦後のイギリス経済が衰退したため延期された。ようやくこの引渡しが実行されるときには、中国での内戦は終わろうとしており、実業家たちは香港での引き渡しが安全だと判断したのだ(Johnson, 2003)。

突如として香港は、資本、投資そして強力な市場という多大な利益を得ることとなった。かくして本格的な経済発展のための条件は整い、特に繊維産業が整備された[12]。しかし、この発展は、数々の障害に直面することとなった。一方では戦争で多くの住居を破壊された香港は、新しい移民を受け入れるに足るインフラを備えていなかったことは明らかであった。また他方では、共産革命により香港は、珠江デルタ地帯を失うことで天然資源による発展を阻害され、輸出奨励型の市場をかかえる中国領土をも失った。そして特に、手狭な領土においては、都市計画による特別な措置が講じられなければ、経済発展の限界は目に見えたものであったのである。

実際、無政府状態における企業の発展は、1950年代初頭から問題になり始めた。より深刻なことに、香港はスラム街を抱えていた。Dwyers (1969 : 4)によると、1949年には30万人以上の人々がスラム街もしくは仮設住宅で生活していた。1964年には、熱心な住宅提供プログラムが行われたにもかかわらず、この数字は60万人を超えた。これは全体の人口が350万人の中での数字である(Bishop, 1969 : 113)。しかし、スラム街には単に住居のみがあったわけではなく、産業や様々な商業（インフォーマルセクターを含む）、中小企業が存在し、家族向けのレストランまで運営されていた。これは不衛生で、こうした活動に住宅が遅れをとっただけでなく、無秩序な発展という深刻な問題を引き起こすこととなった。自由放任思想のような政策を追求することは、香港の将来の発展に関して、また社会的安定性の観点からも否定的な結果を生むだけだった。

政府は、この大幅な人口増加によって発生する問題を、迅速に認識した。1947年から、公共事業局（Public Works Department）の中に都市計画課（Town and Planning Unit）が組織されたが、1951年に解散されている。また同じく1947年には、イギリスにおける地方計画の先駆者であるAbercrombie 卿が香港に赴いている。彼は六週間しか香港に滞在せずに報告書を書いたが、そのうち若干が実行に移されただけで、大部分は破棄された。こうした控えめな態度は、政府が都市計画を管理する必要性に気づき

始めてはいたものの、情勢の制約の下で自由放任主義思想に賛同していたことを示している。従って、都市計画に関する実施決定は遅れる傾向にあったのだ。

しかし、ある悲劇的な事件をきっかけとして、政府はより精力的に行動せざるを得なくなった。1953年のクリスマスの晩に大規模な火災が起こり、石硤尾（新界内部）にあった一つのスラム街が完全に破壊されたのだ。この火災により、5万人以上の被災者が発生した。従って、こうした被災者のための住宅提供プログラムが迅速に実行され、これを契機として香港は世界でもまれに見る強力な都市計画政策を実行していくこととなったのだった。1955年から1969年にかけて、28万6千戸以上の被災者向け住宅が建設され、その大部分はスラム街の住民の再定住のためであったが、内7万戸近くは、Housing Society 、Housing Authority また Low Cost Housing Scheme による低所得者向けの住宅であった。これと平行して、同様に以前はスラム街にあった中小企業を受け入れるための施設も整えられた（Dwyer, 1969 : 133 ページ以降)。それは、企業の再編成と、コストを削減し土地を確保するために新たな工業地帯を模索する（例えば観塘や荃灣など、新界の中でも特に九龍島の東部と西部）政府の産業政策と両立するものだった。工業地帯の創出と住宅の建築という二つの政策は、お互いに補完的であった。すなわち、移動コストを最小限に抑えるために、住宅は工業地帯の比較的近くに建設されなければならなかったからだ。この目的の達成は不完全であったにせよ、この政策により、新界において、かつては都心から離れた農地であった場所に新しい都市が開発された。

領土が狭かったため、こうした政策は同時に、住宅地や工業地帯を開発するための干拓事業も推進することとなった。香港政府は唯一の不動産所有者として開発を進めていったのだ。この政策は植民地時代の初期に系統化され始め、建設用地が少ない香港の領土条件を改善していった。

こうしたいくつかの条件から、政府は都市計画においてますます活発な活動を行うようになったのだ。最初は再定住計画の策定において、政府は早急に総合的な展望をもち長期的な計画を行うようになった。唯一の土地所有者としての政府の立場は、こうした計画を誘致する際に非常に有利であった。少しずつ、こうした再定住プログラムを元に、民間部門で定住することが困難な人々に低価格住宅を提供するプログラムが進展していった。香港島と九龍島の領土の狭さゆえ、それは新界において新しい都市を開発することを意味した（荃灣、沙田、屯門、等—最近のものでは天水圍があり、完成からまだ数年しか経っていない。)

しかしながら、このように総合的で長期的な展望は、論理的帰結であった。というのも、一方では新しい都市は最大限の雇用を創出しなければならなかったので、新開地は比較的独立せざるを得なかった。これは工業地帯開発政策と都市開発政策の統合をもたらした。しかし他方では、香港島と九龍島の旧市街も雇用を提供し続けたので、新たに開発された都市に住む人々も労働者として受け入れられた。従って工業地帯の労働者は基本的に付近住民であるとはいい難かった。実際、新界の諸都市が自立することに失敗した場合には、産業は数年後に強力な労働力を抱える中華人民共和国へと移転されることが多かった。1980年代から旧市街地において労働の質も向上し、商業の急増は同時に新界の諸都市をも潤した。こうして新界の諸都市は、旧市街地と近代的で効率的な交通により結ばれる必要に迫られたのだった。1966年から研究開発が進められてきたメトロ(MTR, Mass Transit Railways)は、1975年に初めて開通し、また香港／広東間の鉄道は沙田のような新都市をつなぐために改良され、パリの郊外行き急行地下鉄<RER>のように、九龍—広東鉄道<KCR Kowloon-Canton Railway >として開通したのである。

従って我々は、政府がどのような手段で徐々に都市計画に干渉し、更には地域の発展を導いたのかについて見ていく。しかしその前に、こうした政策が、時には地域の需要と供給を通して、また海外の企業に差をつけて国内企業を優遇しながら、どのように市場の力となっていったのかについて検証する必要があるだろう。そこで以下、この政策が国家の再配分機能や、市場に代わって貧



困層を引き受ける住宅政策に限定されたものではなく、1950年代から徐々に広がり、成長を促した、文字通り政策断行型のものであったことを示していく。

## 都市開発政策の歩み

既に見てきたように、低所得者や、民間部門の住宅には手が届かない人々に向けた住宅政策は、徐々に広がっていった。しかしながら、香港の住宅補助のあり方は、政府が唯一の不動産所有者であるという点において、他の主要都市とは異なっていた。領土は住宅局（Housing Authority ,HA）もしくは住宅協会（Housing Society ,HS）に無料で、そのままの条件で譲渡されることが可能だったのだ。たとえば、街の内部では（旧市街地であろうと新都市であろうと）託児所や学校といった、いくらかのサービス業を供給する必要があった。ここで最も重要なのは、その中にスーパーマーケットやレストラン、商店も含まれていたということだ。こうした商業施設は HA もしくは HS に契約料を支払わなければならなかったのだ。このように、香港政府との関係から HA と HS は土地の無料貸借と、市場より好条件でその土地を商業施設に賃貸できるという二つの大きな利点から利益を得、財政的に自立できたのだ。とはいえ、状況は急を要していたため、1950年代においては小さくて過密状態の住居しか作ることは出来ず、複数の世帯が水場を共有しなければならなかった。(しかしこれらの状況は、しばしば民間部門のそれよりはましであった)。この問題は、その後広範囲に改善されていった。

ここに公共住宅と民間住宅の状況の違いをより分かりやすく示す数字を挙げてみよう。1975年、民間住宅における平均的な住宅の家賃は、戦後の物件で大体279香港ドル、老朽化したものが多い戦前のものでは102香港ドルであった。これに比べて、公共住宅の家賃は平均で62.5香港ドルであった(Schiffer, 1985 : 7-8)。同じく1975年の政府の統計によれば、民間住宅を入手した平均的な世帯は家計の21.5%を家賃に当てていた。一方公共住宅を入手した住民はというとこの数字は平均で 5.8%のみであった。しかし、食費の支出に関する割合でみれば、民間住宅に生活する人々は 50.7%で、公共住宅で生活する人々は63.1%であった(ibid. : 5) [13]。15年後も、公民両部門における同様の違いは変わっていなかった。1991年民間住宅における家賃は 3358 香港ドルにも及んでいたのに対し、公共住宅においては669香港ドルのみであった(Fouchier : 56)。そして1997年に至っては、双方とも1975年に比べると家賃の比重は多少増加したものの、公共住宅では 8.7%、民間住宅では 26%と、その隔たりは変わらぬままであった(Chapel : 48)。これらの数字は、経済発展と土地との関わりは直接みせないまでも、香港政府の住宅補助の程度がいかに大きなものであったかを明確に示すものである。

1961年から、人口の12%の人々が公共部門の住宅を取得していた。その後、1971年には44%、1988年には54.7%と上昇していった(Wong, 1989 : 237)。この数字は1978年から行われた、Home Ownersiip Scheme のような中流階級 (classe sandwich ) [14] 政策の影響を受けている。Home Ownership Scheme は公共部門の住宅政策とほぼ同一の原理に基づき、政府から無料で引き受けた土地で利益を生んでいた住宅局により管理されていた。このように、転売等建物の条件によって、市場価格の約30%以下で売買されていた(Wong, 1990 : 451)。1988年には、このプログラムにより全体の6%の人が住宅を得ていた。より最近、1997年に董建華によりこの政策が強化されることが決定された。従って（公民両分野で）年間85000戸の住宅が提供され、その中では公共住宅で市場価格の12%程度の価格で売りに出されたものもあった。本論の最終部において、政府は新規住宅の供給公約を果たすことができず、このことが経済に深刻な影響を与えたことを検証する。ここでは、人口の約半数の人々が実際に住宅補助を受けて生活していた事実のみを確認しておきたい。これは、公共部門の住宅に居住していた31%の世帯と、何らかの補助を受けていた16%の世帯を合わせた数字である。(数字は2001年のもの；住宅局 Housing Authorities のサイト参照 http://www.housingauthority.gov.hk/eng/hd/stat_01/domest_f.htm)。仮設住宅に居住し続けた1～2%の人口を考慮に入れなければ、公民両部門の居住者数はほとんど同等となる。このことは非干渉主義と言われる政府をどう評価するかについて、我々が考慮し

なければならないことである。

しかしながら、この政策においてより重要なことは、その目的が経済発展を推進させることであったということだ。もちろん、上記の分析において示したように、香港政府の住宅部門における干渉は、イデオロギーに反し、徐々に行われていったものであった。この干渉は（貧困層に住宅を提供していたため）道徳的な観点から公式に正当化されていた。実際、この政策は、公共財政を目に見えて圧迫していたわけではなく、民間部門に供給した土地の賃貸契約から収入を得るものだった[15]。香港政府は不動産部門において土地を提供することで利益を得続けてきた。従って、公共住宅政策のために損失した潜在的な利益は、民間住宅を買うことができる富裕層から、公共住宅の供給対象となる貧困層へ間接的に利益が流れるという、珍しい現象により引き起こされた余剰便益により、部分的に埋め合わせられた。香港政府は、このようにして土地分与や賃貸契約の更新による利益を残しつつ、この大規模な住宅政策の原資を賄う手段を見つけたのであった。

政府は一方で、住宅に大規模な補助を行いながら、低賃金しか払うことの出来ない香港の企業に大きな利権を与え、1970 年代から 1980 年代にかけて特に輸出競争を有利に進めていった。この事もまた、スラム街クリアランスとその合理化の名目で許されたのだった。この政策は、偶然生まれたものではない。というのも、この政策は食料と輸送という、家計の重要項目を補助するための政策から生まれたものだったからだ。輸送に関して、香港政府は少数の企業を所有するにとどまった。即ちそれは MTRC(Mass Transit Railway Company)と、九龍—広東鉄道会社（KCRC Kowloon Canton Railway Company）であると言えよう[16]。こうした企業は、（地価にショッピング・センターをつくるなど[17]）地下鉄の駅の土地を開発できたおかげで利益を得たので、地下鉄の料金設定にも間接的な補助が行われたということができる。こうした手法は、住宅政策に用いられたものと類似している。

食料に関しては、手法は幾分か異なるものの、間接的な補助を受けたという意味では同様であった。香港は食料に関して、その従属関係を逆説的に利用したのだ。実際、香港は長年中華人民共和国からの食料の輸入に頼らざるを得なかった。中華人民共和国は香港にとって重要な食料提供国であった（もっとも、高級食材はもっと遠くアメリカ合衆国やオーストラリアから輸入していた）。中華人民共和国からの食料は市場価格とはかけはなれたもので、香港政府と中華人民共和国の間の約束で、植民地となった香港に米類など生活の基本的な食料は市場価格よりかなり安価に提供することが、つい近年まで認められていたためである。

従って、ここからは香港政府がいかに、住宅・食料・輸送という家計の主要な項目に間接的な補助を行いながら（この三項目は合わせて家計における 75％の割合を占める）、香港の経済的な発展を主導してきたのかについてみていくことにしよう。このことは、企業が相対的に低賃金を支払うことを可能にした。なぜならば、個人の基本的必要や労働の再生産は、このような間接的な補助により部分的に保障されていたからである。この政策はまた、アウトサイダーの効率的な管理をも可能にし、スラム街の存在に関わる多くの問題を回避し、産業の民間主導の発展を可能にした。その上、工業地帯の創出により、香港政府は産業の発展にも寄与することができたのだ。少なくとも中華人民共和国が徐々に珠江デルタ地帯における産業を拡大するまでは、香港は天然資源を手中に収め得ていた。

このようにして、香港政府は唯一の土地所有者として、経済に大きく関わることができたのだ。無論この干渉の手法は、未だに香港を“世界で最も自由主義的である”と位置づける評価基準からは完全に見落とされたものであった。しばしば指摘されるような企業家に象徴されるように、香港は市場の力と協力し、1980 年代に至るまで四小龍の一つとしてー他の NIES に 10 年先立ちー輸出主導型の経済発展を遂げてきた。商業資本も、ここにきて香港政府というパートナーを再び手に入れることができたのだ。香港は政府のやり方を見ると、他の四小龍（特に韓国と台湾）と比較して干渉度が少ないとはいえなかい。しかしながら、この図式は大体において今日まで変わらないとはいえ、1980 年代半ばからの構造的な変化により、徐々にこの図式の前提条件は大きく変わることになった。この事実については、最終部において検討する。



## 近年の発展（1980 年代末～2002 年）

1980 年代初頭から、経済の第三次産業化により香港の生活は大幅に向上した[18]。当初は、産業も香港島の旧市街と新界をのぞむ九龍のみに限られていたが、珠江デルタ地帯へ更に進出するに当たって中国の開発を利用した（香港はこうして中華人民共和国にとって主要な海外直接投資の供給源となった）。従って、賃金の上昇により香港の産業が競争力を失ったとしても、香港の企業家達にとっては何ら大きな問題にはならなかった。かれらは、依然低賃金の労働市場を抱える中華人民共和国に進出することで利益を得ることができたのである。香港の製造業で雇用が減った分は、サービス業によって埋め合わせされた。しかしながら、質が低い労働者の転職は困難だったし、また繊維業と家電業の老朽化もしばしば問題となった。それでも香港政府が社会福祉を充足させていったので、失業率は低いままに保たれた（3～4％）。

従って香港は、世界と中華人民共和国の境界で、質の高いサービス業を基本とした経済を築いていった[19]。この新しい経済の要となったのは、港湾設備のインフラと銀行業であった。賃金が大幅に上昇したにもかかわらず、住宅は多大な補助を受け続けた。香港には小さな領土に 700 万人しか居住者がいない。それだけ、消費は大いに発展した。消費社会は 1970 年代から徐々に中流階級の出現に伴って成長した。新しい成長モデルは、もはや低賃金にも輸出促進にも頼るものではなく、強力なサービスの供給と（外食産業と商業の雇用創出を促した）消費社会に頼るものであった。家計の貯蓄は依然伸び悩んでいたものの、消費税免除という魅力が手伝い、香港は観光客にとって楽園となったのだった。

それでも住宅政策は依然主要な位置を占め続けた。実際、経済力は社会の流動をも引き起こしたのだ。1950 年代の最初の移民と、教育システムの恩恵を受け英語に堪能なその子供たちは、不動産の所有を強く望んだ。彼らは、本論において既にみたような住宅補助プログラムの受益者であった。彼らは Home Ownership Scheme (HOS) の住宅を得て、その後財力を蓄えてより快適な民間住宅へと移っていった。その後中華人民共和国の改革を機に香港へ移動してきた新しい移民が彼らの後を継いだ。こうした住宅における流動的な制度は、徐々に拡大していった。初期においては、移民はしばしば公共住宅を見つける前にスラム街を再形成することがあった[20]。一方で、多くの公共住宅の借家人は、その貯蓄を« 中間層 classe sandwich »向けの住宅購入資金にあてた。従って HOS の最初の受益者たちは民間住宅を購入することができたのである(Ho, 2002, a et b)[21]。

この現象には、不動産業界の興隆による民間住宅の値上がりも影響していた。この値上がりはまた、市場における土地不足にも由来するものであった(供給不足；Chiu, 1998)。最初は政府の政策だけが原因ではなかった。香港政府は、中華人民共和国との間で 1984 年に締結された政府間協定を尊重することが求められていた。それゆえ、新規の建築の増加が、公共財政に悪影響を与えるのではないか、1997 年以降政府の自由な行動を制限することになるのではないかとの懸念から土地の最大分担額を市場に委ねるよう強制されたのだ（公共部門の土地はこれを免れた）。1997 年 1 月 1 日から、建築物の売買で得た収益は 香港政府と、1997 年 1 月 1 日までは凍結されていた Land Trust Fund[22] の間で折半されることとなった。この制約は、全体的に上昇していた不動産市場にある種の緊張を与えた。政府はこの緊張を緩めようと 1995 年以降毎年 50 ヘクタールの土地を競売にかけたが、それでも根強い需要と投機から、価格は上昇を続けた。従って、人々はその貯蓄を不動産の形態で持ち続けたが、そこには 2047 年までは無料で継続できるという安心感が手伝っていた。同時に、彼らは消費を続け、失業率は常に 3～4％に保たれた。

1997 年以降、アジア危機の影響と、また同時に住宅政策に関する誤った判断から、状況は急速に変化した。新しい行政長官は施政方針演説の中で、新規に毎年 85000

戸の住宅、内35000戸は民間部門の住宅を提供することを明らかにした。その上、1997年12月には、公共住宅の借家人は彼らの住宅を市場価格の88%以下で購入することが許可される旨が宣言された（Tenant Purchase Scheme, もしくはTPS)。これは最低でも10年で250000戸に及び、内27000戸は第一期のものだ[23]。このプログラムは大いに好評だったものの、不動産市場を不安定にし、そしてその後すぐに、経済をも不安定なものにした。

我々はこれまで、Home Ownership Schemeの恩恵で公共住宅に次々に人々が居住し、交代していくことで生まれる社会の流動性により、いかに不動産が活性化されてきたかを見てきた。だが、新しい政策では、このような流動性が促されることはなくなった。HOS主導で建設された住宅は大幅に値上がりし、依然に比べて快適なものではなくなった。その上、今や有利な条件で公共住宅を購入する可能性を得た住民たちにとって、こうしたHOSの住宅は決して魅力的なものとは言えなかった。不動産所有に関するこうした幾つかのプログラムのおかげで、住宅の所有者は賃借人が見つけられなくなり、民間住宅を購入する機会は著しく減少した。こうして、TPSの導入決定は不動産市場に不安感をもたらし、アジア危機によっても沈静化されることはなかった。不動産市場は4年間で60%以上もその価値を落とし、何千人という人々の貯蓄を無にした[24]。彼らの不動産の価値はどんなに下がろうとも、彼らはその不動産が一番高かったときの契約金額を返済し続けなければならなかった。結果として、負債を抱えざるを得ない者も現れた(Suen, 2002)。

この事実は、香港経済の推進力となっていた消費にも重大な影響を及ぼした。その上、アジア危機の影響も加わった（アジア危機後立て直したとはいえ、香港の経済は大きくかかわっていた)。1997年以降、香港は購買指数も最低を記録し、慢性のデフレを経験することとなった。全ての産業がこの影響を免れなかったが、最も著しかったのは商業と外食産業であった。香港は常に危機に直面した時、その驚異的な順応性を示してきたにもかかわらず、1997年の危機からは未だに立ち直れずにいる。失業率は、戦後稀に見る高さを示している（約7.5%)。更に2002年時点の統計に従えば、香港の輸出は拡大を示したが、景気の回復にまでは繋がらず、購買指数は依然低いままである。経済を立て直すには、おそらく公共住宅と一般不動産の管理を行う必要があるのかもしれない。政府は経済成長における不動産市場の役割を強く認識している。結論として、香港が既に行ってきた手法を、少々手遅れながら再開する必要があげられよう。

## 結　論

このように、香港の都市計画、特に政府当局の手による公共住宅の建設は、経済発展において非常に重要な役割を果たしてきた。それは自由主義的な経済神話とはかけはなれたものである。情勢の圧力から、香港政府はそのイデオロギーに反して介入せざるを得なくなったのだ。こうした政府の行動は、“次第に大きな政府へ”という表現で表すことができよう。本論において見てきたように、政府の介入は不動産のみでなく、他の重要な経済産業にも影響を与えるものであった。輸送分野においても政府の介入が行われていたことは、既に見たとおりである。また香港は港湾施設の管理を民間の手に委ねたにもかかわらず、コンテナ・ターミナルの設置導入を慎重に行ったこともここに指摘できる。特に1997年に赤鱲角で落成した新空港は、国土開発に重大な影響を与えた。1950年～1997年に至るまで、都市計画は香港の発展を力強く支えてきた。1997年、新しい行政長官はその施政方針演説の中で、経済的よりも政治的な観点から、都市計画についての発言を行った。それは年85000戸の新築住宅を提供すること、内35000戸は民間住宅とするというものだ。そして公共住宅の払い下げについてである。この決定がアジア危機と結びついて、近年の香港経済に多大なダメージを与えたことも見てきたとおりである。より注目されるのは、アジア危機による影響は大体において回避された（このことは輸出と再輸出の上昇に見て取れる）にもかかわらず、景気の回復にはつながらず、失業率も上昇をつづけていることである。

経済危機に対する政府の責任、特に不動産業に関する責任は、逃れがたいものであった。2002年11月に孫明揚（住宅、国土計画長官）は新しい計画を発表した。この計画は“より小さな政府へ”という表現で表され、政府は不干渉主義に立ち戻ることが打ち出されたのだ。新規建築は予想を下回るであろうとの見通しから、またこうした建築の売却は、待機リストに示された低所得層世帯にとって不利に働くとの予想から、公共住宅の売却は停止された。

更に政府は、Home Ownership Scheme (HOS)を廃止する方向で停止した。

「近年における民間住宅価格の下方調整は、HOSと民間不動産市場のオーバーラップ現象をもたらした。住宅局は、こうした市場の変化に対応すべく、HOSを調整してきた。それはHOSの住宅削減を含むものである。（中略）そして2000年と2001年のHOS住宅販売の一時停止もこれに含まれる。（中略）

政府は可及的速やかに不動産市場から撤退し、市場のバランスを再調整すべきである。(Suen : 2002)」

この談話は極めて明快である。“より大きな政府へ”そして“更に大きな政府へ”から、ここにきてミルトン・フリードマンにとって大切な“小さな政府へ”と向かうこととなったのだ。しかしながら、香港の市場がかつてないほど活性化するとの保証はない。香港の発展を支えたHOSの流動資産を停止すること、そして公民両部門の住宅販売金額が接近することは、成功の鍵とは言いがたい。香港の発展は、不動産業における企業のダイナミズムと政府の行動の均衡関係によりもたらされたものである。この事は、土地の売却により政府の国家予算を増加させるとともに、富裕層から貧困層への資産の移動を可能にした。金融のフローに直接的に現れることはなかったものの、政府は資源の再配分機能を担っていた。不動産市場からの政府の撤退は、市場を不安定化し、結果的に増税へとつながる。こうした新しい政策は、その効果は未知数とはいえ、経済発展における政府の不動産市場とのかかわりの重要性を明白に示している。

## 参考文献


Augustin-Jean L., Padovani F. (eds.) (2003), Hong Kong, économie, société, culture, Paris, L'Harmattan (à paraître).

Borja J., Castells M. (1997), Local and Global. Management if Cities in the Information Age, Londres, Earthscan Publications Ltd.

Bishop P. (1969), Some Aspects of the Hong Kong Resettlement Programme, in Dwyer D. J. (éd.), Asian Urbanization. A Hong Kong Casebook. Hong Kong, Hong Kong University Press.

Castells M., Goh L., Kwok R. Y. W. (1990), The Shek Kip Mei Syndrome: Public Housing and Economic Development in Hong Kong and Singapour, Londres, Pion.

Chapel C. (circa 1997), A roof over every head. Hong Kong houses its masses, in South China Morning Post, Hong Kong Building Asia's Future, numéro spécial.

Chow L. C. H., Fan Y. K. (1999), The Other Hong Kong Report 1998, Hong Kong, Chinese University Press.

Chiu L. H. R. (1998), The Home Ownership Drive of HKSAR, Planning and Development Journal of the Hong Kong Institute of Planners, vol. 14, n°1.

Chiu L. H. R. (1999), The Swing in Pendulum in Housing, in Chow, L.C. H., et Fan, Y. K., The Other Hong Kong Report 1998, Hong Kong, Chinese University Press, 1999.

Chiu S.W.K., Lui T.L. (1998), The Role of the State in Economic Development, in Thompson G., Economic Dynamism in the Asia-Pacific: the Growth of Integration and Competitiveness, London et New York, Routledge.

Cuthbert A. R. (1998), Genesis of Land-Use Planning and Urban Development, in Dimitriou H. T., Cook, H. S. A., Land-Use/Transport Planning in Hong Kong : the End of an Era, Aldershot, Ashgate Publishing Ltd.

Dimitriou H. T., Cook H. S. A. (1998), Land-Use/Transport Planning in Hong Kong : the End of an Era, Aldershot,

Ashgate Publishing Ltd.

Dwyer D. J. (ed.) (1969), Asian Urbanization. A Hong Kong Casebook, Hong Kong, Hong Kong University Press.

Dwyer D. J. (ed.), (1969) Housing Provision in Hong Kong, Asian Urbanization. A Hong Kong Casebook, Hong Kong, Hong Kong University Press.

Dwyer D. J. (ed.), (1969) Problems of Small Industrial Unit, Asian Urbanization. A Hong Kong Casebook, Hong Kong, Hong Kong University Press.

Endacott G. B. (1964), A History of Hong Kong, Hong Kong, Oxford University Press, (deuxième ed.).

Fouchier V. (1993), Urbanisme : Hong Kong. Comment gérer les fortes densités ?, Perspectives Chinoises, n° 13/14.

Friedman, M. (2002), Preface, in Gwatney J. et Lawson R., Economic Freedom of the World. 2002 Annual Report, Vancouver, The Fraser Institute.

Gwatney J., Lawson R. (2002), Economic Freedom of the World. 2002 Annual Report, Vancouver, The Fraser Institute.

Ho L. S. (1999), The Rise and Fall of the Economy, in Chow, L.C. H., et Fan, Y. K., The Other Hong Kong Report 1998, Hong Kong, Chinese University Press.

Ho L. S. (2002a), Policy Blunder of the Century Threatens Hong Kong's Economic Future, in Lau S. K., The First Tung Chee-hwa Administration. The First Five Years of the Hong Kong Special Administrative Region, Hong Kong, the Chinese University Press.

Ho, L. S. (2002b), Legendary resilience fails us. The government's policy to "privatize" public housing in 1997 is the blunder of the century, contributing to Hong Kong economic downfall and hitting its famed ability to bounce back, South China Morning Post, 24 juillet.

Hong Kong and the Pursuit of Economic Freedom, http://www.freeconomy.org/freeconomy/eng/main.htm (site géré par le gouvernement de Hong Kong).

Housing Authorities, site internet, http://www.housingauthority.gov.hk/eng/hd/stat_01/domest_f.htm

Hui C. M. E., Ho S. M. V. (2002), Relationship Between Land Use Planning, Land Supply and Housing Prices in Hong Kong, Hong Kong, The Hong Kong Polytechnic University, Department of Building and Real Estate, Research Monograph, 36 p. et annexes.

Islam I., Chowdhury A. (1997), Asia-Pacific Economies. A survey, Londres et New-York, Routledge.

Jenks M., Burges R. (2000), Compact Cities : Sustainable Forms for Developing Countries, London, Spon Press.

Johnson G. (2003), Les Nouveaux Territoires : les coulisses de Hong Kong, in Augustin-Jean L. et Padovani F. (ed.), Hong Kong, économie, société, culture, Paris, L'Harmattan, (à paraître).

Lau S. K. (2002), The First Tung Chee-hwa Administration. The First Five Years of the Hong Kong Special Administrative Region, Hong Kong, the Chinese University Press.

Legislative Council Panel on Housing (1999) Sandwich Class Housing Scheme, 5 juillet, site internet du Legislative council de Hong Kong, http://www.legco.gov.hk/yr98-99/english/panels/hg/papers/hg05074b.htm.

Mutab-uz-Zaman Q. M., Lau S. Y. S., So H. M. (2000), The Compact City of Hong Kong : a Sustainable Model for Asia ?, in Jenks, M. et Burges R., Compact Cities : Sustainable Forms for Developing Countries, London, Spon Press.

O'Driscoll G. P., Feulner E. J., O'Grady M. A. et al. (2003), 2003 Index of Economic Freedom, Washington, The Heritage Foundation and the Wall Street Journal (Dow Jones and Co.).

Schiffer J.R. (1985), Anatomy of a Laissez-faire Government: the Hong Kong Growth Model Reconsidered, in Hills P., State Policy and the Development Process. Proceedings of a Symposium on Social and Environmental Development, Hong Kong, Centre of Urban Studies and Urban Planning, The University of Hong Kong.

South China Morning Post, Hong Kong Building Asia's Future (circa 1997) numéro spécial.

Suen M. (2002), « Statement », 13 novembre.



Thompson G. (1998), Economic Dynamism in the Asia Pacific. The Growth of Integration and Competitiveness, Londres et New York, Routledge.

Tsim T. L., Luk B. H. K. (ed.) (1989), The Other Hong Kong Report, Hong Kong, the Chinese University Press.

Wong L. S. K. (1989), Housing and the Residential Environment, in Tsim T. L. et Luk, B. H. K. (ed.), The Other Hong Kong Report, Hong Kong, the Chinese University Press.

Wong L. S. K. (1990), Housing and the Residential Environment, in Wong R. Y. C., Cheng J. Y. S., The Other Hong Kong Report 1990, Hong Kong, the Chinese University Press.

Wong R. Y. C., Cheng J. Y. S. (1990), The Other Hong Kong Report 1990, Hong Kong, the Chinese University Press.

Wong S. L. (1988), Emigrant Entrepreneurs. Shanghai Industrialists in Hong Kong, Hong Kong, Oxford University Press.

Yeh G. A. (1999), Land and Infrastructure Development Before and After the Handover », in Chow L.C. H. et Fan Y. K., The Other Hong Kong Report 1998, Hong Kong, Chinese University Press.

Yeh G. A. (1992), Urban Planning under a Leasehold System, Hong Kong, Centre of Urban planning and Environmental Management, The University of Hong Kong, Working Paper, janvier.

Zhang X. Q. (2000), High Rise and High Density Compact Urban Form : The Development of Hong Kong, in Jenks, M. et Burges R., Compact Cities : Sustainable Forms for Developing Countries, London, Spon Press.

Université de Paris X Nanterre et Université de Waseda (Tokyo)13, rue Paul Bourget78 370 Plaisir

auyeung_ly@yahoo.fr

## 注

（1）この研究は日本学術振興会による助成により可能となった。また、香港での情報収集の一部を確保してくださったSherlon Ipにも謝意を表したい。

（2）フレーザー研究所はカナダの研究機関で、市場の欠陥を分析するために活動している。ホームページにはこのことが明確に記されているのでご参照されたい。

« It has as its objective the redirection of public attention to the role of competitive markets in providing for the well-being of Canadians. Where markets work, the Institute's interest lies in trying to discover prospects for improvement. Where markets do not work, its interest lies in finding the reasons » (http://www.fraserinstitute.ca/about/mission.asp?tnav=1).

ヘリテージ財団はアメリカの保守的な機関で、政治的経済的に重要な提言をしている。

« The Heritage Foundation is a (...) public policy research organization, or "think tank." (...) We do believe: in individual liberty, free enterprise, limited government, a strong national defense, and traditional American values ». (http://www.h~ritage.org/about/).

（3）Cf. Milton Friedman, « Preface », in James Gwatney et Robert Lawson, Economic Freedom of the World. 2002 Annual Report, Vancouver, The Fraser Institute, 2002, p. XVII-XXI. Friedman のとった香港の自由主義に関する観点に対しては批判が既に行われている ; cf. 例えば Castells e : 1990.

（4）Gwatney et Lawson, p. 5.

（5）Ibid.

（6）Ibid., p. 11.

（7）フランスはこの評価の中で156カ国中40位となっている。パナマ、コスタリカは共に44位である。35位にはカンボジアが記されている。O' Driscoll et al., 2003.参照のこと。

（8）ヘリテージ財団は1から5の数字で採点しており、1は最も自由主義的であり、5は最も干渉主

義的である。

（9）このことが政府の本当の規模を軽量化することを困難にしている。教会の周りの小農地は香港政府の所有ではないが、このことは以下の分析に影響を与えるものではない。

（10）その他にも、アヘンや塩の独占などにより資源が確保されたが、住宅政策による資源は財政において急速に主要なものとなっていった。(cf. Endacott, 1964, p. 53-54 et Yeh, 1992, p. 3-4).

（11）1年あたりの賃料はわずかだが、賃貸時と契約更新時に大部分の金額が徴収された。

（12）以後香港は玩具と電子産業の生産を大幅に拡大した。

（13）これは収入の約70%にあたる、家計の重要項目である。このことがもたらした結果については後に議論を深める。

（14）« The Sandwich Class Housing Scheme(SCHS) aims at providing housing to those who are unable to afford flats in the private sector, and yet are ineligible for public housing. Sites were granted to the Housing Society (…) » (Legislative Council Panel on Housing, « Sandwhich Class Housing Scheme », http://www.legco.gov.hk/yr98-99/english/panels/hg/papers/hg05074b.htm, site internet du Legislative council de Hong Kong, document daté du 5 juillet 1999).

（15）住宅部門からの資源は計上可能で、年によっては政府の予算の30%以上を占めていた。このことにより、課税に頼らない政策が可能となった。

（16）しかしながら、近年になって部分的な民営化が行われた。この2社の利益は損なわれることがなかったため、民営化は成功した。

（17）香港島の中環にあるMTRCタワーはこの例である。これはクアラルンプールのペトロナスツインタワーを設計したCesar Pelliの作品で、420メートル、88階の高さを誇る。このタワーは上部にオフィス、下部に商業施設を備える。その中には、MTRCが権利を所有することで利益を得ていたものもある。孫明揚（住宅長官）によると：

« (...) There have been criticisms that the two corporations [le MTRC et le KCRC] should not participate in the property market and compete with private developers as mass transport providers (...).

It should be noted that the Government has already granted to the concerned railway corporations the development rights of those railway related properties that are under construction. (...) Government and the two railway corporations have already forged a consensus whereby no railway property developments will be put for tender in the coming year » (Michael Suen, « Statement », 13 novembre 2002).

（18）この第三次産業化は、ここでは触れないが香港政府の教育政策により可能となった。

（19）工業労働者の割合は1986年の35%から1998年には12%へと推移していった。

（20）公共住宅の恩恵を受けたのは1997年の6年前になってからのことであった。公式には3年とされている。

（21）1993年以降、公共住宅居住者の内13%の人々は、同時に民間住宅をも所有していた(cf. Chiu, 1999 : 333)。

（22）Land Fundは1997年12月31日の時点で250億ドル（米ドル）の価値があり、政府の大きな財政源の一つであった(Mahtab-uz-Zaman, Lau et So, 2000 : 267)。土地所有は最初に50ヘクタールに制限され、その後1990年代半ばから拡大された（1996／1997年で180ヘクタール程）。(このFundが設立された）1986年から1997年に至るまで回収された収益の多さは、問題の都市計画を証明するものであり、開発におけるこの政策の役割であった。

（23）こうした住宅の内137000戸は2002年11月には既に一般に提供された。(Suen : 2002)

（24）1998年には、香港の借金の40%は不動産に関するものであった。Cf. Anthony Yeh, 1999, p. 311.





# 現代世俗化社会とキリスト教政治倫理
## —ヨーロッパ統合の軌跡を辿る—

坂本　進

### はじめに

現代文明社会にあっては都市化や工業化がますます加速化し止まるところを知らない。そこでは人間は理性と感性を以って総ての事象を判断し、あたかも人間が理解し得ないものは存在しないか、或いは存在してはならないかの如くでもある。ヘレニズムの伝統と相携えてヨーロッパ文化の形成に重きを為したキリスト教は今やヨーロッパ人の生活の一隅を成すに過ぎず、人間の価値判断に参加せず、辛くも形骸のみを留める。

過般フランス・オランダの国民投票による相次ぐ否決によりいつ発効となるかその目途さえ立たなくなった欧州憲法条約においてもこのことが実証されようとしている。基本法としての立法の精神や理念への言及が十分とは言えず、推進を急ぐ関係者の主張に見るような意思決定の簡素化や加盟国間の相互理解や交流のいっそうの促進に有用である等の謳い文句のみが際立ち、ＥＵ市民に対する十分の説得力を有するには至らなかった。それはヨーロッパの歴史に深く刻み込まれたＥＵ市民の幾星霜の歴史の軌跡を悉く削ぎ落とし、ヨーロッパにおいてその精神的基盤をなすキリスト教や神を統合の理念と

して掲げぬ結果、提案された欧州憲法条約は概ね無機質化した手続条項の羅列に終始したからで、このままではＥＵ市民に今後支持を得られるか疑問である。今後の批准へ向けての作業は小休止で済むか、当分の間凍結となるか予断を許さない。

そこで本稿では歴史上ヨーロッパの地で多大な影響を及ぼしたキリスト教が同地ではもはや憲法条約にも採り上げられないほどの状況を世俗化と政教分離とについて検証し、さらにキリスト教が育んだ政治倫理について考察、もって憲法条約との関連を論じたい。

### 1．現代ヨーロッパと世俗化現象

長期に亘りヨーロッパ精神の基盤をなしたキリスト教がヨーロッパ社会から次第にその地位を失い、影を潜めてからすでに久しい。それは直接的にはルターに始まる宗教改革が契機となり世俗化が進行し、キリスト教の内部から聖書やキリスト教それ自身への懐疑が大きく膨らんだことに起因する。一方、カルヴァンの説に端を発する労働倫理を基礎にした近代資本主義の発達は熾烈な競争の連鎖をもたらし、むしろ非キリスト教的ヨーロッパ文化を現出した。この現象は言わばキリスト教の外部から非キリスト教化を加速化させたものである。今般の欧州憲法条約にキリスト教はおろか神の記載さえなく、いわんや政治倫理に関する記載まで回避されたことはフランスが強く求めた政教分離、とりわけ同国歴史に特有のライシテ laïcitéに起因していた。

本章ではまずヨーロッパ統合に通底するキリスト教が殆んど顧みられない現状を見据えその理由が世界のどの地域にも増してこのキリスト教の祖国ヨーロッパにおいて世俗化がもっとも浸透していることにあることの検証から始める。

世俗化は現代社会においては半ば常識であるかのように受け止められていて、現代人にとってはもはや世俗化現象には何ら疑問を差し挟む余地はないかのごとくである。しかし世俗化という言葉には歴史の変遷を示す数々の意味が込められていて世俗化が西洋社会にもたらした影響は測り知れない。

元来世俗化はキリスト教西洋社会に特有の現象である。キリスト教世界においては神の下に現世と来世とが一元的に統一されているとされるが、東洋において特に仏教では世俗化という発想は元来存在していない。それ

は仏教にとりこの世において何らかの形を持ったものは総て世俗であると考えられているからである。例えばR.Nベラー（Robert N.Bellah,1927-）はこの間の事情を徳川時代における宗教行為を取り上げて、それは第一に世俗における自己の義務の履行という形式を採っていた、と指摘している〔ベラー1996：160-169〕。すなわち儀礼、祈祷、瞑想などすべての宗教的行為は第一次的な倫理的義務に対して第二次的な地位を占めていた。それらはすべて社会的・政治的上位者に対する義務として履行された。それらが忠や孝としていわゆる世俗主義が実践されていたので新たな現象として世俗化が起きる余地はなかったとする。

またキリスト教社会では世俗化は聖なる宗教の世界からの人間回復の過程を示すものとして起こり、かつては人間の自己解放の不断の過程と賛美された〔宮田光男1975：5〕。それは人間復興を唱えるルネッサンス時代にまさに格好の手段となったのである。或いは世俗化がルネッサンスをもたらしたと言うべきであろう。しかし反面宗教の側に立てばそれは皮相にも中世を通してカトリックを主体とした宗教が社会の諸制度と人間の意識に対して有していた支配力を失う過程でもあったのである〔金子晴勇 2001：18〕。概して中世西洋世界はキリスト教が支配したので、必然的にそれは「西洋の没落」の過程をもたらし、やがて「中心の喪失」、「実体の消滅」、「価値のアナーキー」、「言語の意味喪失」等々に帰結し、やがてヨーロッパ史における長い合理化過程の最終的局面を顕わすに至った。今までこうした世俗化過程は多岐に亘り解釈が行われておりここでは原因ごとに以下の四つに大別できるのではないかと思う。

1）人間の理性的自律説

バーガー（Peter L.Berger,1929 - 米国社会学者）〔P.L. Berger、園田稔訳：59〕は、「『宗教が宇宙を或る神聖な秩序として認識する人間の態度』とするのに対して、近代においては人間が理性的な自律に基づいて伝統的な宗教から自己を解放することによって生きる意味を発見しようとした思想を持ち、これこそがヨーロッパにおける世俗化の最大の原因となった」としている。ここに至り結果として世俗化によって人間は宗教的な霊性よりも近代的な「理性」に重点を置くこととなったと解する。

2）不信仰・信仰の生命の枯渇説

ゴーガルテン（Friedrich Gogarten,1887 -1967,ドイツ神学者）では「世俗化とは元来神聖なものが世俗のために用いられ、宗教が外形的には宗教的構造を保ちながらも非宗教的な目的に用いられている現象」であるので、世俗化はいわば『キリスト教信仰の合法的結果』〔金子2001：30〕なのであるという。彼は、「世俗化はこの意味では信仰的に正当なものであり、問題はこうした世俗化がいつしか俗物根性に染まって『世俗主義』に転落してしまったことにある」と主張し、世俗化はすなわち神の世俗化・神の除去に通じ、それはさらに近代人が信仰から自由になろうとする現象を指すと指摘している〔宮田：91〕。

さらにゴーガルテンは「古代において神々の支配する世界に人間が取り囲まれていた間はいかなる世俗化の可能性もなかったが、キリスト教が世界を神の被造物とし人間に世界からの自由を与え、また世界に対する責任を与えて以来、世界は単に世界に過ぎなくなった。これが真の意味での世俗化である」としている〔キリスト教大事典 1979：645〕。

世俗化こそキリスト教の本質であるとする現代の神学者にあっては世俗化の解釈も一段と先鋭化し、例えばK．バルト（Karl Barth1886 - 1968 ドイツ神学者）では、「宗教は不信仰に基づく人間の所産であり、宗教の止揚においてこそ信仰は成立する」と言い、さらにボンヘッファー(Dietrich Bonhöffer,1906- 1945 ドイツ神学者)は、「これまで世界は宗教という守り役を必要としたが現代の世界は成人し、人間の要求に合わせて作り上げられた神を礼拝するに過ぎない宗教という守り神から自由になること、つまり脱宗教化ないし世俗化することがキリスト教信仰の急務である」〔キリスト教大事典：645〕と説く。

現実にこうした意味での世俗化現象は近代の歴史を創造する積極的な推進力であった。これを金子は、「信仰の生命が枯渇し死滅するとき世俗化現象はその頂点に達し、そこでは世俗化はもはや『世俗主義』へと転じる。すなわち『肯定的』世俗化が、『否定的』世俗主義に転落する」としてここにこそ世俗化の両義性と弁証法的意義とがあると付言する〔金子 2001：38〕。

3）利益社会の発達説

テンニース(Ferdinand Tönnies,1855-1936,ドイツ社会学者)は「世俗化は利益社会の段階に入って制度宗教の公共的妥当性が次第に失われていくことが確認される過程」であると指摘しており、人間解放の動きとは裏腹に次第に宗教自体の存在意義が薄れていく過程でもあった〔宮田：7〕。

宮田光男（1925-）も、「それはすなわち自己自身を超えて絶対化しようとする現世的態度であり、そこではかつて神的ないし自然的所与のものとして妥当してきた旧い秩序に代わって新しく成立した世俗社会そのものが絶対的価値にまで高められる。現世に於ける行動原理や生活目標が究極的なものとして神聖化されイデオロギーに転化する。この政治的・社会的秩序のイデオロギーこそ常に世俗主義の本質的徴表を為すものである」〔宮田 91〕とする。すなわち俗物性の参入によりそれまでの世俗化は世俗主義に転ずることにより霊性を失い信仰の生命を消滅させる傍ら、近代化へのイデオロギーとなりエネルギーへと転じて行ったとされるのである。

近代の世俗化を最も加速化したのはマックス・ウェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』である。すなわちウェーバーによる近代的な職業観と資本主義の精神は確かに近代資本主義の発展をもたらしたが、その傍らでは以下のような世俗化をもたらした〔金子 2001：90-97〕。

① 禁欲による合理化と資本主義の精神
神への信仰により富が増すようになり信仰の「腐食現象」といわれている世俗化が必然的に起きる。

② ピューリタニズムの人生観と資本主義
信仰の世俗化が生じたのは信仰の内面性を強調したルター派が支配的であった地域ではなく行動的なカルヴァン派が浸透していった特にピューリタニズムの行き渡った地域であった。できる限り利得するとともにできる限り節約するものはできる限り他に与えねばならない、というのを信条とする。

③ 世俗化と世俗主義化した「末人（Letzte Menschen）」の運命
ウェーバー「文化発展の最後に現れる『末人』にとって精神のない専門人、心情のない享楽人、この無のものは人間性のかつて達したことのない段階に登り詰めたと自惚れるだろう」という言葉が真理となるであろうと警告している〔ウェーバー 1989：364-366〕。

他にルックマン（Thomas Luckmann,1927 - オーストリア宗教社会学者）は世俗化を宗教社会学の立場から社会と個人の弁証法的プロセスと捉えて、「一方において社会の組織化が進行し、他方ではラディカルな個人化が深まった結果、世俗化は社会秩序との関係に生じた根本的変化であり、キリスト教の伝統的形態の衰退に現れてくる現象である」と解釈した。

同様にボンヘッファーは、「世俗化は人間が自分の関心をあの世からこの世・この時代へと転じるときに起きるもので人間が成人になることを意味する」と説く。

4）宗教の純化・再生の過程説

R.Nベラー（Robert Neely Bellah,1927-米国社会学者）は、「世俗化は必ずしも宗教の衰退を意味するのではなく、むしろ宗教が他の社会的制度から分化して一層純化していくプロセスである〔中野実 1998：221、ベラー1973：370-372〕」と唱え、シュープ(Anson Shupe 米国社会学者)、ハデン（Jeffrey K.Hadden 米国社会学者）のように「神聖なるものを社会から排除するプロセスはむしろ宗教が結局は再生し再活性化する種子を孕んでいる〔中野：221、Shupe,Hadden 1988:vii-xix〕」として「世俗化循環論」を説く。宗教のいっそうの発展を期する立場からはこうした世俗化歓迎とも受け取れる積極的解釈も成立しようが、現実社会が世俗化を梃子としていっそうの宗教からの離脱現象を深めている状況からは彼らの解釈を手放しでは取り入れ難い。

以上からカトリック専横の中世においては宗教は教会の専任事項であり、教会中心に諸物が決せられていたのに対して、それを人間の手に戻そうとして反旗を翻したルターを主峰とするプロテスタンティズムが世俗化の口

火を切ったということである。彼の際立つ活躍がヨーロッパ各地へと拡大し、多数の支持者を得てやがて宗教改革の成功をもたらすに至った。

ルターはこうして世俗化に先鞭をつけ、まさにその先駆者ではあったが、実際の宗教改革の世俗化過程はむしろフランス出身ではあるがスイスを拠点としたカルヴァンを中心とするカルヴィニズムにより推進されたと言われ、彼によって一層合理化され体系的となりダイナミズムが付与された。そしてやがてカルヴィニズムはウェーバーを中心に近代資本主義の理論的基盤を構成するに至り、現在に見る近代文化の無限とも言える繁栄をもたらしたのである。一方キリスト教にとっては世俗化によるこの近代文化の無限の繁栄とは裏腹に己の貧困化を招来するという皮相な結果を招いた〔宮田：46〕。

以上いずれも世俗化の各局面を夫々に表現しているが、問題は世俗化により人間が現実の理性や感性への傾斜を深め、霊性への関心からますます遠ざかり以って人間性の危機を招いてしまったことにある。

## 2．政教分離とライシテ

古来国家と宗教とは極めて深い関係にある。ルソーによれば「宗教が国家の基礎としての役割を果たさなければ、国家は成立しなかった〔ルソー1954：184〕」と言われるほどで、デュルケム（Émile Durkheim 1858-1917 フランス社会学者）もその著『宗教生活の原初形態』で［デュルケム 1941 上：368-370］、さらにはブルクハルトも略々同様のことを述べている〔ブルクハルト 1972：156〕。このため国を治める政治と宗教においても類似点が多い。すなわち政治と宗教とはいずれも一定の人間集団の統合を志向し、そこに秩序を形成し、その秩序を不断に維持・発展させようとする性向を持っている〔中野 37〕。宗教は集団の生命力の顕現である点も政治と酷似する〔デュルケム 1941 上：7〕。

またいずれも平和主義を唱える傍ら暴力主義的であるという点も共通している。平和を達成するためには、時に暴力にまで訴えて敵対者を排撃するという二重の性格を備えているとするものである。こうして暴力を媒介として宗教と政治は結合した〔中野：48〕[1]。

宗教、わけてもキリスト教は平和の宗教として旧約時代にはシャローム Shalom のもとに平和を契約により勝ち取っていくものとし、新約においても平和の子として神から送られたキリストの下にエイレーネ eirene を口ずさみながらこの世に平和を求めた。しかし様々の宗教においてその勢力維持・拡大のために各種の暴力を働いてきたことは歴史上実証されているところである。これら宗教的暴力は正戦・聖戦としての暴力や統合、排除としての暴力などが代表的であるがその他多種多様である。

ラパポート（David C.Rappoport.カリフォルニア大学政治学教授）は宗教と政治に関する分析で、宗教的敵性が暴力に結びつく理由として宗教的暴力はその属性上政治に結び付き易くその結果宗教的暴力と政治的暴力とが見分け難く結合し、宗教・政治的暴力としてのみ捉えられることが妥当であるような場合が少なくないとする〔中野：80、ラパポート 1991：119-120〕。

キリスト教ではマタイ伝、ローマ書にある如く[2]イエスとその使徒たちは戦争を否定、敵に対する無抵抗「愛の律法」を説いている。しかし西暦 313 年にローマ皇帝コンスタンティヌスによりキリスト教がローマ帝国の国教として公認されるに至ると,キリスト教的平和・戦争観は大きく変化した。すなわちこの時を期して「兵役の義務」が発生し、アウグスティヌスは「正戦」を公認、またトマス・アクィナスは「正義の戦争」を認めた。かくてヨーロッパがキリスト教化され封建化されてから以降むしろ平和はごく稀な現象となった〔中野：90〕。

また過去において宗教が国家の団結や国民の結束の手段に供せられたことが多かったために、宗教とは 16 世紀にはナショナリズムを表す言葉であったとされるのも強ち理由なきことではない。それは宗教にとってもナショナリズムという大義に密着するのでなければ生き残れなかったからであると言われ、その例としては前出のローマ皇帝によるキリスト教の国教としての公認のケースがあり、下ってはカルヴィニズムの例など多数の事例が挙げられる。宗教改革それ自身が基本的には国家の庇護の下で政治的支援を得て成功したとも言われるし、フランス革命時の教会は大衆に非合法的組織として認識され教会のない宗教が希求されたと伝えられる〔坂本進 2004：93,94〕。



こうして政治と宗教とは古来不可分の関係にあるが中でも両者が調和の取れた状態にあることが重要であるとされた。政治が宗教を軽んじてたとえばエラスティアニズム Erastianism [3]〔Thomson:317-318〕の思想に誑われたように宗教は国家に従属すべし、とした場合には、国家は政治倫理を軽視し、極端な場合権力国家や専制政治に走ってしまう。政治倫理は宗教に胚胎するから、宗教を軽視した場合政治倫理は廃れ、徒にパワーポリティックスが横暴をきたすことになりがちである。こうしていかに洗練された強大な国民国家といえども宗教を単に信仰世界に完全に封鎖し得ないことを暗示していると共に世俗的な政治次元においても宗教の強靭さと社会的意義とが改めて表現されている。

逆に宗教が政治に優位な場合、政治は民主主義に基づいた健全な推進力を失い、嵩じれば腐敗の道を辿りかねない。歴史上この種の事例は枚挙に暇も無きほどで、カトリックと政府との癒着がもたらした政治の腐敗を糾すべく、フランス革命を機にフランスにライシテ Laïcité〔坂本：227、小泉洋一 1998：62〕が誕生するに至ったゆえんである。かくて宗教と政治とは多面的に類似点を保有するものの、すでにここにおいては宗教の世俗化のために宗教はその本質を逸脱し、自ら衰退をも招く結果となった。

政教分離は本来一神教のヨーロッパ精神文化圏で誕生したものでありキリスト教の歴史と一体をなすと言っても良いほどに深い関係にある。すなわち政教分離はキリスト教の原則である,「神に属するものとシーザーに属するものとの区別」（ルカ伝第 20 章 25 節、マタイ第 22 章 21 節）に由来し、さらには「わが国はこの世のものならず」（ヨハネ第 18 章 36 節）に示されるようにキリスト教思想の典型的なものである。このためヨーロッパ各国においてはこの関係につき憲法上に明記しているものが多い〔坂本：234〕。

宗教が単なる個々人の信仰から社会的な実践を目指して発展するに連れて、自ずと集団化し組織化が行われる。こうして組織化された集団は社会的ないし政治的に一定の組織力や行動力を具備するに至り、それがやがて集団同士、或いは、集団と社会さらには国家との間にある種の力学的関係をもたらす。

中野実（1943-）によれば近代における政教分離は基本的に建前であるものが多く、現実には政治過程に宗教の影響が極めて大であるという〔中野：182/183 〕。因みに世界の政教分離国家の数は 1900 年頃では 78 カ国/223 カ国（残り 145 カ国は国教を定めていた）であったが、1980 年代になると 92 カ国/223 カ国（他に 101 カ国は国教を定め、30 カ国は無神論国家）に増加した［世界キリスト教百科事典 1986：15/16］。

ヨーロッパ（ＥＵ）内においても政教分離を明示している国としては 14 カ国/25 カ国があり、憲法上に何らかの形で国家が宗教に直接に関与しないことを謳っている［坂本：236］。

また政教分離の型も下記のように国により多岐に亘っている［中野：183/195］。すなわち、

1）イタリア型　政教妥協的政教関係　ヴァチカンとイタリア政府政教分離。国家の世俗権力が宗教・教会を管理・統制。（ラテラノ条約、政教条約により締結）
2）フランス型　非友好的政教関係　政治が宗教を管理（政教分離法により締結）
3）アメリカ型　政教親和的　創造主が与えた国、信教の自由、政教分離。
4）ドイツ型　政教友好的　政教協調。（教会税を徴収）
5）日本型　擬似完全分離指向　政教絶対分離。宗教の故郷喪失現象。

また租税制度と宗教に関して政教分離の矛盾した側面を衝く指摘もある。すなわち政教分離原則が定着した近代以降宗教団体に対する公権力による税制優遇措置は政教分離原則の意味を曖昧にしたという。現に憲法上宗教団体に対する免税を規定している国はフィリピン,ブラジル、パキスタンのみであり、法律上規定している国としてはアメリカがあるのみである。さらに法律上税の優遇と国庫補助を行っている国はインドネシア、ベルギー、日本のみとしている［中野：196］。

さらに「政教分離原則」の特徴としては

① 宗教・宗教勢力の有する政治的影響力を排除すること。
② 宗教的寛容・信教の自由を世俗の公権力が制度的に保障すること。宗教を個人の信仰の世界に閉じ込める。

③　①②の代償として宗教団体に税の優遇措置や団体運営への公的補助という特権を付与すること。

④　①②③の条件が満たされる限りで一定の法的・政治的ルールの範囲内での宗教活動や政治的活動を許容していること等がある。

現実には政教分離原則は多くの場合「信教の自由」を保障するための原則的制度であるという点に第一義的な意味があり、「分離」それ自体は二義的な意味しかない場合が多いといわれる。このことは政教分離という近代政治原則それ自体はその後デモクラシーへと収斂していく近代政治システムを発展させる絶対条件では必ずしもないことを示唆している［中野：243］。したがって欧州憲法条約においてもキリスト教や神に対する記載を回避することで政教分離が実質的に保障されるものではないことを物語っている。

また上述の通りキリスト教信仰は常に政治的であると同時に非政治的でもある。したがって政教分離の原則の存在をもってしてもなおキリスト教倫理の政治への関わりと責任は免除されるものではなく、この点ヨーロッパ統合において特に強調される。

## 3．キリスト教政治倫理とヨーロッパ統合

ヨーロッパの政治史上要求されるキリスト教的政治倫理とは何か。いったいキリスト教倫理そのものの解釈だけで無数にありこれを定義すること自体が至難である。

そこでいくつかの代表的な解釈を以下に掲げることから始める。

キルケゴール（S.A.Kierkegaard,1813-1855 デンマーク神学者）は倫理を一般倫理―第一の倫理学（罪と無祝）―と、神と世界の間に立つ人間をキリスト教倫理―第二の倫理学（原罪を前提）―とに区分し、「キリスト教倫理とは、神の前に、キリストと共に、世に立つ人間の行動様式の考察」であるとした［金子晴勇 1987：9］。金子はこの説に倣い「キリスト教倫理とは、神の前に、キリストと共に立つ人間の行動の仕方についての考察である」とする。（コロサイ人への手紙第3章3節「汝は死にたる者にして其の生命はキリストとともに神の中に隠れあればなり」による）。

またブルンナー（Emil Brunner,1889-1966 スイス神学者）では、「キリスト教倫理とは、神の行動によって規定された人間の行動についての学問である」としているし、さらにボンヘッファーでは、「キリスト教倫理の問題は、キリストにおける神の啓示の現実性がその被造物の中に現実化されることである」としている［金子 1987：9］。

いったい神と人間との契約は以下の五つに代表されこれを遵守することが第一のキリスト教倫理であるとされた。すなわちヤハウェーと①アダムとの契約、②アブラハムとの契約、③ノアとの契約、および、④旧約における神とモーゼのシナイ山における契約並びに、⑤新約におけるキリスト・イエスによる新しい契約（山上の垂訓）、の五つである。

キリスト教倫理はまず神と世界との正しい関係という間柄を確立し、そこから倫理について語るということになる。さらに金子晴勇（1932 - ）は文字にはなっていないが人の心に生まれながらに記されている戒めとして自然法を掲げている。

しかしキリスト教倫理に関してのこのように無数にある解釈の中で中心とすべきは、「イエス・キリストに対する信仰に基づいてキリストの与える自由と愛に生きること」という解釈であろう。それはいわゆるキリスト教的な特殊な生活の枠や生活様式、或いは戒律の中に当て嵌めてそこに己を硬く封じ込めてしまおうとするものではない、と解するのが相応しく思われる。さもなければそれは生命もなく創造性もない、或いは喜びのないものに陥ってしまうと思われるからである。要するにキリスト教的な倫理の基本は飽くまで福音であり、唯一律法主義によって頑なに一定の枠内に己を封じ込めることではないのである。

それではキリスト教の政治倫理とは何か。

トレルチは政治倫理に関して以下の四項目を掲げる（要約）［トレルチ 1983：56-76］。

①　自由な文化に奉仕する法治国家の倫理
国家を精神文化の手段や前提と看做す教説。国家の役割を秩序と経済的繁栄保持に制限し、国家は国家秩序なくしては不可能となる惧れのある精神文化を保護して、その基盤となること以外何事もなすべきではないとする。国家はその下で豊かで調和のとれた精神生活が営める自由を提供するが干渉してはならない。

②　愛国心という純粋に国家主義的な倫理
愛国心とは個人が全体の名誉のために献身することであり、偉大な倫理的パトスである。国家の倫理的価値は国の大小を問わず政治的制度自体の精神つまり組織を貫徹する倫理思想にあるはずである。

③　民主主義の倫理
民主主義の原理とは国家形成と国家理解一般の倫理的原理のことを言う。民主主義の原理は階級闘争の止揚でありその理想は社会の平和であり、この思想自体が倫理的であるとする。それはすでに人権という偉大な思想を内包している。これは即ち政治的原理であり国民的原理である。外交上の民主主義的な理念に通じ国際連盟や国際裁判の理念をもたらす。これは世界観即ちひとつの形而上学と宗教を意味するとする。

④　保守主義の倫理
民主主義の原理が人間の平等という前提に基づいているとすれば、保守主義の原理は決して根絶されない原理的な人間本性の不平等という前提に基づくとする。これは境遇と人間の不平等を強調してこの諸々の不平等を諦めて受け入れることから道徳思想を展開する世界観に基づいている。

トレルチは第二の愛国心の倫理を除き他はすべてキリスト教倫理と密接な関連を有するとしているが、①についてはこの思想自体は政治倫理を生み出さないとしている。文化にのみ奉仕する法治国家の倫理学はそれが精神的な財が国家の強制力から自由であること、そして国家の意義をこの文化価値に奉仕することに限定することを要求する限りで、国家からの教会の自由と良心の自由という要求と歴史的に密接に関連している。しかしその場合国家それ自体は宗教的・道徳的生命一般の前提の保障として考えられている。結論としてトレルチは現実にはキリスト教の理念から直接的にしかも本質的に演繹された政治倫理は存在しないと結んでいる［トレルチ：76-80］。

なお彼はキリスト教（政治）倫理についてそれは「国家における人間の生活目標を明らかにすることのない国家倫理の強力な背柱であり、また宗教的な倫理はもっとも根本的なところで非国家的で国際的である」としている。しかし「キリスト教（政治）倫理がもたらしたものの帰結は現実には民主主義と保守主義とに現れている」と付言している。

トレルチによれば政治と倫理とは古代ギリシャ時代から常に対立し、いかなる政治の現実主義も政治倫理を排除したり不必要なものにしたりすることは出来ないと主張する傍らで、キリスト教は愛の業によって個人道徳を築く目的としては存在するも、政治的原理としては存在し得ないという。むしろその意義は間接的ながら個人道徳の涵養、すなわち人格主義を通じて国家生活に影響を及ぼすとしている。「キリスト教の理念からは直接的に、或いは、本質的に演繹された政治倫理は存在しない」［トレルチ：76］というのが趣旨で、政治倫理をキリスト教の中心概念から規定することは不可能だとするのである。したがって「福音に一つの積極的な政治倫理となる可能性を与えるのは愛というキリスト教の中心概念ではなくて、それは自然の秩序への服従と、人格性という、両随伴思想である」［トレルチ：94］と主張する。

ウェーバーのごとく「政治と倫理とを峻別する」ことも健全な政治の発展のためには必要とされることであるが、同時にトレルチの主張のように「政治と倫理とが妥協する」ことも欠かせないことである。

マキアヴェリズムにおいてもクラートス（力）とエートス（倫理）とが一緒になって国家を建設し、歴史を形成するのが望ましいとされている［西村貞二 1991：183］。

なおキリスト教の政治倫理に関して金子は、政教分離の立場からキリスト教が直接政治に関与しないものの、政治を正すのはむしろキリスト教の義務でもあり政治への批判的立場が要求される、として簡潔に纏めているので以下に要約する［金子 1987：225-230］。すなわちキリスト教倫理は「神が人間のために何を為し得るか」と問うて現実を人間的に見るだけでなく、常に同時に神の目を以って見、神の意思に従って判断し、キリストとの交わりの内に世界に奉仕すべく派遣されているとの自覚に立って政治批判に従事する。現実の政教政策に鋭い批判を加え常に政治家の姿勢を正す役割が要求される。

① 国家と社会の物神化 Fetishism に対する批判を忘れないこと。

「物神化」とはある物体や存在に霊力が宿っていると見做して崇拝し、それにより災いを免れようとする呪物崇拝のことで、とりわけ国家は永遠の支配を確保するために物神化に努める。この物神化は社会や階級にも生じる。民族・人種・階級は容易く物神化される。この現象を批判するのがキリスト教の政治倫理の役割である。

② 批判的連帯の行動原則を取ること

キリスト教倫理は社会に対し奉仕の倫理に立ち福音の力に加速化され、献身的な愛により人間の福祉と世界平和を目指し、非人間化の疎外に対し挑戦し、人々に奉仕することを説く。政教分離の原則により社会の中心にキリスト者の交わりとしての教会の設立を断念し社会に対し伴侶として連帯することを志す。すなわち批判的連帯である。もって社会の福祉と世界の平和及び人間疎外の除去に向けて貢献することが奉仕の目的でありかつ連帯の目指すところである。

③ 抵抗権の主張と政治的参加を行うこと

キリスト者の政治への参加は国家権力の暴走と越権行為を批判するためにも必要不可欠である。

政治と倫理との関係についてはキュングによる以下のような類似の主張がある。すなわち「政治と倫理の間には、解決不可能な緊張関係が存在する。政治が倫理に従属することは政治の自立に正当性を与えないし不合理へと招く。一方、政治を倫理からまったく分離することも倫理の世界を犯し、不道徳へと導く。したがって、政治も現実には人間とその社会の高度の両面性を認識すべきである［Küng1988:57］」。人間の原罪を考えれば、政治と倫理とは一体として相互に固く結ばれていなければならず、いずれか一方のみ強くてバランスを欠けばその効果も効率性も減殺するのみか時に破滅の危険さえ招く。

トレルチやウェーバー、そしてキュングにおいてすら政治と倫理の間の不可分な関係については表現上の相違こそあれ略同内容であり両者のバランスが不可欠である。

## 4．欧州憲法条約の再検討

ヨーロッパ統合を考える場合、その統合を成し遂げた背景に共通の精神的土壌が存在していたことが欠くことの出来ない重要な点である。それは国や地域によって文化の形状に多少の違いが存在するとは申せ、ヨーロッパ諸国はユダヤ・キリスト教のヘブライズム文化とヘレニズム文化とを略々共有していることである。すなわちキリスト教は単に宗教としての領域を超えて文化の隅々にまで浸透しているのである。このことは逆に言えばヨーロッパ文化がキリスト教なくして現在の形で存在し得なかったとも言える。文化論者でもある T.S.エリオット（Thomas Stearns Eliot,1888-1965）によれば「いかなる文化も何等かの宗教を伴わずしては出現もせず発展もしなかった［T.S. エリオット 1951：7］」、と言うほどに、文化に対する宗教の影響は強い。そして彼は一つの文化はその文化の宗教的信念が衰退した後までも残光を放つとも付言している。それは本来文化を意味する英語の culture の真髄は cult 宗教だからでもある。

勿論ヨーロッパのいかなる国民の現実の宗教も一度も純粋にキリスト教であったり、また純粋にその他の宗教であったためしもないのであり、キリスト教のみがヨーロッパ文化を形成したのでもないが彼の地での文化形成に主役を演じたことは疑いない。

またこのことをティリッヒ（Paul Tillich 1886-1965 ドイツ神学者.）は道徳を欠いては文化は不真面目な遊びであると説き、キルケゴールではそうした文化は単なる美的な態度と呼んだものに他ならず、また宗教も不真面目な感情的自己高揚に他ならない、としている［ティリッヒ 1962：23］。そして文化は精神の次元における生命の自己実現、生命の自己創造である、と主張する［ティリッヒ 1962：25,151］。

こうした文化の維持・繁栄にはある種の愛国心が役立って余りあるところでもあり、エリオットもこのことについて触れ、このような愛国心は言わば自然宗教の一部でもあるとしている［T.S.エリオット：37］。しかも彼は一国の文化が繁栄するためにはその国民は統一され過ぎても分割され過ぎてもいけないとも言う。この点はまさにルソーが 18 世紀の時点でヨーロッパ統合を構想したときに懸念したのと共通している。すなわち彼は「総ての民族は夫々過去や民族魂を持っているので、それらを無視して一律無差別に同一の規定を適用し画一の法を当て嵌めて習俗も思想も習慣も画一化しては各人の人格を縮こませ窒息させてしまう［シャボー1961：142］」として、将来のヨーロッパ統合に関していわゆる国家連合 Confederation のような緩やかなものを望んだと考えられる。エリオットの文句にある文化の繁栄の条件として国民が統一され過ぎても分割され過ぎてもいけないという点に関しても、現在のＥＵの急速に拡大していく様を観察すると、経済的効果や政治的効果の観点からはいざ知らず、文化の維持・繁栄という見地からは多分に疑問を禁じえない。それは国民性や地域性、言語の相違、風土、習慣の相違等から生じる文化の多様性を消滅させることは必定であるし、必然的に人間社会の潤い、淡、変化を逐次削いでいくことになりかねないからである。この点からも人間社会の、正確にはヨーロッパ地域における、いっそうの無機質化が懸念される。仮に Confederation の形の統合が選択されたとしてもである。そして一部に囁かれるエスニシティー等による文化の多様化が維持・発展すると期待されてもである。

文化と宗教とのこうした密接な関係を的確に表現したものには他にも多数あり、例えばティリッヒでは、「宗教は文化の意味内実であり、文化は宗教の表現形式である［ティリッヒ 1978：16 - 20］」と言い、さらに先の T.S.エリオットは、「文化は宗教の受肉であり生ける宗教である［金子 1987：204］」と表現している。これらの表現は正しく両者の関係を巧みに言い表していて、表層部分としての文化のみに捉われがちな文明社会の現代人に対する反省の縁（よすが）ともなろう。

金子は「俗悪な定期刊行物、マスプロ的教育などが人間の思想・感情・行動を画一化し下劣なものとし、高度に技術化した労働は退屈であり、無意味となり、経済の組織化は非人間化を生み、過度の個人主義化は家庭（共同体）の意義を空しくさせ、法や信頼は失われ、行動は過激化する一方である［金子 1987：208］」として文化的危機の中心をなしているものを例示しているが、正にその通りで文化的空虚さが充満している今日の社会を象徴している。この文化的危機状態を解決するのは宗教であり、ヨーロッパ社会においてはキリスト教であろう。

キリスト教と文化の関係について先に掲げたゴーガルテンは、「キリスト教信仰と文化とは文化がキリスト教化されざるを得ないような具合に関わり合うのではない。むしろ逆にキリスト教信仰は文化が世俗的にあり続けるためにその役割を果たすのである［宮田：14］」としているが、文化の内容を担っている宗教であるキリスト教が現実の文化に対して演じる実質的役割をこのように表現しているのは象徴的である。

ゴーガルテンはさらに、「キリスト教信仰の下に成立し形成された西洋文化は人間行為によって現世を支配する科学的・技術的文化となった［宮田 :59］」としているが、世俗化の過程で一方では文明の発展をもたらす反面、これがキリスト教の進路を阻むことになり、キリスト教は自ら衰退の道を招くことになった。このことがのちに T.S.エリオットが、「宗教と文化とは一つの統一体の両面であると同時にそれらはまた二つの異なる対立物である［T.S.エリオット：98］」と述べる根拠である。

現代ヨーロッパ文化の危機を如何に打開すべきであるか。とりわけこれを宗教と文化―別しては政治社会文化との関係においていかに考えるべきであるか。近世が辿りついた以上のごとき危機の原因を根本に於いて近世宗教改革にあるとし、ここに古代ではなく、むしろ近世がそこから出発した中世に立ち返ることによって問題の解決に当たろうとするのがカトリック主義の本来の立場であるとされる［南原繁 1972：291］。

さらに統合ヨーロッパの夢を描いた多数の思想家の中にトレルチ、マイネッケ、そしてブルクハルトがあった。トレルチはそれを「生命的統一体」であるといい、マイネッケは「西洋文化共同体」、そしてブルクハルトにおいては「文化的綜合体」と言い表したが、表現の多少の相違こそあれ、期するところは文化的にも社会的にも有機的に結合される統合ヨーロッパを目指したものであったに相違ない。

南原繁によれば、「国家はあたかも高い精神世界の基礎の上に生命の統一的具体化へと進展するものにて、このような具体的な生の統一体以外の何物でもない」とした点は一見してトレルチ等がヨーロッパに託した夢と同様

であったかのごとくに思われる［南原：24］。

彼によればギリシャ人は既に、「宗教は道徳と同じく国家生活のための利用の動機から為政者によって作られたものと考えられ、国家に正義の観念なく、もしあるとしてもそれは弱者の間に作られたものに過ぎず、真の正義はむしろ強者の本源的な自然の権利において宿る［南原：55］」と主張していた。これがギリシャの国民精神文化と国家生活の危機を招いたものであるという。

さらにはヘーゲルの絶対的観念論では、「国家はそれ自身文化的統一体である。国家こそは自由が最高の権利にまで具体化された自己目的であって、この終局目的が個人に対して最高の権利であり、個人の最高の義務は国家の成員となることである［南原：98］」と言い、「道徳宗教のみならず学問と芸術の一切の文化もすべて国民生活の具体的内容としてその基礎と基盤とを国家のうちに見出し、国家はそれ自身文化の統体である」として古代国家理想を描写している［南原：98］。

国家を文化的統一体とした点ではヨーロッパを同種の表現を以って形容するブルクハルトたちと相通じるものがあるが、後者が「人間は調和または理性的本質においてよりも、霊肉の不調和・分裂等根本において罪悪の状態にあることから出発し、生命的統一体構想、或いはトレルチでは愛の共同体への進化」を説くのとは基本的に相違がある。換言すれば後者すなわちブルクハルトたちにおいては国家の文化的統一体構想は人間個々の相違点から出発し、生命的統一体へと積み上げていくのに対して、ヘーゲルにおいては全体構想を出発点として個々の構成員はそれに準じる形を採っている点に、いわばミクロとマクロとの大きな相違があると言える。こうしてヘーゲルの説いた文化的統一体構想は不幸にも後世全体主義思想への道を開くことになってしまった。

ブルクハルトたちの描いたヨーロッパの文化的統一体構想に沿えば文化と宗教、政治と宗教とは正しく関係を絶ち難く現在の憲法条約の策定過程に対しても疑問を禁じ得ない理由がここに存在する。

しかし現在の欧州憲法条約は1年2ヶ月という短期間に策定され、一旦は欧州理事会における承認が否決された後に、加盟国の一つスペインにおける政権交代を機に間髪を容れずに承認に持ち込まれ調印を済ませた経緯にある。

フランスの調査機関 SOFRES（Taylor Nelson Sofres）の調査によれば、フランス人が先般の国民投票で欧州憲法条約にノンを下した背景には憲法条約そのものの是非ではなく、国内政治の現状への不満があるという。この調査結果が正確であるとすれば、反対の理由の第一番目は、「失業の不安」であり、その次に「現在の政治に対する倦厭気分」であるとされる。政治や社会に対する辟易感が国民の間に充満しているということであろう。そして「比較的容易な条約再交渉の可能性」や「憲法条約が自由競争に拍車を掛ける」などの理由がその次のレベルに掲げられ、国家としての独自性の喪失懸念やトルコのＥＵ加盟を容易にする懸念などはさらに下位に位置づけられる。

果たしてこの結果を額面通りに受け止めてよいものであろうか。もしも憲法条約そのものにＥＵ市民を納得させるに足りるだけの存分の魅力のある規定があり、その必要性が市民に理解できるだけのものを持ち合わせていれば、仮に現政権や現実の政治や社会に不満があったとしても、むしろ国民は新しさを求めて、それらの魅力や必要性のある憲法条約を選好しただろう。基本法である憲法が十分の魅力と必要性を具備していたならば、現政権が主導した憲法条約であるからという理由の下に拒否してしまうことで国民は現実の政治や社会に対する不満を解消するほどの愚は犯すまい。

現在のＥＵの政治システムで最大の問題のひとつはいわゆるデモクラシーの赤字が依然として解消されていないことである。むしろこの赤字は解消されるどころか拡大の方向にさえあると言われる。その原因は多岐に亘るが基本的にはＥＵが独立主権国家の集合体であるために、依然として各国ごとの国益対立は根深く、欧州議会は党派別ではなく各国別に利益代表グループ化されていて国家間対立を煽る形となっていること、議会は各国個別事情に疎く必然的に関心も薄いこと、デモクラシーが基盤となす欧州市民の存在が稀薄であること等である。

自由主義デモクラシーは本来極めて個人主義的性格を帯びた政治システムである［中野：214］。このために国際的相互依存性とグローバリゼーションが急速に進展しつつある今日のヨーロッパの主権的国民国家を中核とするシステムの中でこそ発展し得た自由主義デモクラシーであるべきに、独立主権国家同士が踵（きびす）を接し、デモクラシーの基盤をなすヨーロッパ市民不在のこの地ヨーロッパでは、デモクラシーは必ずしも無条件の普遍性を持たず、むしろ矛盾対立を惹起する可能性が強い。

また国内的に見ても中心―周辺のシステムを作り出し「国家」にも「国民」にも同化し得ない地域的・人種的・宗教的マイノリティーないしエスニシティーに同化を強要し、同化しない場合に国民国家は抑圧的ないし排他的となる。

自由主義デモクラシーの個人主義的性格は集団的な意思や利害を個に分解し集団として有する社会的な役割や価値を軽視する傾向が有る。

政教分離はこの原則に立たない政治システム（祭教一致等）を未開視したり排除したりする傾向を持つ。すなわちヨーロッパ各国で頻発しているエスニシティー間の対立や差別化の問題がこれに相当する。

さらにデモクラシーが内包する最大の問題としても、その運用面での極度の世俗化即ち間接デモクラシーの下で発展してきた国家行政・管理に貫徹する技術性・合理性によって政治世界を極度に世俗化することにより政治世界を無機的・非人格的な統治技術の世界へと還元してしまう、あるいは、デモクラシーが飽くまで世俗化社会の政治原理であることを忘れ、社会的、文化的、宗教的な諸価値をも左右できる絶対至上の理念と考えてしまう、という懸念が存在する［中野：218］。

## おわりに

文化と宗教、宗教と政治が不即不離の関係にあり、特にキリスト教が文化的基盤の中核にあるヨーロッパで政治も政治倫理もキリスト教を措いて考え難いことは以上の考察から概ね言い得たと思う。統合も文化的綜合体を目標とする以上、一時の意思決定の簡素化や大国の都合に偏し、立法の精神や理念に乏しい憲法条約は真に市民の支持を得るには道遠いと思われる。

現在暗礁に乗り上げた欧州憲法条約についてはなおも早期の批准を目指す仏独が草案の一部条項の修正を以って執拗に当面の難関を乗り切ろうとする構想もあるが、欧州委員会を中心とする執行部は断じてこのような安易な修正には応じられない旨の声明を発してこうした動きを牽制している。国民投票の延期に当たってはデンマークやポルトガルでは、仏独中心に安易に修正を仄めかすような憲法条約には国民投票を以ってまでする批准に国家の面子が掛かると言わんばかりである。英国ではすでに欧州憲法条約は死文化したとさえ公言するほどである。

こうして問題が膠着状態に入ったときに直ぐに頭をもたげるのは相も変わらぬ各国の国益をめぐる激しい衝突である。いったいこのような状態で政治統合へと進めるのだろうかと周囲に気を揉ませること夥しい。

今回の国民投票の結果をめぐる関係者の議論に相も変らぬ憲法条約の外在的原因を挙げるものが後を絶たない。憲法条約が真に価値のあるものならばヨーロッパ市民はこれを一時の国内政治や政府に対する不満の捌け口として拒否権を投じる程愚かではない。

それは基本法としての憲法条約に明確な立法の精神や理念のないこと、民主主義の赤字に象徴されているごとく、民主主義への十分の認識とその言及が稀薄であること、形式のみの政教分離に拘り、キリスト教が育んだ政治倫理への記載を欠くことである。

神すなわちユダヤ・キリスト教の記載は近代ヨーロッパにとり桎梏とも申すべき事項である。それは決して特定宗教の宣伝であったり、排他的に一部宗教の排除を意味したりするものではない。歴史的事実の再確認である。彼らが自らの歴史に誇りを持たずにヨーロッパの将来は切り開けない。確固たるヨーロッパの歴史に目を塞いでは共通のアイデンティティも生じない。また政教分離は形式であり本質は信教の自由の保障であることを思い起こせば、枢軸国が嘴を極めて神やキリスト教の記載を見送るべしと主張するほどの意味はない。

この意味では単なる手続法の積み重ね（アキ・コミュノテール）の域を出ない今回の憲法条約は量においていかに膨大ではあっても実体を伴う理念を欠き、「憲法」の名を冠するには多くの疑問が残る。政治統合を目標とするヨーロッパの欧州憲法条約は目先の経済的合理性のみを追求することなく、長期的パースペクティヴを見据えかつ精神世界のリーダーとしての地位を取り戻すべく世

界的視点に立ったものであるべきである。論文終了

## 注

（1）因みにキリスト教を象徴する聖なる空間としての寺院 Temple はラテン語の「時」を表し、同時に「区別された広がり」の意を共有するテンプス Tempus を語源としている。両者は一定の区別された空間の中で時間を共有する。

（2）マタイ伝 5 章 38－48 山上の垂訓の一部「復讐の禁止」、「敵を愛すべし」ローマ書 12 章 9.キリスト教的生活規範「愛に偽りの無きこと」

（3）Erastus and Erastianism
宗教は国家に従属すべしとする思想。国家による教会の支配を意味するもの。Erastus（本名 Thomas Lieber1524-1583 スイス・バーデン生まれの法廷医・神学者、ツウィングリ支持者）が唱えたと言われる。１７世紀英国・ドイツで支持を受けた。英国長老派は拒否したが国教会は支持した。Erastus の真の意図は教会に対し国家から独立した強権を付与することを阻むことにあった。そして教会が社会で完璧な社会を形成するという福音主義教会の考えを阻止することにあった。したがって宗教の国家への従属論は誤用との説が有力である。

## 参考文献


R. N. ベラー、1996、『徳川時代の宗教』池田昭訳、岩波文庫。

宮田光男、1975、『政治と宗教倫理』岩波書店。

金子晴勇、2001、『近代人の宿命とキリスト教』聖学院大学出版会。

Peter L. Berger, 1979, *The Heretical Imperative Contemporary Possibilities of Religious Affirmation* Doubleday & Company, Inc., New York 邦訳、1987、『異端の時代—現代に於ける宗教の可能性』薗田稔、金井新二訳、新曜社。

『キリスト教大事典』、1979、教文館

ウェーバー、1989、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』大塚久雄訳、岩波文庫。

中野実、1998、『宗教と政治』新評論。

R.N. ベラー、1973、「アメリカの市民宗教」『社会変革と宗教倫理』河合秀和訳、未来社。

David C. Rappoport 1991, "Some General Observations on Religion and Violence" in Juergensmeyer ed. New York N.Y

Anson Shupe,Jeffrey K.Hadden,1988, *The Politics of Religion and Social Change*: Religion and the Political Order Vol. Ⅱ, Paragon House,

J.J.ルソー、1954、『社会契約論』桑原武夫・前川貞次郎訳、岩波文庫。

ブルクハルト、1972、『世界史的諸考察』藤田健治訳、岩波文庫。

デュルケム・エミール、1941、『宗教生活の原初形態上・下』古野清人訳,岩波文庫

Thomson *New Catholic Encyclopedia 2nd Edition*, The Catholic University of America. Press Washington

坂本進、2004、『ヨーロッパ統合とキリスト教』新評論。

小泉洋一、1998、『政教分離と宗教的自由』法律文化社。

『世界キリスト教百科事典』1986、教文館。

金子晴勇、1987、『キリスト教倫理入門』教文館。

西村貞二、1991、『キリスト教歴史双書７　トレルチの文化哲学』、南窓社

Hans Küng, 1988, *A Global Ethic for Global Politics and Economics*, Oxford University Press, New York, N.Y

T.S.エリオット、1951、『文化とは何か』深瀬基寛訳、アテネ新書、弘文堂。

ティリッヒ、パウル a、1962、『文化と宗教』高木八尺訳、岩波書店。

フェデルコ・シャボー、1961、『ヨーロッパとは何か』清水純一訳、サイマル出版会。

ティリッヒ・パウル、1978、『ティリッヒ著作集第七巻　文化の神学』谷口美智雄他訳、白水社。

南原繁、1972、『南原繁著作集第一巻　国家と宗教』、岩波書店

小田島義久、1988、『キリスト教倫理入門』ヨルダン社。

ゴーガルテン・フリードリッヒ、1975、「世俗化と世俗主義」『近代の宿命と希望』（『現代キリスト教思想叢書 10』白水社）

『世界キリスト教百科事典』1986、教文館

エルンスト・トレルチ、1983、『政治倫理とキリスト教』佐々木勝彦訳、（『トレルチ著作集３キリスト教倫理』ヨルダン社所収。）

土居真俊、1971、『ティリッヒ　人と思想シリーズ』日本基督教団出版局。

ボンヘッファー・ディートリッヒ、1973、『抵抗と服従—獄中書簡』（現代キリスト教思想叢書６）平石善司訳、白水社

Reinhold Niebuhr, 1935, *An Interpretation of Christian Ethics*, Harper & Row, Publishers London

イヴ・レオナール／編、植木浩／監訳、八木雅子／訳

# 『文化と社会　ー現代フランスの文化政策と文化経済』

芸団協出版部、288 ページ、2001 年 11 月刊、7,500 円+税

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科修士課程 2 年　　井　上　みゆき

本書は、フランス政府発行の雑誌『カイエ・フランセ』の文化政策に関する特集号（Cahiers français, N° 260 Culture et société, mars - avril 1993, La documentation Française）を全訳したものであり、原著は 1993 年に発行されている。その内容は、イヴ・レオナールが編者としてフランスの文化政策に関する既存研究をまとめたもので、大学・研究機関の研究者、行政機関やメディア関係者等の論文、あるいは既刊の著作や報告書の抜粋など多岐にわたるものが集められている。構成は序章のほか全三部から成り、第Ⅰ部では国家と文化の関わりについて、続く第Ⅱ部では文化と経済の関係について、そして第Ⅲ部では、フランスにおける文化活動の変遷について議論が展開されている。

芸術などの文化に対する公的庇護、支援、関与の歴史は古くに遡ることが出来るが、現代的な意味における文化政策（la politique culturelle）を、国家の責務として正面から堂々と打ち出したのは、なんといってもフランスであった。文化政策を所轄する、独立した文化問題省の誕生は、世界各国に大きな影響を与えることになり、文化を教育と切り離したところでの文化行政、文化政策への関心の高まりへと導いたのだった。本著は文化と現代社会との関係を明らかにし、国家主導により行われてきたフランスの文化政策がどのような背景のもとに形成され、発展してきたのかという壮大なテーマについて、戦後の文化政策と文化経済の変遷、そしてその評価をめぐり分析された、戦後フランス文化政策史の集大成ともいうべき大著である。

序章「文化の現代的な概念」では、フィリップ・フォレスト氏による文化をめぐる近年の定義の変遷が描かれている。フィリップ氏は英国ロンドン大学で 7 年間に渡ってフランス文学を教えたあと、ナント大学の比較文学教授の職に就いている。彼は娘の死後数ヶ月で書き上げた『L'Enfant éternel』（仮題：永遠の子供）で 1997 年度フィミナ賞新人小説家部門受賞の栄誉に輝いており、昨年は日本から着想を得た「Sarinagara」（ガリマール社）を上梓し、「12 月賞」も受賞した。彼はここで、文化をめぐる議論は、その定義や関わり方が問題の中心に据えられているという点で 1970 年代以来変化はないものの、かつては一部の知識人により既存の特権を打ち壊す形で開放されてきた文化が、今日では国家により保護されなければならない程危機的なものとして扱われるに至った近年の大転換を概観している。その上で、80 年代のサルトル、バルト、フーコー、レイモン・アロン、ラカンといった大物の喪失以来現代まで続く“文化は衰退しているのか”という論争の多くは文化のデカダンスに関するが、これを精神にまで当てはめてしまうことの危険性を指摘し、ここから後退する必要性を訴えている。更に、1987 年の『思考の敗北』（アラン・フィンケルクロート）と『無防備な魂』（アラン・ブルーム）により提起された文化の定義そのものに関する問いかけは、アラン・ブルームが指摘したように、文化を文化的なもの全般に置き換えてしまうこと、「文化」という語を拡大してしまうことで不確かさを内包してしまうことを示している。

第Ⅰ部「国家と文化」では、文化について考える時、その中心に必ず国家があるというフランスの特異性に着目しつつ、フランスにおける国家レベルの文化政策の歴史（1959～1993 年）が、大きく 4 つの時期に分けて詳細に紹介されている。まず第一期として、1959 年にアンドレ・マルローを初代大臣に迎えて文化問題省が創設された経緯と、1959 年から 1969 年までの、死者への賛辞と文化の家への夢を抱いたマルローの業績とその批判が回顧される。ついで第二期は 1969 年から 1974 年まで、すなわちエドモン・ミシュレからモーリス・ドリュオンが大臣を務めた期間についての文化問題省の活動、とりわけジャック・デュアメルの業績が取り上げられている。デュアメルが国家の役割としてあげた、演劇の歴史的遺産の保存、普及の促進、創造活動の奨励は、今なお文化政策の根幹を成すものである。更に第三期、1974 年から 1981 年に至るヴァレリー・ジスカール＝デスタン政権下の文化政策が概観されるが、ここでは、国の不介入主義により文化行政にリベラルな論理が導入されたことが、逆説的に社会の関心事の中心に文化への「配慮」というものを叩き込むことになった経緯が解説されている。またこの時代に言われ始めた文化財の保護について、ミシェル・ギィの功績が特筆されている。最後の第四期として、1981 年から 1993 年までの文化政策が振り返られるが、80 年代以降の社会党政権下で、ジャック・ラングとフランソワ・ミッテランという二大立者により推進された文化領域の再定義で、文化という言葉が拡大し、一般市民の活動の発展を中心に再構成された過程が描き出される。このようにして起こった 80 年代以降の主な変化のなかでも、大規模工事計画（les Grands Traveaux）の持つ意味は大きい。この 12 年の間に、文化は国政の中でも重要な地位を獲得することになったのだった。

続く第Ⅱ部「文化経済」には、政治学的・経済学的なテーマを扱った論考が四つ収められている。すなわち、第一に国・地方自治体・文化産業市場による、文化への資金供給の仕組み、第二に地方分散化の実態と文化予算の問題、第三にフランスにおける美術市場の構造的変容、そして第四に 1970 年代末から目立ってきた企業メセナの概要である。中でも最後の企業メセナについては、かつての歴史においては君主や貴族、富豪といった個人によって行われてきたメセナが、1970 年代末にアンドレ・マルローのもと、ミッシェル・ポメイによってその可能性が見出されて以来、芸術のみならず社会的・人道的、更には研究、環境、スポーツの分野においても、企業という法人によって行われるに至った経緯が、アドミカル(商工業メセナ推進協議会)会長のジャック・リゴにより、未来への期待に満ちた可能性として描かれている。

最後の第三部「文化活動と文化の重要課題」においては、フランス人の日常的な文化活動の実態や、ポピュラー文化と文化政策との乖離の問題、グローバル化と文化的アイデンティティの問題など、社会学的テーマに関する論文が集められている。第Ⅱ部の諸論考が文化を支えるシステム自体を取り扱っているのに対し、これら第Ⅲ部の諸論考で取り上げられているのは、文化政策を取り巻く周辺的な諸問題だといえるだろう。このパートの第一論文「フランス人の文化活動の変遷」では、大衆の文化活動におけるテレビ、ラジオ等ＡＶ機器の普及による時代的趨勢の変化が取り上げられている。そこには利用の仕方においてある種の集中が見られるが、社会的マーカーとしての外出行動にまでは影響を及ぼしておらず、典型的に見受けられる階層格差の温存がある事が分析されている。また第二論文「互いの無理解ーポピュラー文化と文化政策」では、文化へのアクセスにおける社会的不平等に対する、文化政策の取り組みの効果が問題にされる。ここでいう文化へのアクセスとは、人々がいわゆる「古典的」なものに触れることで、文化政策はこれを奨励することを目的としているわけだが、この 30 年来その効果が十分にあがらなかった理由について、文化を洗練された作品としての「文化」と、大衆的な作品としての「ポピュラー文化」とに分けることで分析している点は大変興味深い。記述された古典的な文化の過大評価は、学校で教える文化の規範を押し付けることになっただけでなく、しばしば「教養のある」消費者にとって「消費という文化的な義務」になっていること、そして、こうした文化政策において軽視されがちなポピュラー文化こそが、大衆のアイデンティティ形成にとって重要であることが指摘されている。大衆はジャンル横断的に文化を享受しており、ジャンル間で価値のランク付けを行い、そのヒエラルキーを固定化させるという発想への批判が行われている。最後の第三論文「世界とヨーロッパの文化についての重要課題」では、グローバル化に関して「地球文化」の誕生という楽観的な見解を批判し、文化をめぐって、ヨーロッパという視点のみならず、世界的にも普遍化とアイデンティティの確保を巡るさまざまなトラブルが発生しうることが鋭く論じられている。

以上、評者の主観を交えつつ全体の要約を試みたが、本著の特徴としては、以下の三点を挙げておきたい。

第一に、文化とは何かという根源的な問いに対し、従

来はエリートの特権として批判され、打ち砕かれてきた文化というものが、いまや社会全体の重要課題となり、政府の施策の最先端を占めるものになったという事が明らかにされている点だ。このことで、現在私たちが文化の重要性を訴えたり、文化政策の意義を唱えたりする前に、何を前提として文化を語っているのかという、重要ながらも曖昧にされてきた部分に鋭い指摘がなされている。

第二に、20世紀後半における、かつてない文化と経済の接近について構造的に解説されている点である。社会の文化志向の高まりは経済活動における文化産業の付加価値を生み出し、また文化活動そのものも、経済的な基盤と支援なくしては成立しない。大量生産・大量消費の高度工業社会から多品種・高品質を求めるポスト工業社会へと進みつつある、日本を含む多くの先進国にとって、社会経済の発展のカギは「文化」が握っている。本書は，この現代の文化と経済の相互関係・相互作用の諸相とこれら現象の原理を明らかにしている。

第三に、こうしたフランスにおける文化政策や文化経済が、単なる年代記的な分析に留まらず、その背景にある芸術家、思想家、政治家など識者たちの批判、賛同、評価等の議論についても述べられている点が挙げられる。

このようにフランスに端を発した国家による文化政策は、いまや世界的に重要なものとして各国に認知されている。今日の先進国においては、例外なく国家（および自治体）によって、直接・間接を問わず、芸術や文化の助成・援助が行われている。日本政府もまた芸術・文化活動の支援を行っており、国家予算のうち文化関連予算の割合でいって、フランスの約10分の1というささやかな規模ではあるが、文化庁の2003年度予算は、ついに1千億円の大台を突破した。1960年代後半からはユネスコ主催による文化政策に関する様々な国際会議も開かれている。

グローバリゼーションの進展と、技術革新に伴う生活水準の向上、教育の普及、マスメディアの発達、都市化といった社会構造の変化により、一部の知識層や富裕層のみならず、社会全体の欲求として現れた近代の文化の多様性への希求は、文化政策という形で主に各国政府、また国際機関により進められようとしている。しかしその一方で、本著で分析されていた通り、「文化」という言葉が余りに広範に用いられ、多用されるようになってしまった為に、文化とは何か、という根源的な議論は御座なりにされたままである。従って、あらゆるものが「文化」という名の下に正当化され、文化政策そのものも、コンセプトに明確さを欠いており、曖昧なまま人道的な主張ばかりが訴えられる事が多い。こうした現況において本著は、そもそも文化とは何かという定義の変遷と現代的意味、そしてその中での文化政策の様々な側面（理念・法的枠組・組織・制度・予算等）をあらゆる立場から分析し、いくつかの時代の政策の比較を通じて、文化政策の歴史・現状・今後についてより深く理解することが出来るという点で、大変意義深いものであろう。





ポール・ギショネ著、内田日出海・尾崎麻弥子訳

# 『フランス・スイス国境の政治経済史 —越境、中立、フリー・ゾーン—』

昭和堂、2005年5月

大阪産業大学　喜多見　洋

いつの時代でも国境やその周辺地域には、様々な注目すべき経済的、社会的、文化的諸関係が生まれてくる。巻頭の美しい口絵が印象的な本書は、スイスの国際都市ジュネーヴを取り巻くフランス・スイス国境地域を対象とし、そこに生じてきた特色ある諸関係を歴史的に取りあげた著作である。邦題が、「フランス・スイス国境の政治経済史」となっており、原著の題もLa Savoie du Nord et la Suisseとあるため 、一見したところでは、18世紀末から現代までフランスとスイスの国境地域を単に通史的に扱った著作のように思われる。そしてなるほど、この著作には、そうした側面も見られる。「北サヴォワ問題の起源」と題された第1章では、1814年以前のこの地域の歴史が論じられているし、第2章では1814年から1816年、第3章では、1816年から1859年までというように、以下、第8章までこの地域の歴史が年代順にたどられているからである。だが、本書の意義は、決してそれだけにとどまらない。

まず第一に、本書が、従来のヨーロッパ史の一国史観的な見方には適さないフランス・スイス国境地域を扱っていることが指摘できる。EUが誕生し、それに多くの国々が加盟するという現代ヨーロッパの状況を背景として、ヨーロッパ史では、一国史観的な見方からの解放という傾向が、自然な趨勢であるといってよいだろう。そして、そうした一国史観的見方からの解放傾向は、とりわけフランス・スイス国境地域にふさわしいものであるといえよう。というのは、この地域が政治的、経済的に特殊な地域であり、この地域の歴史自体が単なるヨーロッパの一地域の歴史ではなく、その歴史のなかでフランス、スイス、イタリア三国の近現代史が複雑に関与しあっており、訳者の表現を借りれば「ミクロ・ヒストリーとグランド・ヒストリーが交錯」した地域だからである。例えば、この地域の中心都市ジュネーヴを想い起こしていただきたい。この町は、18世紀末まで、独立した都市国家ジュネーヴ共和国だったのが、1798年にフランスの一都市となり、さらにナポレオンの没落とともに独立を回復し、1815年スイスに加わっている。またジュネーヴの東側、南側に接するサヴォワは、18世紀末までサルデーニャ王国であったが、1792 年フランスに併合され、1815年サルデーニャ王国にもどり、さらに1860年にフランス領となっている。このようにフランス・スイス国境地域は、ヨーロッパの国際関係の変化を敏感に反映し、政治的にも経済的にも複雑な変遷をたどったのであり、その歴史は、いわゆる国民国家の国境線の内側に安穏におさまったふつうの地域の歴史とは全く異なったものとなっている。本書は、こうした特色ある地域を扱うことによって、国民国家や国民経済を自明のものとする思考の有効性を問いなおし、これまであまり光のあたらなかったグランド・ヒストリーのいわば「ひずみ」の部分を照らし出しているといえよう。

第二に、本書がこの地域を取りあげる際に、「中立」と「フリー・ゾーン」に焦点をあてていることが指摘できる。このうちの中立は、政治的性格を帯びており、いかにもスイス的といえるし、もう一方のフリー・ゾーンは、経済的性格が強く、今日のEUがこれまで実施してきた諸々の試みを連想させ、それぞれきわめて今日的な興味深いテーマである。だが、忘れてならないのは、本書では、これらのテーマが歴史の中でいずれも具体的に取りあげられ、その変遷のプロセスも含めて、貴重な現実的、歴史的事例となっていることである。この地域にとっては、中立にせよフリー・ゾーンにせよ、長い年月をかけて生まれた具体的な現実なのである。そしてそれらは、さらに「越境」という本書のもう一つのキーワードとあ

いまって、越境が日常にとけこんだこの地域に特徴的なありようを浮かび上がらせ、本書の内容を説得力に富んだものにしている。また、こうした問題にうとい日本の読者にとっては、国境線というものを、日常との関係であらためて意識し、考える機会を提供するであろう。

第三は、フランス語圏スイス、すなわちスイス・ロマンドにかかわることである。もともとフランス語圏スイスが、スイスのなかで少数派であるという事情もあり、これまで特に日本のスイス研究では、ドイツ語圏スイスについての研究に比べ、フランス語圏スイスについての研究はさかんでなかったといえるだろう。しかし、本書は、フランス・スイス国境地域について、これまであまり注目されていなかった様々な歴史的事実を提示することにより、従来とは異なった視点からスイス研究を進展させることが期待できる、そしてそれは、さらに多元的国家スイスのナショナル・アイデンティティを考える場合にも大いに参考になるはずである。

最後に、経済学史、社会思想史から見た本書の重要性にもふれておきたい。経済学の世界では、本書が扱っている時期は、ちょうどアダム・スミス以降の経済学が発展する時期に重なっている。とりわけ、この地域に関していえば、19世紀初頭から40年代までシスモンディが、ジュネーヴで活発に知的活動を展開している。『商業の富』、『経済学新原理』など彼の一連の著作が生みだされたのは、まさにこのフランス・スイス国境地域においてなのであり、彼は、この地域の微妙さ、特殊性をよく認識していた。だからこそ彼は、フランス併合下で出版した『商業の富』のなかで、ジュネーヴについて、「フランス併合以前にはすばらしい繁栄を見せ、損失をうけたにせよ、今日でもまだフランスでは最も商業のさかんな都市の一つ」と表現し、さらに「関税は、今日、製造業を保護するどころか、製造業者の苦情をまきおこしている。彼らがもっとも熱心に願っていることは、ジュネーヴが自由港になることであり、もう一度関税線の外に出ることである。」(pp.152-3.) と述べているのである。また、もう少し社会思想史的に見れば、啓蒙思想家ヴォルテールが、まさに本書で取りあげているフランス・スイス国境地域であるフェルネーに住んで、しかもその地理的特性を十二分に活かして活発な知的活動を展開しているし、マルサス人口論や英国思想のフランスへの紹介に寄与した哲学者ピエール・プレヴォ、あるいは功利主義思想で知られている思想家エティエンヌ・デュモンなど、何人もの知識人が、この地域で活躍している。彼らの仕事は、様々な領域にわたっているものの、いずれもこれからの経済学史研究や社会思想史研究において注目されるはずである。そして、フランス・スイス国境地域固有の心性、世論、思想にも目を向けている本書は、上のような彼らの活動を吟味し、さらに深く理解するのにおおいに役立つのである。

とはいえ本書には、若干の問題もある。一つは、各章のバランスである。本書は、第2章から第8章までで、約2世紀の動きが扱われているわけだが、各章の量的バランスにややかたよりが見られる。もう一つは、この地域の将来についてである。本書の「まえがき」にある「国家の狭間で屈折してきた生活・文化空間が、ヨーロッパ近代の国家的くびきから伸びやかに開放されるパースペクティヴ」をさらに明確にすることが、求められるはずである。もっともこれは、本書を読んだ若い人々の課題かもしれない。いずれにしてもジュネーヴ大学で長年教鞭をとり、退職後の現在も本書が扱っているフランス・スイス国境地域に居住するフランス人である著者が述べる内容には、説得力がある。また本書に収録されている図表は、原著より見やすくなっており、訳文もおおむね読みやすい。政治経済史だけでなく国際経済、経済学史、社会思想史、西洋史といった様々な分野の研究者にとって有益な著作である。





坂本進　著

# 『ヨーロッパ統合とキリスト教 —平和と自由の果てしなき道程』

新評論、2004年

早稲田大学社会科学部教授　　古　賀　勝次郎

昨年五月、新たに十ヶ国が加わり、EU は加盟国二五ヶ国、人々も四億五千万人を擁することになったが、この拡大傾向は今後も続くことになろう。現在 EU が全力で取り組んでいるのは、欧州憲法の制定であり、昨年十月には、欧州憲法条約がすべての加盟国により署名された。このように EU は今日、過去半世紀以上にわたる、たゆまぬ統合への努力が報いられつつあるようにも見える。だがそこには問題はないのであろうか。

M・ヴェーバーの近代化論を持ち出すまでもなく、西洋が近代社会を形成・確立していった背景にはキリスト教があった。近代化に伴って、多くの歪みや逸脱も生じたが、ともかくそれらを乗り切って、近代化を推し進めてこられたのもキリスト教がその背後で規制力として働いていたからである。そして EU 統合もその初期においては、欧州統合の父、ロベール・シューマンの構想にも見られたように、キリスト教が民主主義と共にその中にしっかりと据えられていたのである。けれどもその後の EU 統合は、専ら経済面を中心に推進されてきた。確かに、それによって、共同市場の確立にとどまらず、単一通貨の創設を達成することができ、そして今、欧州憲法の制定に向かうことが可能になった、ともいえるであろう。だが、著者は、実にそこに強い危機感を抱くのである。著者は「はしがき」の中で次のように言う。「統合が現在のように相互の経済的期待を満たすことが主目的で、いわば物質的繁栄を達成するための道具として存在するならば、それは相互利益譲渡のためのいわば協同組合のような一時的な共同組織でしかなく、たとえ多数の加盟国の命運を賭けたものといえども、このような人為的な共同組織に永続性を期待するのは大きな誤りである」、と。

著者は、おそらくヴェーバーと同じように、経済や制度の土台に宗教的・倫理的なものがあってしかるべきだと考えているのである。宗教的・倫理的なものを考慮せず、経済的繁栄・制度の合理化のみを考えて統合を推し進めていくならば、いつかは社会全体が崩壊することになろう。だが、政治家ばかりでなく学者、研究者までが経済的・制度的な側面からのみ統合を考えているのである。もっとも、ヨーロッパの学者の中には、本書の中にも出ているように、僅かではあるが、キリスト教を土台に EU 統合を考えている者もいる。しかし日本では、そうした学者、研究者は皆無といってよく、この点だけからでも、本書は我が国における EU 統合の研究として類書のないユニークな研究書といえるのである。

本書は EU 統合をキリスト教的世界観から捉えようとしているため、護教物的立場から議論として理解する者もあるかもしれないが決してそうではない。本書はあくまで、社会哲学的・社会思想的研究として取り組まれたものであり、歴史的文献や先人たちの業績を真摯に、また入念に読み、且つ解いて成ったものである。では、以下簡単に本書を紹介することにしよう。

先ず第一章では、本書の主題の一つ、キリスト教的平和がどのようなものかについて、カトリックからプロテスタント諸派にわたって概観されている。言うまでもないが、キリスト教が二十世紀を通して、世界の主要な戦争の仕掛け人であったことは紛れもない事実である。しかし著者はここで特に N・クザーヌスを取り上げ、そのキリスト教的平和観を読み直し、そこに現代において見直されるべきキリスト教的平和観の原点を確認する。

次に第二章で、十四世紀以後の欧州統合思想を巡り、今日の EU 統合の源流にキリスト教的平和があることが指摘される。そして、第二次大戦後の統合が米国や日本に遅れをとった経済を早急に回復させるため経済面の強化に偏ってきたこと、中・東欧諸国の加盟が現状のまま

進展すれば、各国の国益の主張にますます激しさが加わるであろうことなどが懸念されている。寧ろ、中・東欧諸国の加盟を機に、過去の統合理論を見直し、今後の政治的統合の布石とすべきではないか、と著者は説く。

第三章ではトレルチが取り上げられている。EU の今後を思想的側面から展望する時、キリスト教の現代への再活性化に取り組んだトレルチの方法に学ぶべき点が多いからである。例えば、トレルチは宗教と政治の関係について、精神生活の意味と目的に関わるのが宗教で、そのための物質的基盤に関わる準備段階が政治である、と唱えている。

第四章で著者は、ブルクハルトとヴィーコに学ぶ。自由を弄び、無規律な時代を偽りの教養で装い、挙句の果てに自由に弄ばれている現代を冷静に見つめるブルクハルト、せっかく手にした自由を乱用すれば、堕落し、アナーキーに陥らざるを得ないと鋭く指摘したヴィーコ、何れも今日の EU 統合への警鐘とも読み取れる。「歴史は現代と過去との対話」というブルクハルトの言葉に耳を傾けるべきではないか、と著者は説く。

第五章。ここでは、ニーバーやキュングのキリスト教における原罪物と人間が歴史において求める自由との間の矛盾とが考察されている。すなわち、歴史において人間が不断に求める自由も、人間が生来有する原罪により不可避に自らを不安にし、やがて腐敗へと導く。それと同じく、政治と倫理は常に一体として相互に固く結ばれていなければならない。「宗教とは常に絶望の淵に立てられた希望の砦」だというニーバーの思想を平等こそ平和を理想とする社会にとっての象徴的なもので、その実現によって真の平和が達成されるべきというキュングの思想とが相俟って、EU の発展も地球的人間社会の発展も可能になろうとしている。ニーバーとキュングの思想を今日の EU 統合の問題と結びつけて論じていて大変興味深い。

次の第六章では、マイネッケの理論に基づいて、国益と国家理性について論じられている。国家理性も、理性という美名の下に過去に数多くの残虐行為がなされたが、それは平和と並んで人類の宿痾ともいうべき不条理かもしれない。エ・バーリンによれば、過去の欧州の歴史は、一方では公的秩序への願望があり、他方では自由への限りない願望があった。重要なのは、互いに対立するものを調和させ統合することで活路を見出すことである。それ故に、国益と国家理性も公的秩序と個人の自由への願望と等しく対立概念の調和の上に成立すべきものでなければならない。従って、現状のますます募る国益主張のみを罪悪視することは、角を矯めて牛を殺す、の類となって健全な統合の阻害要因ともなりかねない。

第七章．ここでは、EU 統合が経済目標を優先すべきか、それとも文化・政治統合を重視していくか、という本質的にアンヴィバレントな両者の均衡をどう調和させるかという問題が論じられている。これは、ナショナリズムと広域化のバランスをどのように調和させるかという問題とも関わる。そしてこの問題と深く関わっているのが、EU おけるヨーロピアン・アイデンティティの不在という問題である。これまで、ヨーロッパ文化の土台をなしてきたのはキリスト教であった。欧州統合の建設に市民の力が存分に発揮し得ていないのは、統合においてヨーロッパのエートスともいうべきキリスト教が充分な使命を果たしていないからだ、と著者はいう。

以上の理論的考察を踏まえて、第八章では、キリスト教に起源を持つデモクラシーや連邦主義思想、更には EU 統合理念の根底をなす補完性原理に焦点を合わせ、政治倫理をキリスト教社会教説との関わりの中で、EU が今後どのような軌跡を描くか欧州統合の将来像の展望が試みられている。

そして第九章。著者によれば、憲法は政治的アイデンティティの反映の象徴である。それ故、著者は、欧州憲法条約の理念に、キリスト教的政治倫理が見出されないことを鋭く衝く。加盟国が増加するに伴って、一層迅速な政治的意思決定が必要なことは物を待たない。だが、現在策定過程にある欧州憲法条約は、手続き法的な面に偏っていて、憲法理念への検討が不十分である。それは、経済的合理性の追求が先行していうということであって、民主主義、平和、人権、倫理などに関する記載が必ずしも十分では無い。その理由は、ヨーロッパの隅々まで浸透しているキリスト教的文化遺産、とりわけヨーロッパ人の精神的な風土を形成しているキリスト教に目を塞いでいるからである。一部加盟国における過去の歴史的経験に過剰なほど固執し、現実を直視せず、単に表面を糊



塗しているに過ぎない。そうした政策は何れその実態を露見するであろう、と著者はそう主張しているようである。

補章では、連邦制の歴史において現在の EU の縮刷版ともいえるスイス連邦共和国の歴史と現状の隘路（例えば、永世中立主義）について論じられている。補章といえ、注目されてよい章である。

以上、本書について簡潔に紹介してきたが、もちろん、まだ論ずべきことは数多く残っている。例えば、本書との関係でも、最も大きな問題といえるトルコの加盟問題である。言うまでもなく、トルコはイスラム教国である。だが、欧州諮問会議の議長を務めたジスカール・デスタンはトルコの加盟に反対している。この問題にどう答えたらよいか、本書では必ずしも明瞭ではないが、しかしその示唆は与えているように思われる。

本書は、専ら宗教的・倫理的側面から欧州統合問題を論じているが、長い間主要民間銀行のパリ支店長として具に欧州統合の歴史を見てきた著者だけに、本書の主張は大きな説得力を持っているのである。

Evelyne Dourille-Feer et Jun Nishikawa (sous la direction de)

# LA FINANCE ET LA MONNAIE A L'AGE DR LA MONDIALISATION. EXAMEN COMPARATIF DE L'ASIE ET DE L'EUROPE

2004, 237 pages

早稲田大学　西　川　　潤

本書は、2001年10月30日、11月1日に東京、早稲田大学の国際会議場で開催された第7回日仏経済学会議「グローバル化時代における金融と通貨。アジアとヨーロッパ」に提出された諸論文をまとめたものである。この会議は日仏経済学会とフランスの国際経済予測・情報センター（CEPII）との共催によるもので、日仏両国から多くの参加者を集めた。

アメリカ発のグローバル化のなかで、ヨーロッパでもアジアでも大きな通貨価値の変動を経験し、それぞれ、グローバル化時代の通貨・金融政策について新しい対応が必然となてきた。ヨーロッパでは、1990年代始めに当時のヨーロッパ通貨システム（EMS）に対して、投機筋の攻撃がかけられ、ポンド、リラ等が為替調整メカニズム（いわゆる「スネーク」と呼ばれる上下幅2.5%内の共同変動制度）から一時的に離脱することになった。また、アジアでは、1997～98年にタイのバーツに端を発し、マレーシアのリンギ、インドネシアのルピア、韓国のウォン等がそれぞれ大幅に売られ、通貨価値が1年間に40～70%下落して、経済混乱を導いた。

ヨーロッパの場合は通貨混乱は、むしろマーストリヒト条約による3面統合の推進を導き、EUは強い政治的意思の下に通貨統合へと進みだして、今日のユーロ発足へと至った。アジアの場合は、単にヘッジファンド等の投機筋の暗躍ばかりではなく、高成長の陰に、一部の国でバブル景気や過剰投資など、経済ファンダメンタルズが悪化し、それが国際投機資本によって利用されたといえる。だが、いずれの場合にも、多国籍企業の海外資金運用が膨大な量にのぼり、それが各国の金融通貨政策に影響を及ぼしたことには変わりはない。

ここから、日仏の経済学者が集まって、経済グローバリゼーションが国民国家の通貨・金融政策にどのような影響を与えるか、また、投機的な資金運用に対する対策は何か、今日の世界経済において貨幣経済と実体経済との関係は何か、等の基本的な問題を理論的勝つ政策的に検討することを、今回の日仏経済学会議ではめざした。本書は2部に分かれる。第一部「グローバリゼーションに直面する通貨と金融」では、ミシェル・アグリエタ（パリ第10大学）「グローバリゼーション時代の通貨主権」、フィリップ・ユゴン（パリ第10大学）「金融安定は、国民的公共財か、地域的公共財か、それとも世界的公共財か？」、松本保美（早稲田大学）「国民国家の衰退と新しい経済的社会的権力の誕生」、アニェス・ベナシィ＝ケレ（CEPII副所長、パリ第10大学）＋ブノワ・クーレ（フランス経済・財政・産業省主計局次長）「"小国"の通貨を救うための地域協力」、　アミナ・ラレーシュ＝レヴィル（アミアン大学・CEPII）＋アニェス・ベナシィ＝ケレ『中国と通貨的地域主義』の5本の論文が集められている。

第二部「アジアとヨーロッパにおける資本主義制度の金融化と変化」では、西川　潤（早稲田大学）「アジア諸国における国家主導型発展システムの改革」、エヴリーヌ・ドゥリーユ＝フェール（CEPII）「日本型発展モデルの変化」、ロベール・ボワイエ（国立研究センタ＝CNRS主任研究員及び社会科学高等大学院＝EHESSの主任教授）「日本の構造的、金融的危機は、政治的危機に向かうか？」、セバスチャン・ルシュヴァリエ（数理経済計画予測研究センター＝CEPREMAP）＋大中一弥（早稲田大学・パリ第10大学）「グローバル化と日本型発展モデルの危機。表象にどう現れたか？」、井上泰夫（名古屋大学）「日本における賃労働制度再考」、ドミニク・プリオン（パリ・ノール大学）「フランスにおける資本の新しい地図と企業ガバナンス。企業ガバナンス・モデルの変化再考」の6本が収録された。



第一部では、グローバル化と地域化の二つの運動が国民国家の通貨・金融政策にどのような影響を与えるかが、主として理論的に扱われる。

アグリエタは、通貨を媒介手段としてみる「外部性」通貨理論を排し、通貨を社会関係の表現としてみる「内部性」理論の立場から、経済グローバル化の進行が本来、グローバル通貨を必然とするにもかかわらず、グローバル通貨を伴っていない現状から、各国のそれぞれ異なる通貨政策の結果としての、通貨価値の相克が電子マネー取引の増大により輪をかけられ、国際通貨価値の不安定を導くと見る。必要なのは、各国間の協調関係とグローバル化時代に即したグローバル通貨の創出だが、それが得られない現状では、国際通貨不安は絶えず訪れることになる。

その表現が、東アジアでは、各国の「強い国家」による国益優先主義を導き、グローバリゼーションとの矛盾として、アジア通貨・金融危機を結果したと見るのはユゴン論文である。アグリエタ論文が触れた電子マネー取引の拡大が、国民国家の金融・通貨政策を骨抜きにして、多国籍企業の財務取引を安定化する方向に働き、グローバリゼーションの新たな土壌を形成しつつあると論じたのは松本論文である。

アジアでは、輸出市場がドル圏に傾いていることからも、国際通貨としてのドルへの依存度が高いし、中国のようにドルへのペッグを通じて、高い輸出＝経済成長を実現している国もあるが、その矛盾は必ずやアジアの中小国に現れ、これらの国は何らかの形で通貨・金融面での地域協力に国民国家ベースの通貨政策の不安定状態からの解決策を見出さざるを得ないと見るのは、ベナシィ＝ケレが、クーレ及びラレーシュ＝レヴィルと連名で発表した二つの論文である。

第一部の諸論文は、グローバル化時代における国民国家ベースの通貨政策の不安定化の必然性を示し、ヨーロッパで進行中の地域協力による通貨安定策がアジアでも早晩現れるだろうと見るところに特徴がある。

第二部では、1990年代に進行したグローバリゼーションが、従来国家主導型の発展モデルの下に経済成長を続けてきた日本及びアジアの諸国のガバナンスに、また、多国籍企業のガバナンスに対してどのような影響を及ぼしてきたか、を分析する。

西川論文では、1990年前後から、日本も含めてアジア諸国で急速に進んできた、

開発独裁型国家ガバナンスの変容を検討している。アジア諸国は例外なく、先進欧米諸国へのキャッチアップをめざして、日本型の政官財が発展のリーダシップをとる国家主導型発展モデルをとってきたが、これが、外からはグローバリゼーションの影響によって、自由化、規制緩和、民営化の荒波にさらされるようになった。だが、開発独裁国家の変容はそればかりではない。国内からも工業化と共に成長した中産階級、市民社会の民主化圧力が始まり、タイ、韓国、インドネシア、そして日本等で次々とより透明な民主主義ガバナンスを求める運動が開発独裁政権の解体を導いている。つまり、グローバリゼーションはたんに経済のグローバル化にとどまらず、それとあい伴う意識のグローバル化としても表れており、それが、国家主導型発展モデルの解体、変容を結果したのである。

ドゥリーユ＝フェール、ボワイエ、ルシュヴァリエ＝大中、井上の各論文は、日本に的をしぼって、１９９０年代の不況の原因、日本型発展モデルの変化、その根底にある労使関係の変容、これらと地域化、グローバル化との関係を扱っている。

ドゥリーユ＝フェールは、日本型発展モデルの3本柱—平等主義、集団的合意、中央集権—がグローバル化時代に動揺し、所得階層間、男女間、世代間、地域間の格差が増大したことが、このモデルの行き詰りの本質と見る。だが、そればかりではない。1980年代末までの日本型発展モデルの成功に安住し、情報通信技術など技術革新に遅れたことも大きい。ボワイエは、80年代後半における利潤への過剰な期待が、実体経済との乖離を拡大し、バブル経済を導いたが、90年代に入ってのグローバル化の下での金融自由化、規制緩和の流れのなかで、従来の調整装置が機能しなくなったことが、日本型モデルを行き詰まらせたと主張する。日本型モデルは、国内的には円のデノミ、金融制度の再編、国家介入の領域の見直し等、構造改革を必要とするが、中長期的には、アジア諸国との地域協力のなかに新しい出口を見出すことになろ

う。

ルシュヴァリエ＝大中は、日本経済はグローバル化をつねに受身に受容するばかりでなく、グローバル化を進める側に立ってもいる。問題は、日本がそのような能力に関する自己認識を欠き、つねに自分を弱者のように描き出すことによって、アジア地域、さらには世界経済に対する新しいメッセージを生み出せなかったことにある。日本がボワイエ、ドゥリーユ＝フェールらも主張するようなグローバル化時代に即した平和的経済モデルーたんなる自由経済ではなく、政府の公共政策、民間活力と市民社会の参加意欲を調和させたょうなモデルーを生み出すとき、日本のアジア、世界における地位は確固たるものとなろう。井上は、1980年代までの日本、ドイツ、北欧諸国の経済成功を特徴付けた安定した労使モデルが、グローバル化時代に変容を余儀なくされている今日、長期的には景気上昇局面にある資本主義発展の時期に即した発展を日本が実現していくためには、変容する生産システムに即した労使関係を、たんに国内ばかりでなく、アジア地域にまで開いて成立させ、保護主義でもなければ、市場経済一辺倒でもない、中間の道を模索していくべきだとする。

経済グローバル化を批判し、債務免除やトービン税を主張することで知られる国際NGOの「ATTAC」ブレーンとして知られるドミニク・プリオンは、ヨーロッパの企業ガバナンスを調べ、ヨーロッパ諸企業が単なる株主資本主義でもなければ、労使協調主義でもない、ハイブリッド型のガバナンスを生み出しており、資本主義もまた多様化していることを示した。

これらの諸論文を通じて驚くべきことは、経済のグローバル化を通じて、資本主義の多様化がすすんでおり、それが世界経済の地域化と連動していることの指摘である。これまで、資本主義経済の発展を担ってきた国民国家ベースの経済システムは非加逆的に過去のものとなろうとしている。新しい時代に即した経済ガバナンスの形成は、ヨーロッパではEUの3面統合、地域主義の形成とリンクしつつ進んでいる。アジアでは、日本が新しい時代の開始を見誤ったことにより、10年余の低迷に喘いだが、アジアの地域主義と結ぶことにより、日本型モデルを革新すると共に、新しい発展の道がひらけよう。それは、グローバリゼーションと関連して起こったアジアの金融通貨危機が日本はじめアジア各国に示唆するところである。

2001年秋に開かれたこの会議で既に明確にグローバリゼーション下のアジア諸国の選択がアジア独自の地域経済システムの構築にあることが示されていることは、読者の目を見開かせるものだろう。それから4年後、政治はようやく東アジア・コミュニティを語りはじめている。理論が現実を先取りしうることのよい例証が本書に見出される。





# 活　動　報　告

◆以下のように、理事会、総会、研究会をとり行った。

日　時　2006年3月10日（金）

理事会：12時～13時（早稲田大学大隈会館1階「楠亭」）

総　会：13時半～14時（早稲大学本部キャンパス1号館2階現代政治経済研究所会議室）

研究会：14時～16時（同場所）

1）脇坂紀行（朝日新聞）「社会的ヨーロッパの現状」

2）Alain－Marc Rieui（リヨン大学東アジア研究所、東京大学客員教授）「LA SOCIETE CIVILE ET LA DEMOCRATIE EN EUROPE A L'AGE DE MONDIALISATION」

◆新入会員の件

以下の三人から入会の申し込みがあった。

・宇仁宏幸、京都大学大学院経済学研究科教授、住所606-8501　京都市左京区吉田本町　TEL; 075-753-3444 E-mail;uni@econ.kyoto-u.ac.jp、推薦者山田鋭夫（九州産業大学）。

・原田裕治　名古屋経済大学　経済学部　住所484-8504　愛知県犬山市内久保61-1　名古屋経済大学経済学部、推薦者山田鋭夫（九州産業大学）。

・横田宏樹、所属　EHESS（社会科学高等研究院）Master2（以前のDEA）住所（日本）　522－0002　滋賀県彦根市松原町１８４９－４２、（フランス）Les Estudines de La Defense, Appt.713、11 Allee des Tilleuls、92400, Courbevoie、FRANCE E-mail: hiro-yokota@r8.dion.ne.jp

◆会計状況

平成18年2月9日現在、412.388円。

# 日仏経済学会役員

（2003年4月－2005年3月）


会長　西川　潤

理事　井上泰夫
大田一廣
長部重康
勝俣　誠
阪上　孝
鈴木宏昌
諏訪貞夫
竹内佐和子
新田俊三
花田昌宣
菱山　泉
平野泰郎
廣田　功
山田鋭夫
若森章孝

顧問　小金芳弘
林　雄二郎

監査　堀川士良

事務局　清水和巳




# 投稿規程

1．本『BULLETIN』への投稿は、原則として会員によるものとする。
2．原稿の分量は、原則として1万6000字（400字×40枚）以内とする（図表等を含む）
3．使用言語は、日本語・仏語のいずれでもよい。
4．ワード・プロセッサーによって作成された原稿とともにフロッピーディスクを提出されたい。
5．別紙に仏語での表題を書き添えること。
6．投稿論文の掲載可否は、編集委員会にて決定する。


日仏経済学会・BULLETIN・第24号

2006年7月15日

発行　日仏経済学会
代表者　西川　潤
編集責任者　清水和巳



連絡先:　〒169-0051　東京都新宿区西早稲田1-6-1
早稲田大学政治経済学部　清水和巳研究室気付
日仏経済学会事務局
TEL　03-3203-4141（内線3355）
FAX　03-3203-9816
E-mail　skazumi@mn.waseda.ac.jp



郵便振替口座番号:　00110－8－42423

印刷　株式会社　サナエ（早稲田大学西門前）　TEL　03-3203-1119

BULLETIN DE LA SOCIETE FRANCO-JAPONAISE DES SCIENCES ECONOMIQUES

Février 2006 N°24

SOMMAIRE

PREFACE ..... Jun NISHIKAWA

ESSAIS

LE SEJOUR EN PAU ..... Masayuki IMAI

TCSF PAPIERS BLANCS 2005 ..... Minoru OBAYASHI

SUR LE 1968 ..... Makoto KATSUMATA

FRANCE ET MOI ..... Hiromasa SUZUKI

LES ENJEUX DE LA DECENNIE PERDUE ..... Sébastien LECHEVALIE

ARTICLE

La Communauté de l'Asie de l'EST et la sociétè civile ..... Jun NISHIKAWA

Le développement de Hong Kong revisité : le libéralisme à l'épreuve de l'aménagement de l'espace ..... Jean-Louis Augustin ( tr. Miyuki INOUE)

SOCIETE LAIQUE CONTEMPORAINE ET ETHIQUE CHRETIENNE ..... Susumu SAKAMOTO

CRITIQUES DES LIVRES

Yves Leornard (ed.), La culture et la sociétè -la politique culturelle et l'économie culturelle en France contemporaine ..... Miyuki INOUE

Paul Guichonnet, La Savoie du Nord et la Suisse. Neutralisation, Zones franches, ..... Hiroshi KITAMI

Susumu SAKAMOTO, SOCIETE LAIQUE CONTEMPORAINE ET ETHIQUE CHRETIENNE - ITINERAIRE DE L'UNIFICATION EUROPEENNE, Shin-Hyoron, 2004 ..... Katsujiro KOGA

Evelyne Dourille-Feer et Jun Nishikawa (sous la direction de), LA FINANCE ET LA MONNAIE A L'AGE DR LA MONDIALISATION. EXAMEN COMPARATIF DE L'ASIE ET DE L'EUROPE, Paris, L'Harmattan, 2004, 237 pages ..... Jun NISHIKAWA

RAPPORT D'ACTIVITES DE LA SOCIETE FRANCO-JAPONAISE DES SCIENCES ECONOMIQUES

Le rapport des activités de la Société Franco-Japonaise des Sciences Economiques en 2001-2003

Le rapport des comptes des années fiscaux 1999, 2000, 2001

Le réglement de la la Société Franco-Japonaise des Sciences Economiques

La liste des menbres de la Société Franco-Japonaise des Sciences Economiques

La liste des members du Conseil d'Administration de la Société Franco-Japonaise des Sciences Economiques